

令和5年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和5年12月1日（金）午前10時開会

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | | 会期の決定について |
| 第 3 | 報第 1 号 | 専決処分の報告について
公用車の接触事故について |
| 第 4 | 報第 2 号 | 専決処分の報告について
公用車の接触事故について |
| 第 5 | 議第 1 号 | 上牧町手話言語条例の制定について |
| 第 6 | 議第 2 号 | 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議第 3 号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議第 4 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議第 5 号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議第 6 号 | 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第11 | 議第 7 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第12 | 議第 8 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第13 | 議第 9 号 | 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第14 | 議第10号 | 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第15 | 議第11号 | 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について |

- 第 16 議第 12 号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 17 議第 13 号 上牧町文化センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議第 14 号 令和 5 年度上牧町一般会計補正予算（第 5 回）について
- 第 19 議第 15 号 令和 5 年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について
- 第 20 議第 16 号 令和 5 年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
- 第 21 議第 17 号 令和 5 年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について
- 第 22 議第 18 号 令和 5 年度上牧町水道事業会計補正予算（第 1 回）について
- 第 23 議第 19 号 令和 5 年度上牧町下水道事業会計補正予算（第 2 回）について
- 第 24 議第 20 号 2 トンリサイクルカー購入契約の締結について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 24 まで議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	石丸典子	２番	氏原賢一
３番	竹中亮造	４番	安中和
５番	東初子	６番	上村哲也
７番	竹之内剛	８番	牧浦秀俊
９番	服部公英	１０番	康村昌史
１１番	木内利雄	１２番	遠山健太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	上下水道課長	南浦伸介

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（遠山健太郎） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和5年第4回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○議長（遠山健太郎） これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎町長の挨拶

○議長（遠山健太郎） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和5年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には早朝よりお集まりいただき、誠にありがとうございます。

11月3日に、議員の皆様をはじめ、各団体の皆様にご協力を頂き、ペガサスフェスタ2023を開催いたしました。当日は天候にも恵まれ、来場者は昨年度とほぼ同様の約5,000名の方々にお越しを頂きました。本当にありがとうございました。今後も住民の皆様喜んでいただける、また楽しんでいただけるようなペガサスフェスタを開催し、にぎわいのあるまちづくりを目指したいと考えております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

報第1号及び報第2号につきましては、公用車による接触事故の損害賠償額の決定及び和解成立に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の

専決処分事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議第1号につきましては、手話に対する正しい理解の深化や手話を使用しやすい環境を整備し、手話を使用する人が安心して暮らすことができるまちづくりを実現するために条例を制定するものでございます。

議第2号から議第9号につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員における給与法の一部改正、地方自治法の一部改正等に伴い、上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

議第10号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございます。

議第11号につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、上牧町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

議第12号につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

議第13号につきましては、町が主催する事業で上牧町文化センターを使用した場合、使用料を免除とするため、上牧町文化センター設置条例の一部を改正するものでございます。

議第14号は、令和5年度上牧町一般会計補正予算（第5回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,855万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億1,513万5,000円とさせていただいております。

また、第2条地方債の補正では、起こすことのできる地方債の変更として、予算書8ページ、第2表変更で、地域公共交通環境整備事業及び史跡上牧久渡古墳群整備事業に係る補助金が新たに採択されたことに伴い、財源振替を行いましたので、限度額を変更しております。今回の補正予算では、令和4年度事業確定に伴う精算金を、人件費では、人事院勧告等による調整額を補正計上しております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきましてご説明させていただきます。

歳入につきまして、説明書4、5ページ、款分担金及び負担金、項負担金、目民生費負担金につきましては、公定価格の改定に伴う単価の増加により、160万3,000円を計上しております。

款国庫支出金、項国庫負担金、目民生費国庫負担金につきましては、未就学児の通所件数の増加に伴い、679万2,000円を款県支出金、項県負担金、目民生費県負担金で339万6,000円を計上し、併せて、歳出説明書14、15ページ、款民生費、項社会福祉費、目障害福祉費、説明欄、障害児施設給付費で1,358万4,000円を計上しております。

項国庫補助金、目民生費国庫補助金、説明欄、障害者自立支援給付システム改修補助金につきましては、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修の財源として19万8,000円を計上し、併せて、歳出説明書14、15ページ、款民生費、項社会福祉費、目障害福祉費、説明欄、障害者自立支援給付システム改修委託料として39万6,000円を計上しております。

説明欄、子どものための教育・保育給付交付金につきましては、公定価格の改定に伴う単価の増加により、543万6,000円を款県支出金、項県補助金、目民生費県補助金、説明欄、施設型給付費等交付金で294万9,000円を計上し、併せて、歳出説明書の16、17ページ、款民生費、項児童福祉費、目児童福祉総務費、説明欄、保育所負担金で1,062万4,000円を計上しております。

目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る副本登録に対応したシステム改修の財源として30万3,000円を計上し、併せて、歳出説明書20から21ページ、款衛生費、項保健衛生費、目予防費、説明欄、システム改修委託料で同額計上しております。

款県支出金、項県補助金、目民生費県補助金、説明欄、乳幼児医療費補助金につきましては、医療費の単価及び利用件数の増加に伴い606万5,000円を、同じく説明欄、精神障害者医療費補助金で102万6,000円をそれぞれ計上し、併せて、歳出説明書12、13ページ、款民生費、項社会福祉費、目社会福祉総務費、説明欄、乳幼児等医療費で1,213万2,000円を、説明書14、15ページ、目障害福祉費、説明欄、精神障害者医療費で205万2,000円をそれぞれ計上しております。

款県支出金、項県補助金、目土木費県補助金につきましては、地域公共交通環境整備事業に係る補助金が採択されたことに伴い、572万5,000円を計上し、併せて、説明書6から7ペ

ージ、款町債、項町債、目土木債で430万円を減額計上しております。

説明書4、5ページ目、教育費県補助金につきましては、史跡上牧久渡古墳群整備事業に係る補助金が採択されたことに伴い、450万円を計上し、併せて、説明書6、7ページ、款町債、目教育債で400万円減額計上しております。

説明書4から7ページ、款財産収入、項財産売却収入、目不動産売却収入につきましては、不動産売却による収入として40万5,000円を計上し、併せて、歳出説明書32、33ページ、款諸支出金、項基金費、目減債基金費へ40万6,000円を積み立てております。

説明書6、7ページ、款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金では、今回補正予算の財源調整のため、8,421万7,000円を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は9億2,365万9,000円となっております。

次に、歳出に移りまして、説明書8、9ページ、款総務費、項総務管理費、目財産管理費につきましては、ささゆりルームの移設に係る負担金として1,155万円を計上しております。

説明書10、11ページ、項徴税費、目税務総務費、説明欄、町税還付金につきましては、株式等譲渡所得割等の還付申請の増加に伴い、50万円を計上しております。目賦課徴収費につきましては、令和6年度から森林環境税の徴収開始に伴うシステム改修委託料として465万3,000円を計上しております。

説明書12、13ページ、項戸籍住民基本台帳費、目戸籍住民基本台帳費、説明欄、諸証明書コンビニ交付事業費手数料につきましては、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付の利用者増加に伴う証明書交付手数料として29万3,000円を計上しております。

款民生費、項社会福祉費、目社会福祉総務費、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計補正予算に伴う補正額を計上しております。目高齢者福祉費、説明欄、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計補正予算に伴う補正額を計上しております。

説明書22、23ページ、款衛生費、項清掃費、目塵芥処理費、説明欄、塵芥焼却場地表層調査業務委託料につきましては、焼却場跡地65か所において表層調査を行う委託料として920万1,000円を計上しております。同じく、説明欄、備品購入費につきましては、4トン脱着式コンテナ車両購入費として900万円を計上しております。

款農林商工業費、項農業費、目農地費につきましては、南上牧地区の農業用ため池法面が漏水していることに伴う補修工事請負費として106万1,000円を計上しております。

説明書24、25ページ、款土木費、項道路橋梁費、目道路橋梁費、説明欄、道路水路維持管

理費につきましては、街灯の故障の修繕料として35万円を計上しております。

説明書26、27ページ、款土木費、項都市計画費、目公共下水道費、説明欄、下水道事業会計補助金につきましては、下水道事業会計におきまして、人事院勧告に伴う人件費及び消費税納付額の増額補正を計上していることに伴い、684万1,000円を計上しております。同じく、説明欄、下水道事業会計出資金につきましては、下水道事業会計の資本的支出におきまして、人事院勧告に伴う人件費の増額補正を計上していることに伴い、16万9,000円を計上しております。

款教育費、項教育総務費、目事務局費、説明欄、校外学習のキャンセル料等支援事業補助金につきましては、コロナ禍で縮小されていた校外学習や修学旅行が通常に戻りつつあり、キャンセル補償制度に係る費用増加分として12万4,000円を計上しております。

説明書32、33ページ、項社会教育費、目文化財保護費、説明欄、史跡上牧久渡古墳群整備工事監理業務委託料につきましては、仮設道路敷設工事の施工内容の変更に伴い、233万2,000円を減額計上しております。同じく、説明欄、史跡上牧久渡古墳群整備工事につきましては、樹木伐採工事請負費として236万3,000円を計上しております。

議第15号は、令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ584万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,451万3,000円とさせていただいております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきまして説明させていただきます。

歳入につきまして、説明書4、5ページ、款県支出金、項県補助金、目保険給付費等交付金で、普通交付金608万6,000円、特別調整交付金255万2,000円をそれぞれ増額計上しております。普通交付金につきましては、主に、歳出説明書6、7ページ、款保険給付費の一般被保険者高額療養費に充てております。特別調整交付金につきましては、9月議会の第1回補正予算の款総務費、一般管理費のシステム改修委託料の財源内訳の補正となっております。

説明書4、5ページに戻りまして、款繰入金、項他会計繰入金、目一般会計繰入金につきましては、322万6,000円を計上しております。項財政調整繰入金につきましては、今回の補正予算の財源調整のため、615万8,000円を減額計上しております。

次に、歳出に移りまして、説明書6、7ページ、款総務費、項総務管理費、目一般管理費、説明欄、職員人件費につきましては、人事院勧告等に伴う職員人件費の調整でございます。

款保険給付費、項高額療養費で、一般被保険者高額療養費447万円を、項出産育児一時金で

350万円をそれぞれ計上しております。

説明書 8、9 ページ、款諸支出金、項償還金及び還付加算金、目一般被保険者保険税還付金につきましては、過年度の過誤納付還付金として70万円を計上しております。

議第16号は、令和 5 年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）につきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億9,003万円とさせていただいております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきまして説明させていただきます。

歳入につきまして、説明書 4、5 ページ、款諸収入、項償還金及び還付加算金、目保険料還付金につきましては45万円を計上し、併せて、歳出説明書 6、7 ページ、款総務費、項徴収費、目徴収費で過年度の過誤納付還付金として同額を計上しております。

議第17号は、令和 5 年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）につきまして、第 1 条保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ554万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,298万1,000円とさせていただいております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものについて説明させていただきます。

歳入につきまして、説明書 4、5 ページ、款国庫支出金、項国庫補助金、目地域支援事業交付金につきましては、歳出における通所・訪問型サービス事業費委託料に対する国庫負担分として 1 万6,000円を、県負担分として、款県支出金、項県補助金、目地域支援事業交付金で9,000円を計上しております。

款国庫支出金、項国庫補助金、目事業費補助金につきましては、介護保険システム改修の財源として214万5,000円を計上し、併せて、歳出説明書 6、7 ページ、款総務費、項総務管理費、目一般管理費、説明欄、電子計算費で429万円を計上しております。

款支払基金交付金、項支払基金交付金、目地域支援事業支援交付金につきましては、歳出における通所・訪問型サービス事業費委託料に係る第 2 号被保険者が賄う交付金として 1 万9,000円を計上しております。

款繰入金、項他会計繰入金、目一般会計繰入金につきましては、歳出における電子計算機及び通所・訪問型サービス事業費委託料に対する町負担分と、今回補正計上した人件費の合算額として333万6,000円を計上しております。

項基金繰入金、目介護給付費準備基金繰入金につきましては、歳出における通所・訪問型

サービス事業委託料に係る第1号被保険者の保険料分として1万7,000円を計上しております。

次に、歳出に移りまして、説明書6、7ページ、款総務費、項総務管理費、目一般管理費、説明欄、職員人件費78万7,000円と、項介護認定審査会費、目認定審査等費につきましては、人事院勧告等に伴う職員人件費の調整でございます。

款地域支援事業費、項介護予防・生活支援サービス事業費、目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、ほほえみデイサービスの利用者が増加したことから、7万円を計上しております。

議第18号は、令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）につきまして、既決の当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出を82万6,000円増額し、水道事業費用を4億5,298万円とするものでございます。また、第3条として既決の当初予算第6条に定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正を7,108万円から7,190万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、人事院勧告に伴い、職員人件費の調整として、水道事業会計補正予算書2ページ、令和5年度上牧町水道事業会計補正予算実施計画、収益的収入及び支出の支出、款水道事業費用、項営業費用、目配水及び給水費18万9,000円増額し、6,680万7,000円とし、目総係費63万7,000円増額し、7,258万7,000円とするものでございます。

議第19号は、令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）につきまして、既決の補正予算（第1回）、第2条に定めた収益的収入及び支出の収入を742万円増額し、下水道事業収益を6億1,523万1,000円に、支出を764万円増額し、下水道事業費用を5億2,027万2,000円とするものでございます。

次に、既決の補正予算（第1回）、第3条に定めた資本的収入及び支出の収入を16万9,000円増額し、資本的収入を2億334万1,000円に、支出を16万9,000円増額し、資本的支出を4億1,749万1,000円とするものでございます。

また、既決の補正予算（第1回）、第5条に定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正として35万3,000円増額し、職員給与費を988万7,000円とするものでございます。

そして、既決の補正予算（第1回）、第6条に定めた他会計からの補助金の補正を1億4,257万9,000円から1億4,942万円とするものでございます。

内容につきましては、下水道事業会計補正予算書（第2回）、3ページ、令和5年度上牧町

下水道事業会計補正予算実施計画、収益的収入及び支出の収入、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第1目他会計補助金につきましては、今回の補正予算に伴う調整額として684万1,000円増額し、1億4,942万円とするものでございます。

同じく、第4目雑収益につきましては、預金利息と公用車事故による示談成立に伴う事故等損害賠償保険金及び責任額確定により57万9,000円増額し、58万円とするものでございます。

次に、4ページ、支出第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第4目総係費につきましては、人事院勧告に伴い、職員人件費の調整と公用車事故による修繕費及び示談成立に伴う責任額確定により80万2,000円増額し、2,579万1,000円とするものでございます。

次に、第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税につきましては、公営企業会計移行に伴う打切り決算後の不足額及び当該年度分の消費税及び地方消費税を未払消費税として処理するため、496万3,000円増額し、1,320万8,000円とするものでございます。

また、第3項特別損失、第1目過年度損益修正損につきましては、令和5年9月に前年度の消費税及び地方消費税が確定したことに伴う不足分を計上する必要があるため、169万5,000円増額し、169万5,000円とするものでございます。

次に、5ページ、資本的収入及び支出の収入、第1款資本的収入、第2項出資金、第1目出資金につきましては、今回の補正予算に伴う調整として16万9,000円増額し、1,034万1,000円とするものでございます。

次に、6ページ、支出、第1款資本的支出、第1項建設費、第1目管渠整備費につきましては、人事院勧告に伴い、職員人件費の調整として16万9,000円増額し、1億2,358万7,000円とするものでございます。

議第20号につきましては、2トンリサイクルカー購入契約の締結についてでございます。

以上のとおり、案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、承認、議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（遠山健太郎） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

木内利雄議会運営委員長。

(議会運営委員長 木内利雄 登壇)

○議会運営委員長(木内利雄) 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の木内利雄でございます。議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本日、令和5年12月1日招集の第4回上牧町議会定例会の議会運営について、昨日、11月30日に全委員6人出席の下、議会運営委員会を開会いたしました。

初めに、今定例会に今中富夫町長から提出されている議案は、議案20件と報告案2件です。慎重審議を期すために、本会議審議及び総務建設委員会、そして文教厚生委員会に付託する議案の振り分けを審議いたしました。結果は、本日の本会議で審議を行うものは以下のとおりです。報第1号 専決処分の報告、公用車の接触事故について、報第2号 専決処分の報告、公用車の接触事故について、以上の2件であります。

次に、総務建設委員会への付託議案は以下のとおりです。議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、次に、議第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、次に、議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、次に、議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、次に、議第6号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、次に、議第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、次に、議第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、次に、議第9号 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、次に、議第10号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、次に、議第11号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、次に、議第12号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について、次に、議第14号 令和5年度上牧町一般会計補正予算(第5回)について、そして、議第20号 2トンリサイクルカー購入契約の締結について、以上の13議案であります。

次に、文教厚生委員会への付託議案は以下のとおりであります。議第1号 上牧町手話言語条例の制定について、次に、議第13号 上牧町文化センター設置条例の一部を改正する条例について、次に、議第15号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、次に、議第16号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)

について、次に、議第17号 令和5年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、次に、議第18号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、そして議第19号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）について、以上の7議案であります。本会議審議、そして委員会付託議案については、全委員異議なく決しました。

次に、会期についての審議結果は次のとおりであります。本日12月1日、本会議、12月4日、総務建設委員会、12月5日、文教厚生委員会、12月8日及び11日が一般質問とし、8日が5人、11日が5人といたしました。そして、12月12日、本会議最終日といたします。なお、開会時刻は全日程午前10時とし、全委員異議なく決しました。よって、会期は本日12月1日から12月12日までの12日間です。

次に、一般質問について審議を行いました。一般質問の持ち時間は従来どおり、理事者側の答弁を含め、1人1時間以内と決しました。

また、今議会には10人の議員が一般質問の通告がありましたので、日程の振り分けと質問の順番を申し上げます。12月8日は8番、牧浦議員、3番、竹中議員、6番、上村議員、9番、服部議員、4番、安中議員、以上の5名であります。12月11日は、10番、康村議員、2番、氏原議員、5番、東議員、1番、石丸議員、11番、私、木内、以上の5人であります。

その他として3件ございました。

その1点目は、従来、一般質問通告書の提出時には提出者の押印を必要としていましたが、今後は押印は不要との申合せを行いました。

2件目は、私、木内が、さきの9月議会の一般質問時において、持ち時間である60分間を少し超過したことを陳謝いたしました。

3件目は、各委員会においては、いかなる場合にあって委員外議員の発言、つまり委員でない議員の発言は一切認めない。また、審議の終了した事件については、遡及審議は行わないことを再確認いたしました。

以上、議会運営委員会のご報告とさせていただきます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（遠山健太郎） 報告が終わりましたので、これより委員長のご報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名について

○議長（遠山健太郎） 日程第１、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、７番、竹之内議員、８番、牧浦議員を指名いたします。



◎会期の決定について

○議長（遠山健太郎） 日程第２、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの12日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの12日間と決定いたしました。



◎報第１号の上程、説明、質疑

○議長（遠山健太郎） 日程第３、報第１号 専決処分の報告について、公用車の接触事故について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 報第１号 専決処分の報告についてご説明させていただきます。

専第7号 公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり、令和5年10月12日に専決処分させていただいたもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分させていただいた内容につきましては、見通しの悪い交差点において、本町職員が運転する公用車と一般車両による接触事故により双方の車両に損害が生じ、損害賠償額の決定及び和解をするため、専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては、相手方は、奈良県天理市指柳町、個人。和解の要旨は、過失割合が本町40、相手方が60で、損害賠償額が17万7,993円でございます。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

よって、本案の報告は終了いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑

○議長（遠山健太郎） 日程第4、報第2号 専決処分の報告について、公用車の接触事故について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 報第2号 専決処分の報告について説明いたします。

専第8号 公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり、令和5年10月19日に専決処分させていただいたもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分をさせていただいた内容につきましては、本町の職員が公用車で出張中に前方で

信号待ちをしていた車に衝突し、損害を与えたことにより、損害賠償額の決定及び和解をするための専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。

相手方は、東京都千代田区外神田、法人。和解の要旨は、損害賠償額22万6,677円、過失割合は、本町100、相手方がゼロでございます。

以上の内容で専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

よって、本案の報告は終了いたしました。



◎議第1号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第5、議第1号 上牧町手話言語条例の制定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第1号 上牧町手話言語条例の制定についてご説明いたします。

この条例の制定につきましては、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語であると位置づけられたことより、手話の理解と広がりをもって、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができるぬくもりあるまちづくりを実現するため、上牧町手話言語条例を制定するものでございます。

それでは、条例の概要についてご説明いたします。

第1条に制定の目的を定めております。手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念を定め、町の責務、町民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に施策を推進し、全ての町民が理解し合い、共生することができる地域社会の実現を目指します。

第2条は、手話が独自の言語体系及び歴史的背景を持つ文化的所産であることを理解し、手話を必要とする人が意思疎通を円滑に図る権利を有するという基本理念を定めております。

第3条は、その基本理念に基づいて町の責務を明確にし、第4条では、町民の役割、第5条では、事業者の役割をそれぞれ定めております。

第6条は、町が手話を使用しやすい環境整備に関する施策を掲げ、総合的かつ計画的に推進していくものとします。

第7条は、災害時の対応について必要な措置を講ずるものとし、第8条は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものいたします。

第9条では、条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

附則において、本条例は公布の日から施行するものとしております。

以上が今回の条例の主たる内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第6、議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和5年の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正され、令和5年11月24日に公布されたことから、この法律の一部改正に準拠して、議会議員の期末手当支給割合等について、所要の改正を行うものでございます。

第1条の改正内容といたしましては、第4条第2項中の議会議員における期末手当の支給

割合を年間100分の10引き上げるもので、12月に支給する割合においては100分の160を100分の170に改めるものでございます。

次に、第2条の改正内容としましては、第1条で改正した支給割合を6月、12月共、同じ支給割合に改正するものでございます。

附則第1条第1項では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するとしております。第2項では、第1条の規定による改正後の上牧町議会議員の議員報酬に関する条例の規定は令和5年4月1日から適用するとしております。

附則第2条では、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすとしております。

以上が今回の条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第7、議第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和5年の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正され、令和5年11月24日に公布されたことから、この法律の一部改正に準拠して、特別職の職員で常勤のものの期末手当支給割合等について、所要の改正を行うものでございます。

第1条の改正内容としましては、第6条中の特別職における期末手当の支給割合を100分の10引き上げるもので、12月に支給する場合においては、100分の165を100分の175に改めるも

のでございます。

次に、第2条の改正内容としましては、第1条で改正した支給割合を6月、12月共、同じ支給割合に改正するものでございます。

附則第1条第1項では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するとしております。第2項では、第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用するとしております。

附則第2条では、改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払いとみなすとしております。

以上が今回の条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第8、議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和5年の人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が一部改正され、令和5年11月24日に公布されたことから、この法律の一部改正に準拠して、一般職における期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げと、初任給及び若年層に重点を置いた月例給の引上げに伴い、給料表が改正されたこと。職員の長時間勤務を抑制し、職員の健康を確保することなどを目的として、新たに職員の時間外勤務代休時間制度を設けるための所要

の改正を行うものでございます。

第1条の改正内容といたしましては、第15条中第2項中、職員の期末手当の支給割合を100分の5引き上げるもので、12月に支給する割合においては、100分の120を100分の125に改め、同条第3項中、定年前三任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の2.5引き上げるもので、12月に支給する場合においては、100分の67.5を100分の70に改めるものでございます。

第16条第2項第1号中、職員の勤勉手当の支給割合を100分の5引き上げるもので、12月に支給する場合においては100分の100を100分の105に改め、同条第2項中、定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を100分の2.5引き上げるもので、12月に支給する場合においては、100分の47.5を100分の50に改めるものでございます。

次に、初任給及び若年層に重点を置いた月例給引上げに伴い、別表第1、行政職給料表を改正するものでございます。第2条の改正内容としましては、一月60時間を超えた時間外勤務手当に対し、時間外勤務手当の支給割合を引き上げる改正でございます。また、同時に、本議会に第7号議案で上程しております職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、本条例で改正します一月60時間を超える時間外勤務手当に対する割増し部分の時間外勤務手当の一部または全部に代わる措置として、時間外勤務代休時間を指定できる改正を行っております。

第3条の改正としましては、第1条で改正した期末手当及び勤勉手当の支給割合を6月、12月共、同じ支給割合に改正するものでございます。

附則第1条第1項では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第1号で、第2条の規定は令和6年1月1日、第2号で、第3条の規定は令和6年4月1日から施行するとしております。第2項では、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用するとしております。

附則第2条では、改正後の給与条例の規定を適用する場合は、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例に基づいて、支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすとしております。

以上が今回の条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、

次に進みます。

◇

◎議第 5 号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第 9、議第 5 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第 5 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和 5 年の人事院勧告を受けて、国家公務員の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律が一部改正され、令和 5 年 11 月 24 日に公布されたことから、この法律の一部改正に準拠して、一般職の任期付職員の期末手当支給割合等と特定任期付職員の給料表について、所要の改正を行うものでございます。

第 1 条の改正内容といたしましては、第 7 条第 1 項では特定任期付職員の給料表の改正、第 8 条第 2 項中では、特定任期付職員の期末手当の支給割合を 100 分の 10 引き上げるもので、12 月に支給する場合においては、100 分の 165 を 100 分の 175 に改めるものでございます。

次に、第 2 条の改正内容としましては、第 1 条で改正した支給割合を 6 月、12 月共、同じ支給割合に改正するものでございます。

附則第 1 条第 1 項では、この条例は公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行するとしております。第 2 項では、第 1 条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するとしております。

附則第 2 条では、改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員の規定による給与の内払いとしております。

以上が今回の条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、

次に進みます。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分です。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。



◎議第 6 号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第10、議第 6 号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第 6 号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和 5 年 5 月 8 日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたこと及び上牧町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、主要な改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第 1 条では、フルタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間の給与額の算出方法の変更と一般職の職員の給料表の改定に準じ、別表第 1 の給料表を改正するものです。

第 2 条では、本議会に第 7 号議案で上程しております職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をすることから、会計年度任用職員にも適用するため、第10条で語句の改正と追加を、第19条で、一月60時間を超えた時間外勤務手当に対する支給割合を引き上げる改正でございます。

第 3 条では、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するための規定を追加するものです。

附則第1条第1項では、この条例は公布の日から施行する。1号で、第2条の規定は令和6年1月1日、2号で、第3条の規定は令和6年4月1日から施行する。第2項で、改正後の上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附則第2条では、改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度給与条例の規定による給与の内払いとみなすとしております。

以上が今回の条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第7号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第11、議第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

職員の長時間勤務を抑制し、職員の健康を確保することなどを目的とした、新たに職員の時間外勤務代休時間制度を設けるために所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、8条の3の次に1条を加え、8条の4第1項として、一月に60時間を超える時間外勤務に対し、町長が規則で定めることにより、支給する割増し部分の時間外勤務手当の一部または全部に代わる措置として、時間外勤務代休時間を指定できる規定を、第2項で、時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間は正規の勤務時間に勤務をすることを要しない規定を追加しております。

第10条第1項の改正では、8条の4を加えることにより、語句を追加しております。

第15条第3項及び第15条の2第3項の改正では、8条の4を追加したことにより、語句を削除するものです。

附則では、この条例は令和6年1月1日から施行する。

以上が今回の条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第8号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第12、議第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第7条第2項で、育児休業中の会計年度任用職員についても、基準日以前6か月以内に勤務実績があれば勤勉手当が支給できる語句を削除するものでございます。

第8条では、第7条第2項の改正で語句を削除したことにより、語句を追加するものでございます。

附則では、この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上が今回の条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第 9 号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第13、議第 9 号 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第 9 号 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和 5 年 5 月 8 日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第19条第 1 項の改正では、会計年度任用企業職員に対し、勤勉手当を支給するための規定を追加するものでございます。

附則では、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

以上が今回の条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第 10 号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第14、議第10号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第10号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が廃止されるため、別表第2を引用している条項の所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、第2条の定義に、5号、特定個人番号利用事務、6号、利用特定個人情報の2号を加え、第4条第1項及び第3項で別表第2を引用している箇所をそれぞれ第2条で定義した語句に置き換えるものでございます。

附則では、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

以上が今回の条例内容の改正でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第11号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第15、議第11号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第11号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、令和5年5月19日に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行されます。

今回の改正は、実情に鑑み、国が定める基本的な方針及び県が定める基本的な計画の記載事項の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会に関する規定の創設等の措置を講ずるとともに、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充等の措置を講ずる改正が行われました。この

ことにより、改正法による改正前の法第10条第1項は、改正法による改正後の接近禁止命令、退去等命令を指すこととなりますので、退去等命令の根拠である法第10条の2の引用を加えることとし、改正法による改正後の法第10条第1項と法第10条の2の両方が法第28条の2において準用されていることを明確にするため、これらの規定の語を追加することから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。

第6条第2項第8号イ中、第10条第1項の次に、「または第10条の2」を、第28条の2においての次に、「これらの規定」を加えるものでございます。

また、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

以上が上牧町営住宅条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第12号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第16、議第12号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第12号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、令和5年6月14日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、政令の定める日から施行されます。

今回の改正では、空き家等の所有者等の責務の強化並びに空き家等の活用拡大、管理の確保及び特定空家の除去等に係る改正が行われました。このことにより、上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例中の引用箇所において条項の番号ずれが生じることから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明させていただきます。

第5条第1項中、第6条第1項を第7条第1項に、第8条第1項中、第7条第1項を第8条第1項に、第11条中、第13条を第15条に、第15条第1項中、第14条第1項を第22条第1項に、第16条第1項中、第14条第2項を第22条第2項に、第17条第1項中、第14条第3項から第8項まで及び第13項を第22条第3項から第8項まで及び第15条第15項に、第18条第1項中、第14条第11項及び第12項を第22条第13項及び第14項に、第19条第1項中、第14条第9項を第22条第9項に、同条第2項中、第14条第10項を第22条第10項に、第25条第1項中、第16条第1項を第30条第1項に、同条第2項中、第16条第2項を第30条第2項に改めるものでございます。

また、この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行するとしております。

以上が、上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第13号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第17、議第13号 上牧町文化センター設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（松井良明） 議第13号 上牧町文化センター設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

上牧町文化センター、愛称ペガサスホールを会場として実施する本町または本町教育委員会が主催する行事に係る使用料についての考え方及び、その取扱いの変更を目的として、上牧町文化センター設置条例(平成5年9月条例第8号)の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条例案の趣旨及び概要について説明させていただきます。

本町または本町教育委員会が主催する行事の実施のためにペガサスホールを使用する際の

使用料につきましては、当該事業を所管する課における支出手続とペガサスホールの管理運営を担当する文化振興課における収入手続をそれぞれ行っているというのが現状でございます。一方、地方公共団体がその設置する公の施設を利用する際の使用料の扱いにつきましては、当該使用に係る債権と債務のいずれもが当該団体に帰属することとなり、現実には現金が移動することなく、会計処理上の対応にすぎないことを考慮し、条例において減免規定を設け、免除するという対応が一般的であるとされているところでございます。

このことを受けまして、本町におきましても、本町または本町教育委員会が主催する行事に係るペガサスホール使用料につきましては、これを免除することができる旨を明文化するため、改正前の条例第9条から第11条までをそれぞれ1条繰り下げ、当該条例に第9条、使用料の免除として条文を追加するものでございます。

また、改正後の条例は令和6年4月1日から施行することを附則において規定をしているところでございます。

最後に、本条例の一部改正に伴い、上牧町文化センター設置条例施行規則（平成5年10月規則第6号）の一部改正を併せて行うこととしておりまして、当該規則の改正の概要につきましては、議会資料、関連規則の中でお示しをさせていただいておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。ご慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第14号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第18、議第14号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第14号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について説明いたします。

補正予算（第5回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第15号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第19、議第15号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第15号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の補正内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第16号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第20、議第16号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第16号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）の補正内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第１７号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第21、議第17号 令和５年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第２回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第17号 令和５年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第２回）についてご説明いたします。

介護保険特別会計補正予算（第２回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第１８号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第22、議第18号 令和５年度上牧町水道事業会計補正予算（第１回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第18号 令和５年度上牧町水道事業会計補正予算（第１回）について説明いたします。

今回の補正予算（第１回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第１９号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第23、議第19号 令和５年度上牧町下水道事業会計補正予算（第２回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第19号 令和５年度上牧町下水道事業会計補正予算（第２回）について説明いたします。

今回の補正予算（第２回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第２０号の上程、説明

○議長（遠山健太郎） 日程第24、議第20号 ２トンリサイクルカー購入契約の締結について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第20号 ２トンリサイクルカー購入契約の締結についてご説明いたします。

令和5年9月議会に提出いたしました令和5年度上牧町一般会計補正予算（第4回）におきまして、塵芥車両更新事業として、期間、令和5年度から令和7年度まで、限度額993万7,000円の債務負担行為の補正計上をし、議決いただきました。そして、このたび契約するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容につきましては、まず、入札の方法は指名競争入札でございます。契約金額につきましては827万7,300円で、うち、消費税及び地方消費税額74万4,027円、附帯費用9万3,000円でございます。納入期間は、議会の議決を得た日から令和7年7月31日までとしております。契約の相手方は、奈良県磯城郡川西町大字唐院18番地の1、奈良日野自動車株式会社代表取締役、今井雅章でございます。

以上、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第1号から議第20号の委員会付託

○議長（遠山健太郎） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第20号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については、理事者側の答弁を含め、1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については、1人1時間以内とすることに決定いたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（遠山健太郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 34 分

総務建設委員会会議録

1. 日 時 令和5年12月4日（月） 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について
- 議第20号 2トンリサイクルカー購入契約の締結について
1. 出席委員 委 員 長 上村 哲也 副 委 員 長 東 初子
委 員 服部 公英 康村 昌史 木内 利雄
遠山健太郎
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人

1. 事務局	教 育 長	松浦 教雄	総 務 部 長	中川 恵友
	都市環境部理事	吉川 昭仁	住民生活部長	山下 純司
	健康福祉部長	青山 雅則	教 育 部 長	松井 良明
	総 務 課 長	丸橋 秀行	秘書人事課長	高木 真之
	企画財政課長	中本 義雄	まちづくり推進課長補佐	福本 年宏
	建設環境課長	武安 康至	税 務 課 長	木下 優子
	福 祉 課 長	俵本 大輔		
	局 長	森本 朋人	書 記	山口 里美
	書 記	横田 大樹		

開会 午前10時00分

○上村委員長 皆さん、おはようございます。総務建設委員長の上村です。

先日まで暑い暑いと言っていたましたが、気がつけば今年も残りあと1か月を切りました。最近、やっと冬らしくなってきた中、昼間は日中は20度近くまで温度が上がり、服装が悩ましい今日この頃でございます。しっかりと自己管理をし、体調管理してまいりましょう。

それでは早速ですが、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を開会いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。

総務建設委員会に付託をされました議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についてから議第12号、それぞれ条例の改正を上程しております。議第14号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、議第20号 2トンリサイクルカー購入契約の締結について、いずれも慎重かつ活発にご議論を頂き、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げまして、冒頭のご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○上村委員長 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次、審議してまいります。

議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、議第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議第9号 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上の8議案については、この際、一括議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから議第2号から議第9号までの質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから議第2号から議第9号までの討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議第2号から議第9号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議第2号から議第9号までは原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第10号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。おはようございます。

議第10号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、質問させていただきます。

この長い法律の名前、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この際なので通称名でマイナンバー法とここから約させていただきます。このマイナンバー法というのが今年の5月に改正をされました。この改正の趣旨というのが何個かありまして、マイナンバーの利用範囲の拡大、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し、そして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、そして、マイナンバーカードの普及促進等がポイントになっていました。

その中のマイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直しの一環として、このマイナンバー法に規定されている別表第2というものが廃止されたことに伴う改正というふうに伺っているんですが、ここで伺いたいのが、この別表第2の廃止というのは実際、この法律の

話ですけど、どういうものなのか。そして、この廃止が上牧町の業務、行政事務にどんな影響があるのか、行政事務の変容について説明を頂きたいと思います。これが1点目。

2点目は、この条例の施行日がマイナンバー法の施行日より施行と書いてありますけども、具体的なこの施行日について伺いたいと思います。

以上、2点お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、委員の質問でございます。別表第2の廃止はどのようなものかという部分でございますが、まず、今回上程させていただいております条例の改正に関しましては、法律の一部改正に伴う改正でございます。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 その中で、今回につきましては、ナンバーの利用及び情報連携の促進を目的という部分で、改正、廃止になったということでございます。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それで、業務についてどういうことかという部分でございますが、今回、先ほど説明をさせていただきましたように、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直しを目的という部分でございます。具体的には法律の別表第2を廃止させていただきました、主務省令に委任されるということでございます。このことにつきまして、影響につきましては、新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能というふうになるところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 情報連携が速やかになるための改正、具体的に事務的にはどういう、具体的な何か事例、例えば、どういう形でスムーズになるんですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 マイナンバーカードを利用するという事務が、改正等がなくなりますとすぐに対応できるという部分がありますので、今回、新規でも必要という部分で改正になるという部分でございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 そもそも別表第2というのはどういうものが記載されているのか、説明していただいていいですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 別表第2で主な部分につきましては、厚生労働大臣の部分で、医療保険関係ですか、健康保険に関する事務等が主なものでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 僕の質問の仕方がちょっと悪いのかもしれないんですけど、それが廃止になるというのはどういうことなんでしょうか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 現在、総務課長のほう、答弁させていただいておりますが、本町におきます上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例というのがございます。この中に第4条で個人番号の利用範囲というのが定めておりまして、この中で法に基づく別表、3項に町長又は教育委員会を法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するためにマイナンバーを使用することができるというふうに規定をされておりまして、現状この別表2が廃止されることによりまして、本来、ここに掲げている事務を持っている情報を利用できるのと、もしくは情報ネットワークを連携によってする場合については、これが利用できるというふうになっておったんですが、別表2がなくなったことによりまして、この部分ができなくなるということになりましたので、改めて、今、総務課長が説明させていただいています今回は、法の別表第1等に基づく事務について、準法定事務というようなことを定められまして、本来同じような内容であるにもかかわらず、そこに掲げている事務以外はマイナンバーカードが使えなかったということで、一部そういう利用の範囲であったり速やかに事務が進むようにということで、改めて別表第1に掲げる事務について、主務省令で定めるとはなっておるんですけど、これに定める事務におきましては、今後も情報連携を可能として、マイナンバーが使えるというような改正でございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 めちゃめちゃ難しいと思うんですけど、要は、ポイントは、別表第2が廃止になったところで、ところどころと言っちゃいけないですけども、行政事務に対しては、別段何の支障もないというか、問題もないと。要は、だから、事務作業が増えるとかそういうものではないという解釈でよろしいですか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 あくまでも個別的な法律等々で定められているという部分もあるんですけども、今後ともにおきまして、より一層情報連携ができやすく、利用範囲が少し、同じよう

な法定事務と定められるについては利用可能になるということなので、行政の事務としてもスムーズになると言うとおかしいですけど、より一層、使うことによって事務が速やかに進むのかなというところでございます。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、次の質問でございます。

マイナンバーカードの施行日の部分でございますが、今回の改正につきましては、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直しの一環としての条例改正でありますので、公布日につきましては、令和5年6月6日から起算して1年3か月を超えない範囲内において政令で定めるその日から施行というふうに考えているところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 今、課長説明していただいたとおり、この条例については、マイナンバー法と法律の名前を約しますが、マイナンバー法の施行日より施行と書いてあります。このマイナンバー法の施行日が、今言われましたけど、公布日が令和5年6月9日だと思うんです。6月9日から1年3か月以内で政令に定める日と書いてありますが、一部を除くと実はこれ、法律に書いてあるじゃないですか。一部については、例えばマイナンバーカードの健康保険証の一体化とか、そういうものについては1年6か月以内の施行と書いてあるんです。ということは、来年の12月までの施行になるんですけども、ちょっと細かいんですけど、1年3か月以内なのか1年6か月以内なのか、どちらを予定しているのかを説明お願いできますか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今回につきましては1年3か月を超えない範囲内というふうにさせていただきます。ところでございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第11号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部委員。

○服部委員 服部です。おはようございます。よろしくお願いします。

まず、タブレットに書いてくれているんですけども、もう一度概要の説明と、改正の理由について、皆さんに分かりやすく説明していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○上村委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 法律の改正の概要を説明させていただきます。

保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化を目的として、配偶者暴力防止法が改正され、一部を除き、令和6年4月1日から施行されます。

この配偶者暴力防止法の改正により、改正前の法第10条1項で示されていた接近禁止命令等が、改正後の法第10条1項、保護命令と、第10条の2、退去命令を示すことになり、退去命令等の根拠である法第10条2の引用を上牧町営住宅条例の一部を改正する条例に加えさせていただきます。

説明としては以上です。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 今、概要を説明していただいたんですけども、この接近命令というのが出て、条例に住んでいる方が守られるというような条例なのか、接近禁止条例を守ってない方が町営住宅に住んでいる場合、退去さすというような条例なのか、その辺の説明をもらえますか。

○上村委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

○上村委員長 再開します。

都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 これにつきましては、うちの条例に基づく第6条の入居資格、入居で

きる方の資格のことですので、その方が、今回の配偶者暴力防止法の規定によって、入居できるかできないかというところの判断になると思います。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 今の説明では、当事者が接近禁止命令を受けた当事者であれば、住宅に入れないという条例なんですか。

○上村委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 反対で、入れるということです。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 弱者の立場の方を守るために出来た条例ということですか。

○上村委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 はい、そのとおりでございます。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 はい、分かりました。結構です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第12号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山委員。

○**遠山委員** 議第12号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について、1つ質問させていただきます。

この空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律というものが6月14日に施行されたことに伴う改正だというふうに解釈をしています。この法律の改正内容については、国交省からもいろいろな資料が出ていますけど、市町村の仕事といいますか、事務がたくさん増えることになったと思います。財産管理の専任を市町村ができるようになったりとか、あと管理不全建物の管理人を市町村が裁判所に請求できるようになるとか、あと特定空家になりそうな空き家について、住宅用地の特例を廃止することができるようになるとか、固定資産税が6倍にすることにできるとか、そういう改正だというふうに思っています。

私がここで聞きたいのは、この法律改正に伴う条例改正なんですけど、上牧町では現在、上牧町空き家等対策計画というものが策定されていますけれども、この上牧町の空き家等対策計画も、この法律改正に伴ってブラッシュアップであるとか、見直しが必要ではないかというふうに思うんですが、その計画の見直しやブラッシュアップについての考え方について説明をお願いします。

以上です。

○**上村委員長** まちづくり推進課長補佐。

○**福本まちづくり推進課長補佐** 上牧町空き家等対策計画の現計画は、令和4年から令和13年の10年計画となっておりますが、計画の前提となる諸条件に変化があった場合は、適宜見直しを図ることになっております。国から改正された空家特別措置法の基本指針及びガイドラインが示された後、計画の変更については検討していきたいと考えております。

○**上村委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** 今、説明がありましたけれども、前提となる諸条件に変化があった場合は適宜見直しをします。令和4年からの10か年計画で、出来たばかりですけども、今回の法律改正というのが前提となる条件の、要は、変化があったということの解釈の中で、計画の変更について検討していきたいという考え方ということで認識しましたけども、いま一度それよろしいですか。

○**上村委員長** まちづくり推進課長補佐。

○**福本まちづくり推進課長補佐** そのとおりでございます。

○**上村委員長** ほかにございませんか。

服部委員。

○服部委員 服部です。

上牧町内の空き家の状況について、この条例によって、空き家の状況がどのように変えていくことができるようになるのか説明してもらえますか。

○上村委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 今までは、特定空家とって、すぐにでも対応せんらん危険な空き家になっていた空き家が、空き家になるまで法律では対応できなかったのが、管理不全空き家とって、特定空家になる一歩手前の空き家についても対応できるようになったので、未然の対応というのが今後できるようになると考えております。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。未然の対応ができますと。

それでは、完全に空き家になっている状況というのは、今、上牧町内には何件ぐらいあるのか分かりますか。

○上村委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○上村委員長 再開します。

まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 空き家と確定している件数は64件です。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。64件の次に、未然に防げる空き家というようになるというような捉え方をしている空き家は何件あるんですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 この64件というのは現地調査で調査したんですけど、そのときには、まだ管理不全というのが定義されていませんでしたので、そういう目では調査してないので、このうちの何件かということになるので、件数までは分からない状態です。

○服部委員 分かりました。しっかりと、空き家が増えないように管理していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○上村委員長 ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例につ

いて、質問させていただきます。

先ほど、遠山委員が今回の改正についてさらっと流したんですけれども、役場のほうはどの程度把握されているのか、改正点をまずお教え願いたいと思います。

○上村委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 説明させていただきます。

現行の空家特別措置法は、緊急性を鑑みて周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家の対応を中心に制度措置が定められておりますが、特定空家になってからの対応には限界があります。これらの問題に対応するために、空き家所有者及び相続人の責務の強化、並びに空き家の活用拡大、及び特定空家の除去等による対応強化を備えた今回の空家特別措置法の改正だと認識しております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 それでは、次に、定例会資料ナンバー５の説明欄に、全国的に使用目的のない空き家、この20年で約1.9倍の約349万戸にまで増加とあるんですけれども、私はニュース等では約800万戸を超えているんじゃないかと思ったんですけれども、この数字は一体どこから引っ張ってきたのかをお教え願いたいと思います。

○上村委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 この数字は、空き家の中にも種類がありまして、賃貸目的で、まだ単に住む方がおられないとか、あと、別荘的な２次的な利用を目的とした空き家とかがありまして、今回のこの件数は、純粋に、貸す目的でもなく、２次目的、使用目的でもなく、住む人がおらないという空き家の件数ということです。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 その数字はどこから引っ張ってきたんですか。

○上村委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 これにつきましては、住宅土地統計調査、総務省が行った調査に基づいて算出されたというところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。それでは、この空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部なんですけれども、国の法律は、空き家等の適切な管理というふうに認識しているんですけれども、上牧町は空き地を入れてくれています。これは実際問題、各大字でも空き地の雑草等の処理で、なかなかやってくれないので隣近所に迷惑をかけている空き地もあり

ます。空き家でも同じなんですけれども、この上牧町の空き地にも今回の改正は適用されるのですか。法的に可能なんですかを教えていただきたいと思います。

○上村委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 今回の特別措置法は、あくまで空き家に対してなので、空き地に対しては対応はしておりませんが、そのために上牧町では条例に空き地を盛り込んでいますので、条例で対応できると考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 それでは、上牧町の空き地の中で流木が生い茂っている。例えば、住宅地の中にそういった場所があるのかどうか把握されていますか。あるいは、下牧のどこかに流木がぐーっと張り出して、一体これはどうなんだろうというような場所を把握されているのかをお答え願いたいと思います。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 流木プラス樹木というんですか、木がぐーっと生い茂って、こんなところがあるのかという、そういった空き地は把握されているのですか。

○上村委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 基本的に今、空き地の部分でございしますが、近隣の方々からの情報提供によって、ある程度把握しているという分部もございしますので、その辺で、苦情等があれば、我々原課のほうで把握している部分があるのかなと考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 もし情報提供があって、迷惑を受けているというた場合、対応してもらえるのですか。

○上村委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 基本的には、苦情等があるということであれば、空き地の所有者に対して清掃管理という部分でお知らせさせていただいて対応していただくというような形にはなっていくのかなと思っております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 そこで、非常に困った問題が各大字にも起こっていると思うんですけど、8050問題というんでしょうか、8050問題、つまり、親の年金で50代の子どもたちの世話、生活を守っているという、その間はまだいいんですけれども、80の親が亡くなった時点で、またこれ、ややこしい問題がいろいろ出てきていると思います。空き地も同じで、空き地に生えた樹木

とかが大きくなり過ぎて、それを伐採するにもお金がないというした場合、どのように役場は対応してもらえるのですか。その辺、今回、提案というんですか、こういったときにはどのように対応するのか、最終やはり役場が見なければならないと思っていますので、その辺、今後まだまだ増えていくだろうというこの問題に対して、つまり、近隣住民からの苦情を食らいますので、その辺、部長どのように考えてはるのかをお答え願いたいと思います。

○上村委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 委員申されております件でございますが、基本的には自分の土地は自分でしっかり管理していただく、これは大前提になってくるかと思います。ただ、それが高齢になって管理が難しいという話であれば、その事案に応じて、町は個々にご相談に乗らせていただく、町がするとかいう話ではなくて、まずご相談に乗らせていただいて、何かいい施策があるのかどうかというのを検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 以上です。よろしくお願いします。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第14号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東副委員長 おはようございます。東でございます。お願いいたします。

議第14号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について質問いたします。

説明書欄の4ページ、5ページの下から4行目のところ、土木費県補助金、公共交通基本計画推進支援事業補助金572万5,000円。タブレットにも説明がありますが、設置工事の日程等について、少しお聞きしたいと思います。お願いいたします。

次に、説明書、歳出の8、9ページ。財産管理費のところ、下から2行目のところのささゆりルーム移設費負担金1,155万円について、これ、タブレットの説明にもありますように、現在の面積が85.29平方メートル、移転先面積が53.81平方メートルということになりますけれども、現実狭くなるということで、現在の使用状況等と今後についてお伺いいたします。

2つでございます。よろしくをお願いいたします。

○上村委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、今回のこの工事の日程というところでよろしいでしょうか。

今、審査会を終えまして、12月の開札になっておりますので、実質動き出すのは1月以降の話になってくると考えております。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。令和5年度の公共交通基本計画推進支援事業追加公募に、タブレットにもございますように、事業計画書を作成して、提出されて、事業採択されて、この補助率50%の県の補助金572万5,000円が補助されるということになったということで、本当にそういう小さなことからですけれども、努力していただいたということが喜ばしいことかというふうにも考えております。次からもやっぱり見落とさずに、こういうふうにつこつとやっていただけたらというふうにも思っております。

屋根なんですけれども、雨よけはもちろんなんですけれども、夏の暑さ対策といいますか、日よけの部分の素材と申しますか、屋根の構造はどのような感じで考えておられるのでしょうか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 材質でございますが、一般的なポリカーボネートという素材になると思うんですけども、カーポートとかそういった形の屋根の素材なんですけども、やはり雨風だけではなく、そういった日光という部分に関しても多少の効果は得られるのではない

かなと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 ポリカーボネートということで、年中雨ざらし、日ざらしですので、やはりその辺はしっかりとしたものが大事かというふうに思っておりますので、住民さんがバスを待たれる間に、日よけの部分とか、少しでも守られていく方向で考えていただきたいと思います。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 そのように実施していきたいと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 この質問は以上でございます。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、補正予算書9ページにございます財産管理の中のささゆりルーム移設費負担金の中で、使用状況の質問でございます。

現在のささゆりルームでの使用状況でございますが、まずスマホ教室の講習会ですとか、手話の講座、健康問題、出張の子育てサロン、ささゆりサロンという部分が使用状況でございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 本当に多くの皆さんが気軽にお使いいただいているかなというふうに思います。現在の広さよりも狭くなってしまうということで、収容人数も減るかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 移設先の面積ですが、現状より狭くなります。現在考えているのは、様々な事業を展開しているという部分がありますので、その所管課と調整をとりながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。

もう1つは、大型商業施設における期日前投票が行われるようになったんですけれども、この移設によって影響はありませんか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 この部分につきまして、ささゆりルームで前回の選挙から期日前という形で、

場所で活用させていただいております。今回、移設先につきましてはかなり狭くなるという部分もございます。選挙によりましては厳しいと想定はしている部分がございますので、その部分につきましては、選挙管理委員会のほうで諮りながら、できるように努力したいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。今後もやはり、そういう方向で考えていっていただきたいというふうに思います。

それから、これが移転先に移転する場合、完全に移転先が完成してから移転するのか、それともその前という形になるのか、そこはどうでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 計画的には、まず移転先を工事させていただいて、完了してから現状の部分を、備品等がございまして、その部分を移していくというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。工事完了されてからということですね。

あと、契約期間と賃貸料なんですが、今後はどのような形になっていきますでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 契約につきましては、契約変更ができるというふうに確認をとらせていただいております。契約満了になります。2034年3月31日まで契約変更というふうになるところです。その後、賃借料につきましては、現の契約どおり無料というふうになっているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東副委員長 分かりました。現契約どおり無料という形で、本当に住民の方々の学び合いの場として、また、生きがいを持って健康長寿に役立てる方向で、若い方もお使いになられているということで、これからもささゆりルームを活用できますように、その方向で行っていただけたらというふうに望んでおります。

私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、2点だけ質問させてい

たきます。

23ページの説明欄の塵芥処理費、委託料の件なんですけれども、資料ナンバーが11です。この資料から、まず地歴調査を今回やるということで、50センチメートル以内ということで、表層調査を行うという説明を受けました。この表層調査の方法をまず教えていただきたいと思います。

2点目が、25ページの説明欄、道路水路維持管理費、建設環境課の需用費、修繕料、これの資料14なんですけれども、道路照明灯の消灯と書いてあるんですけども、これは道路照明灯のみの消灯なのかを教えていただきたいと思います。例えば、公園等の水銀灯ですか、これは含まれているのかどうか、その辺を教えていただきたいと思います。

以上です。

○上村委員長 順次、答弁をお願いします。

建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、塵芥焼却場跡地表層調査業務の調査方法について、説明させていただきます。

まず、今回行うのは地歴調査の後の表層の土壌調査ということで、まず、地表から50センチの土壌の調査を実施いたします。

まず、土見の部分に関しては、スコップなんかで掘削しての土壌の採取となるんですけども、一部コンクリートの部分もございますので、そこに関しましてはコアでコンクリートを削孔してから下の土壌を調査すると。そこから50センチの土壌を調査するという形になっております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 50センチというのは、僕、ユンボか何か使って掘るのかなと思ったんですけど、そういうのは一切使わないですか。手のスコップですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今考えているのは人力ですけども、箇所も多いので、場合によっては小規模な、小さな掘削機等々も持ってきての作業になるのかなとも考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 この表層調査が済んで、これがもし赤と出れば、今度は深度調査に入らなあかんという流れになっていますねんけれども、深度調査をやる場合は、当然深く掘らなあかん。一体どの辺まで掘るのか。もちろんユンボが来るんだろうと思うんですけども、そのときの

委託料というのは大体いかほどを考えてはるのかを教えてください。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 まず、表層調査が50センチの中でそういった汚染物質が確認された場合、深度調査になるわけですが、深度調査につきましては、そこから10メートル下までの調査になってきます。10メートル下の調査になってきますので、ボーリングで削孔していく形の調査になっていきます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ボーリング10メートル、何か所ほどやらなければならないんですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 箇所数と費用についてでございますが、それにつきましては、表層調査でそこに汚染物質が確認されて、初めて箇所数も確定するのかなと。ですので、今の段階ではまだ未知数のところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 あの焼却場なんですけれども、もう昔の話ですので、ダイオキシンも、また、アスベストとかも何でも燃やしていた時代なので、僕はまず、これ、深度調査をしなあかんだろうと思っていますねん。一体幾らぐらいかかるのかなと。それなら、この表層調査だけでなく、一緒にやってしまったほうがよっぽど経費の節約になるんじゃないかと思っているんですけれども、その辺はいかがですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 ここを図面を示させてもらっているんですけども、焼却場があった箇所については、全てのメッシュを切ってある部分の調査になるんですけども、ただ、これを全てが全て深度調査をしてしまうと、これもかなりの費用になってきますので、その中でも表層調査を実施させていただいて、まずそこに汚染物質があるかどうかというところを確認してから、深度調整をさせていただくことによって経費の節減もできると考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 先ほど質問のございました街灯の部分なんですけども、今回補正を上げさせていただいているのは道路の部分の街灯のみとなっております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 関連になるんですけど、公園等の照明灯が切れた場合、それはどこからの費用になるんですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 道路とはまた別に公園の部分の予算枠というのもございますので、そこから工事をさせていただくということでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 その予算は十分にあると認識してよろしいんですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今の段階では対応できるかなとは考えておりますが、こればかりはどれだけ切れるのかというところが未知数、これも未知数でございますので、またその都度、予算が足りないという話になってくる可能性もゼロではございませんが、そのときはまた対応を考えていきたいと思っております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。ありがとうございます。これで終わります。

○上村委員長 ここで暫時休憩とし、再開は11時5分。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○上村委員長 再開いたします。

ほかにございませんか。

服部委員。

○服部委員 服部です。よろしくお願いします。

23ページの農地費の部分の工事請負費、農業用施設管理補修工事1,061万1,000円について、1点か聞かせていただきたいと思います。

場所についてなんですけども、全然分からなかったんですけども、今、休憩中に他の議員から聞かせていただいて大体把握できたんですけども、漏水しているということが発覚したというふうに資料に書いてあるんですけども、その辺の理由、発覚したというのはどういうふうにして発覚したのかというのと、あと、このため池なんですけども、所有者というのは地目は個人の所有者というふうになっていると思うんですけども、その辺、個人で修理するとか、どういうふうな感じになっているのかというのを教えてほしいです。

○上村委員長 それでは、答弁お願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○上村委員長 再開いたします。

まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 令和5年8月26日に法面が決壊し、それに伴って隣接する農地の所有者より連絡があり、水漏れが発覚いたしました。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 ちょっと耳が遠いので聞こえにくかったんですけども、法面が漏水して決壊したんですか。法面から漏水したというたら決壊するようなことにつながると思うんですけど、こういった形で漏水していたんですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 漏水しておりましたが、決壊まではしていません。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 決壊はしてないということで、そういう危険性はないということで理解します。

この三日不減池というのは個人の所有の池になるんですか。これは田んぼの水利権というか、その辺りの説明を聞かせてもらえますか。

○上村委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 ため池自身は町の管理になっております。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 町の所有物ということで、町が管理して、今回修理するということで、分かりました。

タブレットに入れている資料で南上牧140というふうに書いてあったので、南上牧ということは北上牧の隣なので、大体理解しているつもりだったんですけども、ほとんど場所が分からなかったんですけども、資料に出ている絵面ではどちらのほうに傾いていっているか、町のほうに水が流れたりするようなことはないんですね。早急に修理するというようなことになっているんですけど。

○上村委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 この影響を受けた農地のところが住宅地より1段下がっていますので、住宅地のほうまで水が影響するということは、もし仮に決壊してもという話です。

けど、ありません。

○上村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。ありがとうございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。議第14号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、3点質問させていただきます。

説明書の10ページ、11ページです。下から3つ目の枠かな。徴税費の2、賦課徴収費の税務課のところ、委託料、森林環境税の創設に伴うシステム改修委託料465万3,000円、これについて3点伺います。

まず森林環境税、これ国税だと思うんですが、国税の創設、この創設について、いま一度、これはさらっとで結構なので、説明をお願いします。

それと、国税の創設に伴うシステム改修委託料ですけれども、この財源が全て一般財源になっています。その財源についての説明をお願いします。

そして、この項でもう1点。森林環境税に附帯する形で森林環境譲与税というものが国から交付されると思いますけども、これは5年前から交付されているものですが、上牧町の森林環境譲与税の活用について今後どのように考えているのか、この辺りについて教えてください。

2つ目です。ちょっと飛びまして、20ページ、21ページです。目が塵芥処理費の、説明欄の職員人件費、秘書人事課さんです。今回の補正予算の職員人件費の大部分は人事院勧告に基づく改正というふうに理解をしているんですが、ここは311万9,000円の減額になっています。ここについての説明をお願いします。

そして、最後3つ目、説明書の22ページ、23ページ、一番上です。これも塵芥処理費、建設環境課さんです。17番の備品購入費、塵芥車両900万円、これ、議案説明会のほうで竹中議員からも質問があったところなんですが、時系列の再確認をしたいというふうに思っています。通常ですと、契約の場合は、条例によりまして700万円以上の購入の場合は議会の議決が要するという形になりますね。通常は、ふだんは予算があって、予算が承認されてから入札があって、その後に議会に契約の承認があるという形になるんですが、こちらにつきましては、ご承知のとおり、ちょっと前になるので、令和4年の6月で契約の承認が先に入っています。いろいろな合法的といいますか、適法な理由によりまして予算が今計上されているというこ

とだと思うので、その辺りを再度、確認も含めて説明をお願いしたいと思います。

以上、3点お願いします。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 予算書10ページ、11ページ、一番下のところです。賦課徴収費、森林環境税の創設に伴うシステム改修委託料について、まず国税の創設の理由を少しご説明いたします。

森林環境税は、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス削減目標の達成のため、また、森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、その維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源を安定的に確保する観点から、国内に住所を有する個人に対して課するということになっております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 大義的な説明ありがとうございます。この森林環境税、僕、すごい大きなことだと思っているんですけど、あまり国民の方、知られてないと思っているんですよ。来年から、たしか課税対象が6,200万人ぐらいと言われているんですけど、6,200万人、国民当たり1人1,000円の課税が令和6年から始まるんですよね。これ、皆さん本当に知っているのかなと。それを住民税の課税を利用して、市町村が徴収をして国に納めるというもののシステム改修だと思うんですけど、すごい増税とは言わないですけど、大事な地球環境の中でのものと言いながら1人1,000円の課税がされるということで説明を頂いたと思います。

では、その財源についてなんですけれども、一般的に言いますと、国税でするものでシステム改修で465万3,000円、かなりの大きな額、これが一般財源ということについての説明をお願いしますか。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 予算は一般財源で上げておりますが、システム改修に係る費用、広報に関する費用などは、令和5年度の普通交付税で措置されるとなっております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ということは、ここで一般財源で負担になりますけれども、実質的な負担がないと言ったら語弊がありますが、そういう解釈でよろしいですか。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 理論上はそうだと思います。

○上村委員長 遠山委員。

○**遠山委員** 詳しくありがとうございます。それでは最後ですけども、この森林環境税、1人1,000円の課税がされるということは、住民の方にとっては、それだったらそれに見合うようなしっかりとした活用をしてほしいというふうに考えてくると思うんですね。今までですと、森林環境譲与税、上牧町も令和元年からやっています、主には林間学校への支出が12万とか15万だったと思うんですが、1人1,000円の徴収になるので、それがどんな形で有効利用されるかということは大変な関心事だと思います。それでなくても、今回、一般質問でも2名の議員が陽楽の森、奈良セブンの森とか片岡城の整備のことを質問されていますけど、いろいろな関心事があると思います。上牧町というのは住宅地の町でありながら里山がある町ということで、里山の整備にこれがどういうふうに使われるんだろうかというすごい興味があるほうだと思うんですが、上牧町のこれからの森林環境譲与税の活用についてどう考えているのかを教えてくださいませんか。

○**上村委員長** まちづくり推進課長補佐。

○**福本まちづくり推進課長補佐** 森林環境譲与税の主要用途としまして、国が示している優先すべき用途の1つであります意向調査を、森林環境税を活用して本町においても計画的に進めていきたいと考えております。その他、森林に関する事業につきましても、森林環境税を活用し、推進していくことができるか、関係各課と十分検討して進めてまいります。

ちなみに、令和3年度に森林所有者調査等業務にもこの森林環境税を使って行っていますが、意向調査をするにも所有者が分からなければできませんので、今後も、そのときは下牧地区の森林の調査を行ったのですが、その他の地域においてもその辺を進めていきたいと考えております。

○**上村委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** 課長補佐が言われるとおり、令和3年度の決算に関する報告書のところで、上牧町では、経営管理集積計画の前提となる調査や意向調査等の年度の計画を作成したという事実がありますね。300万ほど使って、319万円だったと思いますけども。令和4年はそれはしてなかったと。令和5年度以降もそれをするということなんですけども、その調査というものもちろん大事だと思うんですけども、それに伴って、実際具体的な、どういう行動を起こしていくかということもこれから大事になってくるのではないのかなと。

何でそういうお話をするかと言いますと、ちょっと余談になりますが、先月、上牧町議会では天川村に行政視察に行かせていただきまして、この場をお借りして、天川村の議会、そして担当課の方にお礼を申し上げたいんですが、天川村、ご承知のとおり森林が多く、スギ、

ヒノキという立派な木がありますので、森林環境譲与税を活用して、バイオマスを利用して、間伐材を利用した事業を行っているんですということもあって、上牧町でもそれが取り入れられないかなということも含めて視察に伺ったんですが、そういう積極的な攻めの姿勢といえますか、整備に使うとか、里山の整備、片岡城跡の整備、陽楽の森の整備、奈良セブンの森の整備等にこの森林環境譲与税を使っていこうという意味といえますか、方針というのがありますか。

○上村委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 まだそういう具体の使用目的はありませんが、今後、当課だけじゃなく、片岡城跡を管理している各課とか関係各課と十分検討して、その辺は検討していきたいと考えております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひお願いしたいと思います。というのは、森林環境税は令和6年度からですが、森林環境譲与税というのは5年前からある事業だと思うので、これから検討していきますと言っても、片岡城の要は盛り上げ隊の方であるとか、陽楽の森、セブンの森、締結も終わりましたし、これから長い間かけて検討していったらどうするか決めていますというのでは、少しタイムラグというのか、遅いのではないかと思いますので、早期にどうやってやるかという計画を立てていただいて、意向調査もしていただいて、実施をするような方向でぜひお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょう。

○上村委員長 まちづくり推進課長補佐。

○福本まちづくり推進課長補佐 そのように検討させていただきます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひお願いしたいと。個々の山をどう管理していくかというのは一般質問でも通告されていますので、そこで委ねたいと思いますけれども、検討をお願いしたいと思います。

以上です。次、お願いします。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、補正予算書20ページ、21ページの塵芥処理費の中で、職員人件費でございます。この職員人件費でございますが、人事院勧告による人件費の調整としてこの人件費でありながら、311万9,000円の減額となっているが、その説明はということで承りました。これにつきましては、職員1名の退職による減額ということで、ここで調整させていただいております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。そういう中で参考までになんですけども、この説明書の35ページ、ここの職員数の増減がないんです。退職が1名あった、でもここは増減がない、この辺りについての説明をお願いします。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 これにつきましては、4月から8月までは、退職した職員に既に給与を支払っておりますので、この時点でこの資料といたしましては増減はなしという形で計上させていただきます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。最後に、1人退職をされたということで補正計上されているんですが、それに伴って人員的な問題、1人が欠けたことによって、業務の量がほかの方が増えるとか、その辺りについてはいかがでしょうか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 今のところ、所管の部署のほうからはそういったことを聞いておりませんが、今後また何かありましたら、またそのように対応させていただきたいと考えていきたいと思っております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 原課からまだそういう申出がないということですけども、もしあり次第対応させていただくということでしたので、ほかの職員の方の負担がないようにしていただきたいと思います。

この件は以上です。ありがとうございました。次、お願いします。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書23ページより4トン脱着式コンテナ車購入業務についてですが、今までの時系列というところがございますので、流れに沿って説明させていただきます。

まず、今回この車両なんですけども、当初は令和3年10月に指名競争入札という形で実施させていただいたんですけども、社会情勢の中でも半導体の供給不足等々で納期が間に合わないというところで辞退届が出されて入札不調となりました。その後、年明けまして、令和4年1月に、そういったことを踏まえまして、再度指名競争入札を行ったんですけども、これも社会情勢によるものなんですけども、物価高騰等の理由で入札不調となりました。それ

から、また令和4年4月に再度3回目の指名競争入札を実施したわけですが、この入札に関しても入札不調となりました。ただ、この入札の段階で1社だけ入札をしていただいておりますので、今回、3回の入札不調というところから、入札執行要綱25条の規定によりまして、随意契約移行可能となりましたので、入札時に唯一応札されたいすゞ自動車と随意契約という形になりました。この段階では、まだ仮契約という形でございます。その後、令和4年6月に予定価格が700万円以上というところがございますので、議会の議決を得たというところがございます。その後、納期の連絡待ちでございましたが、令和5年9月に車両の納期が令和6年3月に確定した旨の連絡を受けましたので、今回の12月補正予算として計上させていただいたというところがございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 詳しくありがとうございました。全くおっしゃるとおりで、これ、実は令和4年の6月の議会で詳しく説明を頂いている内容なので、今説明を頂く、本来必要もないかもしれないんですが、1年以上たっていることもありますし、議会の構成も新しくなりましたので、ちょっと確認ということで聞きました。

令和4年6月議会では、ご指摘のとおり、令和3年の10月、令和4年の1月、令和4年の4月と全て入札が不調になったと。そういう中で、入札執行要綱及び自治法の施行令の規定により随意契約をしたと。これについては、全て入札契約の審査会の承認も得ているという形でその時伺っていました。ということで随意契約でやると。ただ、なかなか納入ができないうところの中で予算ができなかったけども、今回、晴れて納入できることになりましたので、予算が後から上がってきたということで、再度、それでよろしいですね。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 はい、そのとおりでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。具体的に納入時期はいつになるか、分かれば教えていただけますか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 納入時期については、令和6年3月となっております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。私のほうからは以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

木内委員。

○木内委員 木内利雄でございます。第5回補正予算について何点かお伺いをしたいと思います。

まず最初に、8ページ、9ページ、一番下にありますささゆりルーム移転費負担金について確認をしておきたいと思います。

まず、当初、議員に議員懇談会の中で説明があったときよりも何百万円か減額になったんですが、これは仕様変更があって減額になったのではないのか否か、そのところをお聞きいたしたいと思います。

また、今回、工事はユニーさん、要はビルのオーナーのほうでやるというふうに承知をしておるんですが、それで間違いないのかお伺いするところでございます。なおかつ、この1,155万円に関しまして、ほか本町でこれ以上の工事をすることはないのかどうかについて、まずお伺いをいたしたいと思います。

次に、今もございましたが、10ページ、11ページでございます。下にございます森林環境税の創設に伴うシステム改修委託料465万3,000円。先ほどの委員の質問に対して、令和5年度の普通交付税で算入されるというふうな答弁ございましたが、普通交付税の交付時期は年2回あったと思うんですが、いつといつだったのか、まずお伺いをしたいと思います。本当に入ったのかどうかね。

次に、14、15ページでございます。これは、中ほどにございます重度心身障害者福祉タクシー助成事業費というところで9万8,000円の増額補正されているんですが、印刷製本費、これを見ると、352冊刷ったけども、現在336冊使用して、ここでは残16になったんですが、資料にも書いてあるように、足らなくなるだろうからあと30ほど増刷するんだということなんです。そこら辺のところでもうちょっと、なぜ増刷をしなければならないか。

もう1点は、令和5年度分の30冊分に関しては、資料によると、単価480円、1冊当たりね。ほんで令和6年度の1冊当たり単価は185円なんです。ここはなぜ令和5年度分は1冊当たり480円で、令和6年度は185円なのか、まずお伺いをしたいと思います。

次に、34ページに給与費明細書がございまして、そこにその他の特別職、人数が500人、報酬が2,634万3,000円、補正前は人数は500人と変わりませんが、報酬額が2,637万円、その下にあるように2万7,000円の減額補正が組まれております。人数が同じで、なぜこの2万7,000円の減額補正というふうになったのか、ちょっとよく分からないので答弁を頂きたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○上村委員長 木内委員の質問が終わりました。順次答弁お願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、補正予算書9ページにございます財産管理のささゆりルーム移設費負担金の中で3点の質問でございます。

まず1点目でございますが、減額につきましては仕様変更でなったかという質問でございますが、仕様変更はしておりません。協議の中で減額というふうになったところでございます。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 続いて、2点目でございます。工事のほうはユニー株式会社様のほうであるのかという質問でございますが、この部分につきましても、工事のほうはユニー株式会社様のほうで行うという部分でございます。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 3つ目でございます。他の工事はないのかという質問でございますが、今のところは一旦移設をさせていただく工事のみというふうになっているところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 もう一度確認だけしておきたいんですが、場所の無償貸与期間は契約的には2034年の3月31日までと。この場所に関しては無償貸与と。水道光熱費等に関してはいかがなっているのでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 その部分、運営費といたしまして、部屋の維持管理、電気代、内線の電話代につきましては、町のほうで執行しているという部分でございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 空調、要は冷暖房及び換気等に関しては、当然、工事の今回計上されている1,155万の中に含まれているという理解でよろしいのでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 空調等の工事につきましては、この負担金の中に入っているという部分でございます。

○木内委員 ここでちょっと細かいことでお伺いするんですが、タブレットの資料のナンバー1のところで、3つ図面というか写真がございます。左端の移転先のほうの丸を見ると、黒

字になっている一番右端のところにドアはついているんですよね。皆さんも拡大してもうたら分かります。課長、分かっていますか。今度、真ん中の図面にはドアがないんですよね。右端ですよ。くの字になったところ。私申し上げているのは、こんな細長いウナギの寝床みたいなところで、ワンウエーよりもツーウエーに当然しておくほうがよろしいのではないかなと思って。一番左端の図面を見ると、右端のところにドアの絵があるんですよ。拡大してもうたら分かりますけどね。その真ん中の図面を見ると、ドアが描かれてない。言うている意味が分かるかな。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今、木内委員の質問でございますが、この部分につきましては、壁というふうになりますので、ドアはございません。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 壁は分かっている。ここは左の図面ではドアが設置されているんですよね。ほんとで、真ん中の図面ではドアがないから、こういう細長いウナギの寝床みたいなところに関しては、ドアが2つあったほうで、ツーウエーになっとったほうでいいんじゃないかということでも申し上げた。ドアは設置できないということであれば別ですけども、見る限りそうでもないとおっしゃるんですが。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今回、移設につきましては、今、図面に載せさせていただいている部分で、くの字のような部分でございます。今、委員がおっしゃっているドアの部分につきましては、町の使用以外の部分になりますので、ユニー株式会社様のほうで考えている部分でございますので、町とは今のところは関係ございません。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 格子の入った、模様が入ったところだけが本町が貸与する場所であって、この右端のくの字になったところは貸与のスペースに入っていないという意味ですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今おっしゃっている格子の部分につきましては、タイルカーペット等を敷かせていただいて事業を進めていきます。その横、くの字の部分につきましてはバックヤードという形になっております。今、委員がおっしゃっているドアの部分につきましては、これ以外の部分でドアがあるというふうに認識をしておりますので、その部分につきましては、ユニー株式会社様のほうでの部分になるのかなと。ですので、この部屋からの部分ではない

というふうに考えているところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 確認しておきますけど、この市松模様のカーペットが敷いてありますよね。これ以外の右手の曲がった部分に関しては、本町は今度借りれるスペースではないということですか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 補足の説明をさせていただきます。今、木内委員がおっしゃっていただいていますように、一番左の表を見ていただいて、赤く囲わせていただいているのが、本町、今度新しく借りる場所でございます、それを拡大させていただいたやつが真ん中の図になっておりまして、今おっしゃっていただいている、なおかつ課長答えていますように、カーペットが張っているところにプレイルームというふうに書かせていただいている部分と、バックヤードというふうに2か所、2つ分かれているので、そのバックヤードという部分に、今、現状、机とかを、ここを倉庫代わりに使わせていただきたいというふうに考えておるところでございます、今、木内委員ご質問いただいているドアの部分につきましては、あくまでも事業所さんのほうの機械上の施設の中での点検等に使われる部分でございます、ですので、今おっしゃっていただいたドアについては、完全な、うちのほうで言うと壁になっておりまして、一番右が入り口ということでございますので、出入口としては1か所で今度、前回もそうなんですけど、入り口については1か所ということでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 ほんなら、この左端の図面のドアの書いてある部分に関しては、これは何かの点検用とか、そういったメンテナンスするためのビルのオーナーの設置するドアという理解でよろしいですか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 そのとおりでございます。

○木内委員 了解。次、お願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、補正予算書10、11ページにございます森林環境税の創設に伴うシステム改修委託料のところで、交付税の算入の時期についてのご質問でございます。交付税の算入の時期については、年4期に分かれておりまして、4月、6月、9月、11月に交付税のほう算入されるということになっております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 それじゃ、普通交付税に関しては全額終わっているということなんですけども、それでは、先ほど答弁があったように、普通交付税には算入されているという確認はできているんですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それにつきましては、令和5年1月19日付の総務省自治税務局のほうから通知がございまして、先ほど税務課長のほうから答弁がございましたが、システム改修等の経費については、令和5年度において普通交付税により措置をするということで、交付税の全体の総額の中に含まれておるといような形になっております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 これ、ここに含まれているんだと。465万3,000円が全額普通交付税の中で含まれているということなんですけど、あなたたち確認せなあかんのちゃうの。これがそうやというふうに。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 今の確認ということなんですけど、交付税が交付されるときには、個別にこの額についてこれというふうな、そういうふうな詳細な通知というのがございまして、あくまでもその総額の中でということになっておりますので、各個別について、この額が幾らというのを出してくるというのがなかなかちょっと難しいのかなというふうに思います。ただ、その通知の際に、交付税の算入の計算式と申しますか、そういうものも示されておまして、その計算式では、基準として4万4,000世帯で709万円を基準額として、それに基づいて算定を行うというふうな基準の計算式も載っておりますので、その計算式により交付税算入をされておるのかなというふうに考えておるところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 数字に間違いがあったらまたご指摘いただきたいんですが、ご案内のとおり、2019年、令和元年から今日、令和5年までの間に、この森林税で当町に入ってきた額として、元年が84万、2年度が179万3,000円、3年度も同じく179万3,000円、令和4年度、昨年が230万3,000円、今年度が230万2,000円、合計903万1,000円なんです。ここから見ると、この465万3,000円というのは、5年間で受けた分の半分以上いっとるんですよ。だから、ここら辺はシビアにやらんと、5年間で入ってくる額の半分以上がこのシステム改修に使われる。ほんまに民間では考えられない。不合理というか、不採算というか、なんですよね。なおかつ、

11月27日の新聞報道なんですけど、配分基準を見直すんですよ。森林の面積の割合を現在の50%から60%に引き上げる。これは本町は該当しないと思います。一方、人口割合は30%から20%に引き下げるんですよ。だから、本町はそれから言うとか引き下げられるんじゃないかなと思っとるので、シビアにそこら辺は見ていただきたいと思います。要は、400万も500万もかかるようなこと、このシステム改修は行政規模によって変わるんですかね。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 上牧町の場合は、NR 7 といまして、7つの市と町で共同に運用しているものになります。人口等により若干の違いがあるという感じです。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 時間がかかるので、これはここで置いておきます。だから、交付税算入されているのかどうか。分かりにくいやろうけども、今までなかったやつが約500万が入ってくるわけやから、ここら辺かなというぐらいはチェックする能力は持っとってほしいというふうに希望をしておきたいと思います。ここは結構でございます。ありがとうございます。

○上村委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 重度心身障害者福祉タクシー助成事業の補正 9 万8,000円、30冊の増刷の理由についてでございます。

歳出のナンバー 6、資料お願いいたします。こちらにつきましては、当初、対象者の50%程度発行すれば行けると考えておりました。というのが、近隣の市町村、先行でやっておられた王寺町、三郷町等を調べさせていただいたら、発行枚数については、対象者の40から50%の発行枚数で配布しているということでございました。それで、本町におきましても、当初予算を算定する際に、対象者の50%として312名の冊数を当初見込んで作ったんですけれども、今、11月末時点で342冊発行しておりまして、こちらのほうが月大体おおむね5名から6名の身体障害者手帳1・2級、または精神障害者手帳1級の方の申請が上がっておりますので、増刷の補正予算を計上させていただいたところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 それはほんならお聞きしておきます。

令和5年度の30冊の増刷分が単価480円、1冊当たりね。令和6年度分が1冊当たり185円、この金額はなぜなんだ。

○上村委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 冊数によりまして、単価というのがやはり高くなるところでございます。そ

れで、令和5年度と令和6年度のタクシーチケットの色というのが違う形で発行させていた
だいておりまして、例えば、令和5年度は3月末まで利用できますので、黄色のタクシーチ
ケットはタクシー事業者さんともに令和5年度のチケットという形で利用していただい
ております。来年度はまた色を変えて、6年度の分として、また400円、40枚のタクシーチ
ケットをお渡しする形になりますので、このような形の単価でしか、交渉はしたんですけれど、
なるということでした。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 そやけど、これ、もうちょっと何か工夫したらよろしいかと思いますよ。令和6
年度の185円の単価に合わせて、この30冊分を上乗せして判こを押すとか、1,000枚もじゃな
いわけですから、何か判こを押すとかみたいな形でね。自分のところが、あなたのポケット
マネーで作るのやったら何か工夫するやろう。だから、もうちょっと考えてください。増刷
の30冊分に関しては目印で判こを押すとか。だから、自分がポケットマネーからやるんやと
いう気があれば、480円は高いなと思うはずですよ。お任せしておきますけど、考えてくだ
さい。このとおりいっとったら、考えへんかったなというふうに捉えておきます。結構です。
あと5分で終わります。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、補正予算書34ページの補正予算給与費明細書の中の特別職、
その他特別職のところでございますが、補正前と補正後の職員数は変わってないのに、比較
の部分で2万7,000円の減額となっている、この説明はとのご質問でございます。

これにつきましては、補正予算書の前のページ、33ページをご覧いただきたいと思います。
その中で、上のほうで史跡久渡古墳群整備事業費の史跡上牧久渡古墳群整備委員報酬の、こ
の分の2万7,000円の減によるものでございまして、当該委員会の開催が当初3回のところ、
2回の開催になったための報酬額の減額であるということで承っております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 了解しました。ありがとうございます。

私の質問は以上でございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第20号 2トンリサイクルカー購入契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。議第20号 2トンリサイクルカー購入契約の締結についてです。こちらにつきましては、1点伺います。

本議案に係る2トンリサイクルカーの購入というのは、今まで使用してきた2トンリサイクルカーの更新、入替えという位置づけだと思いますけれども、今まで使用してきた2トンリサイクルカーをどうする計画なのか、今現状どうなっているのか、この点について教えてください。

以上です。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、既存の2トンリサイクル車両でございますが、この車両につきましては、現在、中継施設のほうにストックしておるんですけども、今後、この車両につきましては売却の方向で検討しているところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。売却ということで、たまたま入札情報を見ますと、売却の入札、今、公示していますね。14日でしたっけ、開示していて、売却をすると。二十数万円の最低金額が出ているんですけども、何が言いたいかといいますと、少し前になりますけど、令和3年の12月議会で私、一般質問で財産収入のことをさせてもらって、物品売払い収入ということで、売れるものはとにかく売って財源確保しようよという話をした記憶があるんです。椅子でも机でも処分したらお金がかかるけれども、売ればお金になるのというこ

とで、今回2トンリサイクルカーというのが、今現状どうなっているかはちょっと分からないですけども、処分しようと思ったら費用かかるけども、それを売ろうという形で決めたということは大変評価をしているんですけども、実際、今の既存の2トンリサイクルカーというのは、使用は可能な状態なんでしょうか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 現在、中継施設のほうにストックしているんですけども、実際のところ、エンジンのポンプ系の不調がございまして、それに伴って修繕費用がかなり高くなるというところで、更新計画をちょっと早めまして、今回、車両のほうの購入業務という形になったんですけども、現在、通常の業務では使用するの難しいというのが現状でございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 関連みたいになって申し訳ないんですけど、ということで、使用するの難しいような状況のリサイクルカーにもかかわらず売ろうという意思をちゃんと持って、売却して二十数万円の収入になるということは本当に大変評価をしたいと思います。速やかに新しいリサイクルカーが購入できることを期待しています。

私のほうからは以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 議第20号について、この納入期間なんですけれども、まだ令和7年4月31日までかかるという、これは業者側からの提案なんですか。まだはつきりしない、そういう状況なんですか、教えていただきたいと思います。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 現状としましては、おおむねの時期になってくるんですけども、業者側から、やはりそれぐらいの時期になるであろうというところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 全議案可決すべきものとご決定を頂きまして、ありがとうございます。本議会でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○上村委員長 これをもちまして総務建設委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時01分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

総務建設委員長

上 村 哲 也

文教厚生委員会会議録

1. 日 時 令和5年12月5日（火） 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第1号 上牧町手話言語条例の制定について
 議第13号 上牧町文化センター設置条例の一部を改正する条例について
 議第15号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
 議第16号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
 議第17号 令和5年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について
 議第18号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について
 議第19号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）について
1. 出席委員 委 員 長 牧浦 秀俊 副 委 員 長 竹之内 剛
 委 員 石丸 典子 氏原 賢一 竹中 亮造
 安中 和
 議 長 遠山健太郎
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
 教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
 都市環境部理事 吉川 昭仁 住民生活部長 山下 純司
 健康福祉部長 青山 雅則 教 育 部 長 松井 良明
 総 務 課 長 丸橋 秀行 秘書人事課長 高木 真之
 企画財政課長 中本 義雄 住民保険課長 和田 暁
 徴 収 課 長 山本 敏光 徴収課長補佐 細川 夏人
 福 祉 課 長 俵本 大輔
1. 事 務 局 局 長 森本 朋人 書 記 山口 里美
 書 記 横田 大樹

開会 午前10時00分

○牧浦委員長 皆様、おはようございます。文教厚生委員長の牧浦でございます。

メタセコイアのイルミネーションが始まって、もう1年が終わるんだとを感じるようになりました。本当に1年は早いですね。

それでは、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開会いたします。

まず初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。文教厚生委員会に付託をされました議第1号 上牧町手話言語条例の制定について、議第13号 上牧町文化センター設置条例の一部を改正する条例について、議第15号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第16号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、議第17号 令和5年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議第18号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、議第19号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）について、慎重かつ活発にご議論を頂き、全議案可決すべきものとご認定いただきますようお願いをいたしまして、開会のご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○牧浦委員長 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりでございます。順次、審議してまいります。

議第1号 上牧町手話言語条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

竹之内委員。

○竹之内副委員長 皆様、おはようございます。竹之内剛でございます。議第1号 上牧町手話言語条例の制定について質問をさせていただきます。

まず1つ目ですけれども、本条例の制定に当たりまして、近隣の北葛の王寺町では令和2年9月に制定、河合町では令和2年10月に制定、そして広陵町では平成31年4月に制定されており、本町上牧におきましては今回制定されるということになっておりますが、このことにつきまして数年前に他の議員からも質問が挙がっていたと思うんですけども、本議会に制定されるに当たって、なぜこのような時期に来ているのかという説明をお願いいたします。

○牧浦委員長 福祉課長。

○**俵本福祉課長** 手話言語条例につきましては、令和元年9月議会、令和2年3月議会で康村議員、令和3年12月議会で東議員より、一般質問で制定のご要望を頂いておりました。また、上牧町聴覚障害者協会様からは、まずは条例について勉強会を開いてほしいとご要望があり、令和4年1月に奈良県障害福祉課から講師を招き、県条例や条例制定後の他市町村の取組などについて講演を頂きました。その翌月に、上牧町聴覚障害者協会様より正式に上牧町において手話言語条例を制定してほしいとのご要望書を提出いただきました。この条例につきましては、上牧町聴覚障害者協会の皆様と共同でつくり上げていくことが大切と考えておりましたので、当事者の皆様や関係機関の皆様に参画いただき、ワークショップを令和4年11月から令和5年11月まで計5回開催し、条文や制定後に想定される取組など議論を重ねてまいりました。また、令和5年7月からパブリックコメントを実施し、13件の貴重な意見も頂いており、このような経緯を経て、今回上程させていただいたものでございます。

○**牧浦委員長** 竹之内委員。

○**竹之内副委員長** ありがとうございます。数年にわたり、各議員から要望、質問があり、そして令和5年1月に話合いが始まり、2月に聴覚の方の団体から正式な要請があったと。それ以後、パブリックコメントを経て、iPadの中の説明の中で、制定に向けたこれまでの取組というところを取り上げて詳しく説明していただきまして、よく理解できました。ありがとうございます。

続きまして、今年度、令和5年に至ったという経緯は理解できました。手話は言語であるということは、2006年12月に国連で採択されて以降、我が国におきましては2016年に国に要望書が上げられて、それ以降、各都道府県に条例をとという形の流れで来ていると思うのです。我が町では令和5年、今回に至ったということで理解しております。

次に、頂いております議第1号の条例制定についての説明のところなんですけれども、目的としまして、全ての町民が互いに理解し合い共生することのできる地域社会を実現すると書かれております。それにおいて、全町民ということは、小学生、中学生、高校生、そして一般を含むということなんですけれども、これから計画を立てていかれることに関しましてですけれども、例えば学校教育におけるところでポイントを置きたいんですけれども、小学校・中学校教育において、町民の方の中で、小学校、中学校の方においてはどのような周知や形を取っていかれるかというところをお聞かせいただけますか。

○**牧浦委員長** 福祉課長。

○**俵本福祉課長** 町民への周知という点でございますけれども、まず条例が制定されましたら、

内容を分かりやすくしたパンフレットを広報の折り込みで全戸配布させていただきたいと考えております。また、学校教育、子どもたちへの手話の周知という部分につきましては、手話が言語であることを知る、手話に接する機会を持つということは大変重要と認識しているところでございます。これから学校や各関係機関の皆様と協議、協力を仰ぎながら、また聾の皆様、支援機関の皆様にもご支援いただきながら、学校に対する啓発活動も協議しながら努めたいと考えているところでございます。

○牧浦委員長 竹之内委員。

○竹之内副委員長 ありがとうございます。今、答弁の中にありましたけれども、パンフレットを作成して配布する、これは町民の方に配布するパンフレットと理解しておりますけれども、学校の中ではこれから考えていかれると思うんですけれども、パンフレットというのは冊子がありまして、配布されますと、必ずお家にはあるんですが、どこに置いたか分からない状態になったりするので、学校教育においては、おっしゃっていただいた分かりやすい内容の日常会話のできる手話である教育とか、その辺、しっかりと当事者の方と話し合われて決めていただければいいと思いますが、いかがでしょうか。

○牧浦委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 今、竹之内委員がおっしゃったことが大切と考えておりますので、そのように考えていきたいと考えております。

○牧浦委員長 竹之内委員。

○竹之内副委員長 続きまして、タブレットでも目的、取組については見させていただきまして理解しております。

次に、この条例の中の第6条は、町は、次に掲げる施策について総合的かつ計画的に実施するものとする。7条においては、町は、災害時において、手話を必要とする人に対し、情報の取得及び意思疎通の支援について必要な措置を講ずるものとする。6条、7条についてですけれども、この辺をどのように進められるのか、少しお聞かせ願えますか。

○牧浦委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 第6条、施策の推進、手話を理解するための機会の提供に関する施策、手話の普及及び啓発に関する施策でございますけれども、先ほど申しました町広報紙、学校等で手話に接する機会の検討、また事業所等へのパンフレットの配布等を想定しており、こちらにつきましては普及啓発に努めたいと今考えているところでございます。

また、手話により意思の疎通ができる環境の整備、こちらにつきましては、現在実施して

いる手話通訳者派遣事業、また手話通訳者窓口設置事業を実施しており、継続的な実施、または拡張などを検討しているところでございます。

7条で防災の災害時の対応というふうにうたわれておりまして、こちらにつきましては他市町村では聾の方が分かるように視覚的にバンダナをまいたり、避難所の周りが聾者に配慮しやすくなるような取組、こちらはトイレですよとか、そういうマークであったりとか、そういう取組をされているのは研究しております。そのような防災担当課とも連携させていただいて、今、聴覚障害者協会様が要望していただいている災害時の避難については、また防災担当課と説明会を実施し、今後、安全に防災のときに避難できるように周知を聴覚障害者の皆様にしていきたいと考えているところでございます。

○牧浦委員長 竹之内委員。

○竹之内副委員長 ありがとうございます。今、答弁していただきまして、避難訓練のときにやられているあのよう形を取られるのかと思います。分かりました。ありがとうございます。

○牧浦委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 一応、今考えておりますのは、聾者の皆様に集まっていただいて、担当課から個別に、どういうふうに避難するのかというのを周知したいと考えているところでございます。

○牧浦委員長 竹之内委員。

○竹之内副委員長 ここは命に関わる非常に大切なところだと思いますので、しっかりと計画を立てていただき、訓練にも導入していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問なんですけれども、この手話言語条例が制定されることにおきまして、制定される前とされた後、どのように何が変わるのかということをおし分かりやすく説明していただくことはできますでしょうか。

○牧浦委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 制定する前と制定する後の違いといいますと、まず町民に対して手話が言語であると啓発することは、今、手話にあまり身近に触れていらっしゃらない方に対しても周知をし、今後、例えば手話をされている方に手助けしてあげるとか、そういうことが起きるような地域、安心して暮らせるように取り組んでいきたいとは考えているところでございます。

○牧浦委員長 竹之内委員。

○竹之内副委員長 分かりました。短い答弁の中にいろんな含みがあることを理解しました。

最後に、手話は言語であるということを私は最初に申し上げましたけれども、実際、聾の方が町の中で生活されていまして、私の知り合いにも友達にもいるんですけども、私は手話ができないんですけども、手話を広めるのではなくて、この大きな含みは、手話を言語とするというのは基本にあるんですが、手話を聾の方が生きやすく過ごしやすいことを目指すということが含まれると思うんです。そしたら手話を私らが覚えて教えなあかんねんなどいうのではなくて、口でしゃべる口話を、聾学校でもしゃべるんですけども、口話や筆談、これも非常に大事になってくると思います。口話、筆談、手話、この3つは欠けることができないことだと思うので、その辺、町民の方にも、パンフレットに記載することでも、教育の中でも、そちらを少し入れて広めていただければと、私の考えを述べておきます。ありがとうございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

安中委員。

○安中委員 安中です。お願いします。

今回、手話のことについてということで、言いたいことは全て竹之内委員が言っていたきましたので、そのほかに、私も30歳の頃に名古屋で4年間ほど手話を学ばせていただいたことがあり、こちらに帰ってきましたしても1年間ほど関わらせていただきました。その中で、聾の方々と関わらせていただいたときに一番思いましたのが、何でもそうですけれども、パンフレットをお渡しする、読める方はいいと。でも、やはり聞こえなかったという過去の現実があつて、読むことができない方もたくさんいらっしゃいます。そういう方々に対してどう接していくのか。これは前のときもずっと考えて、貼り出しても、そこまで来て、役場まで来て、どこまで来て、見ることができるかどうかというのも疑問ですし、その文言を理解することができるかというのも分からないかなというところで、どうしたらいいんだろうとずっと考えながら今までいきましたが、そういう点も考えていただきながら対応していただければと思います。手話言語条例ができたというのは、本当に全国でも数少ないところを上牧町がされたというのはすばらしいことだと思います。でも、ここからがスタートだと思いますので、ぜひそのところをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○牧浦委員長 福祉課長。

○**俵本福祉課長** 安中委員がおっしゃった、見ても分からないという部分は痛感しているところでございます。それで、上牧町におきましては、週1回ですけれども、今、手話を設置させていただいて、聾の方が困られたときに、週に1日だけなんですけれども、そのときにご相談していただく場を設けております。そちらで今、何か困り事、手紙が来たけれど、はがきが来たけれど、何のはがきか分からへんから、これを手話の方に見ていただいて、例えば消費生活相談につなげていただくとか、手話設置の方に一緒に行っていただいて相談していただくとかという体制を取っておりますので、その点につきましては今後も引き続き実施したいと考えているところでございます。

○**牧浦委員長** 安中委員。

○**安中委員** 手厚いフォローをありがとうございます。よろしくお願いいたします。

私は以上です。

○**牧浦委員長** ほかにございませんか。

氏原委員。

○**氏原委員** 氏原賢一でございます。

手話言語条例の広報は、広報かんまき「彩愛」に一緒に入れてもらえるとは思っているんですけども、そのときの折り込みの内容に、今はほとんどスマートフォンを持っている方が多いです。スマートフォンのアプリにも手話のアプリがございます。無料もあれば、有料もございます。有料については動画で出ます。例えばエレベーターであれば、左手を下にして、右手をこうして上に上げればエレベーター。ですから、検索でエレベーターとしたら、そのようにアニメーションで動いてくれるのが有料でございます。そういった部分がもしもできるのであれば、QRコードとかを入れて、こういった部分もありますよと。ただ、それを入れるかどうかはご本人の判断になります。その分の紹介もしていただければ、幅広く皆さんに周知できるのではないかというご提案です。

また、この先にもなるんですけども、確かに有料のほうは優れています。そのときに高いので600円というのがありました。私も12年前に入れました。手話の方に対応するために、それを勉強するために、スマートフォンでしたらいつでも見られますので、それでさっきのエレベーターも覚えたんですけども、そういった部分でこの先、半分でも補助できればというのをもたまた考えておいてください。

以上でございます。

○**牧浦委員長** 福祉課長。

○**俵本福祉課長** パンフレットの内容、また手話の啓発に係る施策等につきましても、第6条の3項で、聴覚障害者協会の皆様、また手話サークルの皆様と協議しながらよりよい施策を考えていきたいと考えております。その中で、パンフレットの作成につきましても、聴覚障害者協会の皆様、手話サークル、手話を実施されている方のご意見を聞きながら作成しようと思っておりますので、また氏原委員のおっしゃったことについてもその場で検討したいと考えております。

○**牧浦委員長** 氏原委員。

○**氏原委員** よりよいものの作成をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**牧浦委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○**牧浦委員長** ほかになしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○**牧浦委員長** 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**牧浦委員長** ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第13号 上牧町文化センター設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

竹中委員。

○**竹中委員** 竹中です。どうぞよろしくお願いします。

私は歓迎の立場で意見と質問をさせていただきます。従来ですけれども、文化センター、町の行事をする場合、町が主催で町の施設を使うというときに、お金を払ったものとし、またその後、帳簿上もらったものとするという、そういう形を取られていた。それが実際には

お金の移動がないわけですから、実態に合わせるということでいいかなと。なぜ発言しましたかといいましたら、私はまだ新人議員で、この間、決算書を見ましたら、やはりそのようになっています。最初、一種の違和感といいますか、これは町の行事やないかという形でそう思ったわけです。歓迎の理由ですけれども、実態がないんだからそれに合わせるということと、もう1つは例えばペガサスフェスタだとかさくら祭りだとか、実際にかかった費用が一目して分かるということで、そうあるべきであるということで、今回の条例改正でよかったんではないかというふうに考えております。まず、そういう意味で、今回の条例改正、免除規定を設けたということを評価するというか、賛成する立場で意見を言っておきたいと思います。

質問ですけれども、今回、上牧町文化センターになっていますけれども、文化センター以外の施設に関しては今後どうするのかということで、決めていることがあれば教えていただきたいというふうに思います。例えば2000年会館だとかになるかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○牧浦委員長 総務部長。

○中川総務部長 今、竹中委員のご質問でございます。例えば2000年会館というようなことで例を挙げていただきました。各施設ごとに一応、減免規定を設けさせていただいております。現状、私の把握する中で、今、文化センターのみが少し減免規定がなかったということなので、今回そういうことで改正をさせていただいたということでございます。

○竹中委員 そしたら了解しました。この文化センターが金額的にも一番大きいと思いますので、その方向で改正していただいたら、住民さんにも分かりやすい費用説明ができると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第15号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 おはようございます。石丸典子です。よろしくお願いします。

国民健康保険の補正予算（第2回）ですけれども、歳出のところで、7ページで3点お伺いいたします。

歳出の総務費の一般管理費で、職員人件費で減額になっているんですけれども、昨日の総務委員会でもこれに似たようなケースがありまして、人勸で増額補正が一般的なところなんです。ここにおいてもやはり人数は同じなんですけれども、約280万円の減額となっています。体制などについて、ご説明をお願いしたいと思います。

2つ目は、賦課徴収費、同じページの真ん中なんですけれども、需用費で印刷製本費として5万円の増額です。当初予算では約6万円でしたが、内容の説明をお願いいたします。

3点目は、出産育児一時金で、当初予算では10件分で500万円の計上でしたけれども、今回、大きな増額補正を組まれておりますけれども、説明をお願いいたします。

以上です。

○牧浦委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、補正予算書7ページの一般管理費、職員人件費のところでございます。人事院勧告によりまして増額が伴うものと思っておりますけれども、この減額になっていることの説明ということで承りました。これも職員1名の退職による減額と人事院勧告による人件費の調整ということで計上いたしております。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 昨日の総務委員会と同じような内容で、人数は4月から何月の分でということでは計上になっているということなんですけれども、体制は現在はそしたら4名ということですか。

○牧浦委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 保険関係でいろいろ業務があると思うんですけれども、支障はないですか。補充などの予定はどうですか。

○牧浦委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 業務は多忙なところがありますけれども、現在、他の係から応援の体制という形で組ませていただいております。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 国保については、保険税の改正等もありますし、いろいろ業務があると思いますので、しっかり必要な人員を正規の職員さんで配置されるように要望しておきますが、よろしく願いいたします。

○牧浦委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 また検討させていただきます。

○牧浦委員長 次、お願いいたします。

徴収課長。

○山本徴収課長 予算書6ページ、7ページ、款1総務費、項2徴税費、目1賦課徴収費、節の需用費、細節の印刷製本費の増額分につきまして説明申し上げます。

当初予算の作成時におきまして、申告用の納付済み確認書という形で、特徴の方の部分で、確定申告のときに送付させていただく用紙を今回増刷させていただいたという形になります。当初、在庫で見込んでいたんですが、思ったよりも特別徴収から普通徴収の切替えという形で、普通徴収に増えたという形で、もともと年金から引き落としで特別徴収という形になるんですが、普通徴収の方が増えたという形で、今回、当初予定していた在庫でいけていたんですが、在庫を上回るような件数になりましたので増刷させていただいたというのが経緯でございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 大きな増額、ほぼ予算分ぐらいの額なんですけど、特別徴収から普通徴収に変わる人が増えたということは、年金、特別徴収で天引きされる額ではないという方ですか。年金額が減ってきているとか、これ、希望すればたしか普通徴収もできますよね。その辺はどういう影響で増えてきているんですか。特別徴収できないような状況になっているのか、本

人の希望なのか、その辺は何かありますか。

○牧浦委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時37分

○牧浦委員長 それでは再開いたします。

徴収課長。

○山本徴収課長 先ほども申し上げたんですが、基礎年金の2分の1を超えた方がおられますので、それが普通徴収という形に移行されますので、その方が増えたために、今回、その方たちのために申告用紙の納付済み書を増額させていただいたという経緯です。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 ということは、令和5年度の当初予算では分からなかったけれども、基礎年金の半分を超える額、これは国保ですよ。国保税は特別徴収ができないと、そのような状況になってきているということなんですか。簡単に言えばそうなんですか。

○牧浦委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 国民保険もそうなんですが、後期高齢、介護もそういう形になっておりますので。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 特別徴収されるのは、国民健康保険のほかに介護保険もありますね。後期高齢者もありますけど、これ、国民健康保険やから、国民健康保険と介護保険と一緒に徴収される方はありますよね。ということは負担が、保険税が高額になってきているということになりますか。そういう考え方でいいんですか。

○牧浦委員長 徴収課長補佐。

○細川徴収課長補佐 介護保険をまず天引きさせていただいて、その次に国民健康保険、後期高齢者となっていくんですが、後期高齢者とか国民健康保険が今まで介護保険と合わせて年金天引き可能やったんですが、国保税とか後期の保険料が増額になったため、年金天引きできなくなった方が出てきましたので、その方については普通徴収に回る形になります。そういった方が増えたため、今回、普通徴収の分が増えたということで考えていただけたらと思います。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。これ、どのぐらいの方かという件数までは分かりますか。

○牧浦委員長 徴収課長補佐。

○細川徴収課長補佐 増えた人数は200人程度なんですけども、ただ、数枚印刷するとなると単価がやっぱりどうしても高くなりますので、単価を下げるために1万枚、来年度以降も使えるようにということで、今回は発注をかける予定をしております。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。保険税の負担が大変重くなっているということですね。分かりました。ありがとうございます。

では、次、お願いいたします。

○牧浦委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、ご質問いただきました歳出7ページ、出産育児一時金の増額補正につきましてご説明させていただきます。

まず、出産育児一時金につきましては、前年度までの数値を踏まえまして、500万円当初予算を組ませていただいております。それで、年度前半におきまして2件、要は3月までにご出産されている方の申請が遅れてきた分がありまして、その分で2件、これが単価でいいますと、去年度まで42万円でしたので、84万円の支出がございました。その後、順調に伸びが出ていたんですけども、9月を過ぎた段階でも立て続けに参りまして、今現在の時点で11件、550万円の申請がございました。それに対しまして既に予算割れを起こしておりまして、10月2日の時点で審査支払手数料から134万円の予算流用をさせていただきました。それでお支払いさせていただいた後なんですけれども、後といたしますか、この事象が起きまして、公用申請による上牧町にお住みで出産を控えている方の情報をこども未来課と情報共有させていただきまして、今後、出産を控えておられる方、しかもその中で国民健康保険に加入されている方とか社保を離脱する予定の方、そういった方もございましたので、そういった方が7件見込まれますので、今回350万円の増額補正とさせていただきました。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。過去の資料を見ますと、令和3年度決算、令和4年度もそれぞれ出産育児一時金は10件分ということになっているんですけど、出産をされる若い方が見込まれるということで、なかなか若い方が増えてきているんだということよく分かりました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第16号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第17号 令和5年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。介護保険特別会計の補正（第2回）についての質疑を行います。

歳出7ページのところで2点お伺いいたします。歳出、総務費の一般管理費の委託料で、電子計算費で429万円の増額ですけれども、資料では介護報酬改定などが見込まれているということでシステムが改修となっているんですけれども、この中に4項目書かれているうち、2番から4番は検討中というふうになってはいますけれども、これは令和6年3月実施予定となっておりますけれども、この辺の見込みと、どのような状況かということと、あと金額、429万円ということなんですけれども、改修内容は4項目全て含んだ電子計算費となっているという考え方でよろしいでしょうか。

その項目と、もう1つは、同じページの地域支援事業費の通所訪問型サービス事業費の委託料で、通所訪問型サービス事業委託料で7万円増額です。デイサービスが増えているというふうな説明もあったかと思えますけれども、この内容を説明ください。

以上の2項目です。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、先ほどの質問のまず電子計算費の中身でございます。最後の資料1にございますように、実施内容は1から4までございます。現在、審議会でいろいろ検討されている最中で、これで決定ですというのは今は言えない状況ではございますが、年明けぐらいから固まったことがまた情報として下りてくると思えます。ご説明申し上げますと、介護報酬の改定については、これは上げるということは決定でございますが、ただ、どれほどという数字が具体的にはまだ下りてきにくい状況ではございます。ただ、上がることは確かでございます。

それと、②番の第1号被保険者の保険料負担の見直しでございますが、段階がございます。上牧町では16段階にさせていただいておりますが、国では9段階決定となっております。その9段階設定を13段階に分けるということで、現在、審議が進んでおります。

次、3番目でございますが、一定以上の所得の判断基準の見直しということで、以前から1割負担、2割負担、3割負担という形で、平成30年からそういった負担料を頂いております。その負担の合計所得金額の見直しが起こる予定でございます。その金額はまだ決定というわけにはいかずに、大体このぐらいということで私どもには下りてきております。

4番目、多床室の室料負担。施設に入られましたら、施設によって多床室、何人か一緒のお部屋のお部屋代を取られている方と、施設によってそうではない方がいらっしゃいます。

そこら辺の是正をするために、多床室の室料の負担の見直しが起こる予定でございます。これも特に2から4については、現在、国の審議会で検討中ということで、ざっくりと今説明させてもらった感じで私どもに下りてきておりますが、これで決定ということはまだ、年明けになると聞いております。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 そしたら、最終的には1の部分だけになることもあるということですね。システム改修の費用が変わってくるのではないかと思うんですけど、これは全部が改定された場合の委託料というふうな考え方でいいですか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 1から4については、1は上がることは確かで、改定の料率、何%上がるかということはまだ未定でございますが、2から4がなくなるということは恐らくないと思われます。何かしらあると思いますので、そちらはあると考えておりまして、料金なんですけど、私どもがこの補正予算で上げさせていただいた現時点の金額でございます。NR 7、7町でお話しさせていただいておりますので、今後また値下げ交渉もしていく予定ではございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。1から4の方向で改定があるというふうに理解させていただいております。分かりました。ありがとうございます。

では、委託料の増額についてお願いいたします。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、7ページの下の部分の地域支援事業費の通所訪問型サービス事業費のことでございますが、これは資料を提出できなかったんですけど、申し訳ございません。これは総合事業が平成28年から始まりましたが、それに基づいて簡易型のデイサービスを提供しているものでございます。昨年なんかは半年間、4月から9月ぐらいはコロナの感染が多かったので、このデイサービスを示させていただいていました。去年は半年間だけで、今年に限っては年度初めからたくさんの方がデイサービスをご利用です。人数にしますと、通常年よりも倍ぐらいの人数の方が、訪問型サービス、ほほえみデイサービスと呼んでおりますが、デイサービスにお通いになっていらっしゃると思いますので、その分、当初予算よりも負担が増えましたので増額補正をさせていただきました。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。予算のときの資料を見させていただいたら、ほほえみデザインなどと書かれているんですけど、この事業自体の委託先は幾つかありますか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 こちらは郁慈会に委託をさせていただいております。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第18号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第19号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。下水道事業会計の補正予算(第2回)についての質疑を行います。

9ページ、10ページのところでお聞きしたいと思います。収益的収入及び支出の収益的支出の部分ですけれども、この中で10ページのところですが、総係費の中の区分の修繕費、公用車修繕代40万円、その下の補償金として、事故等損害賠償金で17万8,000円とありますけれども、これは初日の本会議で専決処分があった額と同じなんですけれども、これについての説明をお願いいたします。

それと、同じ下のところで消費税及び地方消費税で増額補正になっております。資料も出されているんですけれども、これは一部に令和5年の2月、3月分が計上されていなかったところも含めるという項目があるんですけれども、これは気づかれるのが遅かったということでしょうか。一連のこういうのが前回も見受けられたんですけれども、この点についてお願いいたします。

以上の3点です。

○牧浦委員長 それでは、順次答弁いただきます。

上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、予算書の9、10ページの収益的支出の分の8番、公用車の修繕代及び事故等損害賠償金について説明させていただきます。

この部分につきましては、先ほど申されたとおり専決処分で行った部分でございます。その公用車の修理代40万円、それと相手方への賠償金が17万8,000円となっているところでございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 本会議のときには、どの課の公用車というふうな説明がなく、吉川理事から説明

がありましたので、水道課、下水の関係かなというふうには思っていたんですけども、特に水道、下水の関係は町内を公用車で回られるのが特に大変多いと思われますけれども、ふだんからいろいろ注意されている点もあるかと思えますけれども、この辺についてはどのような対応ですか。

○牧浦委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 今、委員がおっしゃられていますように、水道の開閉栓等、数も多いので、その辺の注意は職員一同、気には止めて業務しているんですが、今回の事故については見通しの悪い四差路での出会い頭の事故というところで、注意はしておったんですけども、事故となったところではございます。近年、その事故等もございませんし、今回は自分が担当課長になってからは初めてのことで、数としては少ないんですが、その辺の注意は。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 数はないということで、これまでなかったのはなかったかもしれませんが、これを機にやはり十分注意されるように、職員一同、取り組まれるように要望しておきます。

下水道の会計で専決分がここにあったんですけど、関連ですが、一般会計のところは特にこの専決の部分の対応の費用がなかったように思ったんです。会計上の処理はどのような対応でしたか。同じ専決処分で事故があったんですけど。下水道課には直接関係がないんですが。

○牧浦委員長 また後で教えてください。

石丸委員。

○石丸委員 大変失礼いたしました。事前に聞いておいたらよかったんですけども、分かりました。

それでは、消費税のところをお願いいたします。

○牧浦委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 先ほどのご質問の消費税の部分でございます。気づかなかったのかというところでございますけども、当初、令和5年度につきまして、12か月分の消費税という形で組ませていただいていたんですけども、その部分については打切り決算に伴う2か月分を上乗せして14か月を組まなくてはいけないという部分と、関連いたしまして、下の過年度損益修正損、その部分については4年度の事業の消費税の確定申告する額を挙げておかななくてはならないという部分で、今回、補正という形で取らせていただいたところでございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 打切り決算の関係と消費税の計算等が混在してややこしかったということなんです。

○牧浦委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 石丸委員。

○石丸委員 企業会計に移行でいろいろ大変なこともあるかと思いますが、しっかり対応いただきますようお願いいたします。

以上で結構です。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 全議案可決すべきものと決定を頂きまして、ありがとうございます。また、本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。

ありがとうございました。

○牧浦委員長 これをもちまして文教厚生委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時05分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員長

牧 浦 秀 俊

令和5年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和5年12月8日（金）午前10時開議

第 1 一般質問について

8番 牧 浦 秀 俊

3番 竹 中 亮 造

6番 上 村 哲 也

9番 服 部 公 英

4番 安 中 和

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	石丸典子	２番	氏原賢一
３番	竹中亮造	４番	安中和
５番	東初子	６番	上村哲也
７番	竹之内剛	８番	牧浦秀俊
９番	服部公英	１０番	康村昌史
１１番	木内利雄	１２番	遠山健太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	建設環境課長	武安康至
住民保険課長	和田暁	教育総務課長	辻村純
社会教育課長	吉川信一郎	文化振興課長	野崎威志

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（遠山健太郎） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（遠山健太郎） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（遠山健太郎） 日程第１、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め１人１時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇牧 浦 秀 俊

○議長（遠山健太郎） それでは、８番、牧浦議員の発言を許します。

牧浦議員。

（８番 牧浦秀俊 登壇）

○８番（牧浦秀俊） ８番、牧浦です。議長の許可を頂きましたので、質問させていただきます。

その前に少しだけ。奈良県の報道資料によりますと、昨年度の奈良県の市町村税収入額は1,733億円、３年ぶりに増加いたしました。また、徴収率に関しましては97.4%と、前の年から0.2ポイント上回り、過去最高を更新いたしました。

上牧町に目を向けますと、コロナウイルス感染症が5類に移行されてから、この11月より、初めて上牧町タウンミーティング、そして我々議会も議会報告会、皆さんと語り合う座談会も開催いたしました。この時期開催したため、ほとんどが中学校合併による中学校の新築工事、公共施設総合管理計画の中でその補助金を受けるために延べ床面積を25%削減するために、第2体育館を解体する質問が中心となりました。もう既に中学校を合併することは決定しており、何年も先を見越した、どこにも負けないすばらしい中学校ができることを望んでいます。このことが、若い人たちの上牧町を選ぶ一翼になってくれればと思っております。そして、第2体育館の解体に関しては、もう少し理解をしていただけるよう話合いが必要だと思っていますし、中学校建設に伴って、中長期財政計画もしっかり立てていかななくてはならないと思っています。

それでは、一般質問通告書に従いまして質問いたします。

1つ目、一般質問での理事者側のその後の対応。

1、奈良セブンの森の整備の参加の件、町の広報で募集があったが、片岡城址盛り上げ隊には報告はなぜなかったのか。

2つ目、これからの催し、活動について、片岡城址盛り上げ隊を上牧町ではどのように考えているのか。また、観光資源としての活用はどうか。

3つ目、片岡城址は、これからどのようにこの事業と関わっていくのか。

2番目の大きな質問です。町内墓地行政について。

1番、公営墓地における無縁墓地について、上牧町では調査をしているのか。

2つ目、無縁墓で町に相談はあるのか。

3つ目、公営墓地で無縁墓に困っている方々がたくさんいるが、上牧町での対応は。

4つ目、遺骨の移動については市町村の許可が必要となっているが、上牧町ではどうなっているのか。

以上、質問いたします。

再質問につきましては質問席からお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） それでは、一般質問での理事者側のその後の対応ということで、1つ目の奈良セブンの森の整備の参加の件、町の広報で募集があったんですが、片岡城址盛り上げ隊には何も報告がなかった。なぜなかったのかということで、お答えをお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それではお答えさせていただきます。

奈良セブンの森の整備の参加の件につきましては、上牧広報11月号で参加募集の周知をさせていただいたところでございます。

議員ご質問の片岡城址盛り上げ隊には報告はなぜないのかということでございますが、当課といたしましては、上牧広報において周知はできているものと考えておったということと、また、主体となります大和森林管理協会から話があったものと認識しておったところでございます。結果的に、いい報告はないということでございますので、今後はこのようなことのないように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、第1回目の整備におきましては、11月18日の土曜日ということで開催予定でしたが、あいにくの天候不良、雨ということでございまして、順延となっております。再開につきましては、現在は日程調整中というところでございますので、決まり次第、改めてご報告させていただきますというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 理解しております。これから先もありますので、片岡城址盛り上げ隊は、町の観光資源をどうして有名にしようか、費用もかかっているサロン片岡、CGを利用した案内の利用をどう増やしていこうかと、日々話し合いながら進んでいます。これは理事者側も同じではないでしょうか。

しかしながら、この問題に関して、部署が横断的にわたります。例えば、奈良セブンの森と上牧町のコラボの問題、どの課が担当する、ほぼ笑みサロン片岡城址の見学の休憩場所の役割もある、どの課が担当しているのか。私の知る限り、使用頻度はかなり少ないと認識しております。また、整備、管理はどこの課が担当しているのか。職員の方々も、どの課がどのように関わってよいのか戸惑っているようにも私は感じます。これでは、観光資源の片岡城址、がっかりポイントになってしまいます。逆に、これだけの担当課があるなら一丸となつてできないものか。その力を結集すれば、もっと立派なものがつくり上げられると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 教育委員会が所管をしております片岡城跡につきましては、議員ご提起のとおり、部局横断的な取組が必要であるという認識をしておるところでございます。これらの組織を一元的に改編をするということではなく、今後さらなる庁内連携を進めていながら、この部分について、歴史的価値であるとか、その辺を総合的に考え合わせながら、

庁内部局横断的な体制の下、進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 分かりました。それでは、これからの催し、活動について、片岡城址盛り上げ隊を上牧町はどのように考えておられるのか。また、観光資源としての活用はどうか、お聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、回答をさせていただきます。

本町には、議員ご提起のとおり、片岡城址盛り上げ隊の方々や、本年9月1日に設立をされました上牧町歴史ガイドボランティア養成講座を修了された方などで組織される上牧歴史ガイドボランティアの会といった人的資源、いわゆるマンパワーが豊富でございまして、本町における文化財行政に多大なお力添えを頂いておりますこと、いつもありがたく思っているところでございます。これらの方々のご尽力に支えられた観光資源としての片岡城跡の活用の在り方につきまして、今後引き続き、模索並びに検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） ありがとうございます。コキアもっと見栄えのあるように植えたり、クラウドファンディングで片岡城の城壁などができないものかということも探っております。この片岡城址盛り上げ隊を利用していただければ費用も安価で済みますし、環境整備に関しても、業者を入れずにやっていきます。何よりも、どうすれば見栄えができるのかということを考えながら活動しておられます。

来年度から補助金がなくなります。コキアの苗は町民さんに頂けるように手配をいたしました。しかしながら、草刈り機の燃料代、備品は必要となっています。この件についてはどうでしょうか。また、これからの町の環境整備、森林環境贈与税の有効な使い道としてもしっかりと考えてはいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当町片岡城跡に関しましては、現在、本格的な発掘調査は未実施という状況になっております。また、そのことにより、片岡城の全貌の解明には至っていないというのが現状でございます。

片岡城跡に係る今後の整備の方向を決めていく上におきましては、庁内関係部署の職員及び関係機関の職員に加え、地元住民、議会代表、専門的識見を有する学識経験者及び公募に

よる町民にも参画を頂き、片岡城跡の存在意義や歴史的価値を十分に検証することがまずは必要であること等、当該整備の在り方について、多角的に検討を行う場としての（仮称）片岡城跡整備活用検討委員会を設け、その方向性を的確に見定める取組を進めるよう、町長からも指示を受けているところでございます。

なお、当該整備の実施に際しましては相当規模の事業費が必要となることから、その財源としての補助金もしくは地方債についても十分な調査・検討が必要であると認識をしております。また、整備後の活用に関しましては、議員が今おっしゃいました森林環境譲与税の活用も視野に検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） いや、本当にここまでご答弁いただけるとは思っていませんでしたので、次の質問がちょっと飛んでしまうんですけども、3つ目なんですけども、検討委員会を作ってくださいということで、この片岡城址は、これからどのようにこの事業と関わっていくのか。確かに別事業なんですけど、その中に片岡城も含んでおります。また、そして前回に、一般質問の中で入り口付近の駐車場についても質問いたしました。なぜまた再度質問するかというと、入り口が分かりにくいということから、他人の畑に侵入し、荒らした事実もありました。駐車場を造ることより、入り口の目印になり、他人の畑に入って荒らすこともなくなります。また、入り口が分かりにくいということで、頻繁に草刈り作業が必要になっております。その場所については、町の管理する草刈りから外れております。その場所は個人様の土地でありますので、どうか借り上げることもできないのかと考えてもおります。駐車場になれば草刈り作業もしなくてよくなりますし、盛り上げ隊がいつもほほ笑みサロン片岡から人力で運んでいる荷物もあります。駐車場があれば車で運ぶことが可能となり、作業効率が上がります。こういう観点から、再度交渉ができないものでしょうか。検討委員会ということで先ほど答弁いただきましたが、この分についてはいかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） まず、先ほどの委員会の組織について説明をさせていただいたんですが、まず補足をさせていただきます。当該委員会につきましては、片岡城址盛り上げ隊の方たちも参画を頂くという方向性で今検討しているところでございます。

それと、次に、議員ご提案の片岡城跡主郭部分に通じる進入路付近における駐車場の整備につきましては、今後、先ほど説明させていただきました委員会の検討の中で、その設置の意義や必要性も含めて総合的に検討すべき事柄であるというふうに認識をしているところで

ございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 本当に、もうここまでの答えを頂けたので、もう本当に質問しにくいんですけども、最後に、ペガサスフェスタ、朗読劇、部局横断でやったと思うんですけども、評価も本当に高かったと思うんです。そのような取組で片岡城址も盛り上げ隊を各担当課とともにできないものかと考えております。本当に何回か質問いたしましたが、ここまで考えていただいて、また委員会も作っていただけると答弁いただきましたので、本当に感謝いたします。共に協力しながら、立派な観光資源にしていこうじゃないですか。そしてまた、次のよき報告をお待ちしております。この質問に関してはこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） この一般質問なんですけども、私の認識がちょっと間違っているところがありまして、町内墓地行政について、まず公営墓地についての認識が間違っております。上牧町では、公営墓地は北上牧地区のみです。この質問の中には、南上牧・五軒家共同墓地、新町・三軒家・五軒家の共同墓地、下牧の墓地を含みます。ただ、答弁につきましては、恐らく理事者側から北上牧地区のみになるかもしれませんが、できる限りの答弁をよろしく願います。

2年ほど前から、私に墓の相談がすごく増えていましたが、なかなかよい方法が見つかりませんでした。今回、総務省の調査を拝見して、相談内容が全て一致したので質問させていただきます。

以下は、総務省の報道資料の引用でもあります。総務省は、墓地行政に関する調査を令和4年5月から同年7月までの間、公営墓地における無縁墳墓を中心として実施いたしました。我が国では、平成17年、2005年に初めて死亡数が出生数を上回り、2007年以降、その差は年々拡大するなど、人口減少が急速に進んでいる。こうした人口減少・多死社会は今後も進展することが見込まれており、令和22年に死亡数が約168万人とピークを迎え、35年には人口が1億人を下回ると予想されています。このほか、家族形態の変化や価値観の多様化、都市部への人口集中など、様々な要素が相まって、家族や子孫等による承継を前提としてきました。祭祀をめぐる国民意識も変化しつつある、こうした傾向が進んでいく中で、死亡者の縁故者がいない墳墓または納骨堂の増加は、より顕著な問題となっていくおそれがある。本調査は、人口減少・多死社会の進展等に伴う地域の墓地行政の現状と課題について把握する観点から、

公営墓地における無縁墳墓を中心に、その実態等について調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施されましたということから、公営墓地における無縁墓地について、上牧町では調査をされているのかどうかお聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 公営墓地における無縁墓地の調査につきましては、町が管理している北上牧地区にあります町営墓地では、無縁墓地の調査を年に数回、状況調査というところで確認をさせていただいております。放置されておる墓地と見込まれる区画については、2区画確認されているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） もちろん、これはもう上牧町の公営墓地だけで、ほかの地域ではやっておられないということによろしいですね。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） そのとおりでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） では、その無縁墓で町に相談はあるのかどうか。これはもう、公営墓地についてもそうだし、他大字の墓地でも相談はあるのかどうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 町営墓地での無縁墓に関する相談につきましては、問合せ実績は現在ない状況でございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） いや、本当にこれ、ないんですね、うちのところね。本当に、その報告書の中に、もう本当に調査されたところには相談件数が多いのと、やっぱりほったらかしというのが多いんです。それで、その報告書では、望まれる取組として、縁故者に関わる情報を事前に把握している事例を整理し、提供するなど、必要な支援を行うこと。無縁改葬後の墓石の取扱いについて、保管期間や処分の考えに関わる事例を整理し、提供するなど、必要な支援を行うことなどがありました。上牧町では、今2件あると言われましたが、これはどういう、その場所だけを管理されているのかどうか聞かせてください。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） その2区画につきましては、現状といたしましては草が生えておるといようなほったらかしの状況という部分がございます。これにつきましては、可

能性の話でございまして、そこについては、名義人の調査を実施させていただきながら、通知及び現場の写真を添付して、郵送でご案内をさせていただこうかという対策を考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） まさにそのことが各地域の墓でもう発生しております。相談内容というのは、ここの家の人がもうおられないと。これ、どうしたもんだろうかと。今までこれ、母屋の人が管理してくれておられたんですけども、もう母屋の方が亡くなりまして、管理する者が誰もいないと。これは勝手にしてもええのかという相談だったんですけども、私自身も、その相談をしても、答えは当課に言ってもなかなか回答ももらえないですし、自治会長も、例えばその相談を受けるところは、墓地委員とそこの地域の自治会長は一緒なんですよ。代わられたら代わられたで、そういうように会長も代わられていかれるんで、なかなか継続的に進んでいかないんです。まさにそういうことが各地で起こっているという状況です。また、これはなかなか答えはないと思いますが、それは聞いておいてください。

実は、次の遺骨の移動については市町村の許可が必要となっております。これは、墓じまいの件と関係するとは思いますが、これについて、上牧町ではどうなっているのか聞かせてください。

○議長（遠山健太郎） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 墓地または納骨堂から他の墓地に遺骨を移すことというのは改葬と言うんですけども、この改葬する場合は、墓地、埋葬等に関する法律により、墓地の所在地の市町村長の許可を受けなければならないとなっておりますところでございます。上牧町におきましては、住民保険課住民係で申請を受け、改葬許可書を交付しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） ということは、住民課でこれを受付してくれるということですね。そして、墓じまいされて、その場所、町営墓地だけの話になると思うんですけども、これはもう上牧町がずっと管理していくというあれでよろしいのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 町営墓地もしかりなんですけども、普通の一般の墓地も墓地管理者が管理するということでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 墓地管理者というのは、今、例えば、上牧町の公営墓地では役所ですよ
ね。

○議長（遠山健太郎） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 上牧町の町営墓地は上牧町でございます。普通の公営というか、
自治会の管理組合とかお寺とかの管理者の場合は、そちらが墓地の管理者ということになり
ます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） あるところでは、先ほど言っていましたように、土地管理者と自治会長
は2年ずつ変わっていくんですよ。聞いていますと、そういうことというのは、やっぱり申
し送りってされてないんです。だから、もう本当に問題が出たときに、その自治会長に相
談しに行ったんですけども、知らんと。そしてまた、大字1つだけでやっているところじゃ
なくて、例えば新町なら新町、三軒家、五軒家、南上牧は南上牧、五軒家、香芝と、これだ
けあるんです。だから、こういうことからすると、なかなかそういう申し送りもしていけな
いというところから、なかなかこういうことが進んでいかないと。私は、この質問をした理
由というのはそこなんです。どうにかやっぱり行政が交通整理みたいなことをしてあげな
いと、これから進んでいかないのかなと、僕はそういうように思っているんですが、これは
いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員、これは、公営墓地ではなくて集落墓地に関するということ
ですね。

牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 両方ともという形になると思うんですけども、公営墓地は、恐らくもう
要らないですよ。もう町のほうで管理していくんですから、申し送りもちゃんとしていつ
ておられると思うんですけども、今議長が言ったように、その墓地、何かそういうように、
町で何かできないかということなんです。

○議長（遠山健太郎） 答弁可能でしたら答弁をお願いします。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 住民保険課住民系のほうでは、火葬、埋葬等に関することも許
可を出しているところです。先ほど言いました改葬につきましても住民系のほうで許可を出
しておりますので、また、そういうご相談等ございましたら住民系のほうで答えさせてい
ただきます。ちょっと、大分過去にはなるかなと思うんですけど、自治会からのこういう改

葬の申請があったというのも事実ありますので、そういった申し送り等が行っていなかったとしても、そういうご相談等がございましたら住民保険課のほうで対応させていただきたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、住民生活部長のほうからお話ありましたが、今議員おっしゃられておりますように、近年、無縁墓の増加傾向にあるというところの社会問題として取り上げられている部分もございます。報道等でもそれは認識しているところでございます。ただ、町営墓地において、無縁墓にお困りになられている方の対応につきましては、町営墓地では相談等の実績は今ありませんが、もしあるようであれば、その方の事情に合った形で対応を考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） 本当にこれ、空き家問題と全く同じ状況だと思うんです。奈良県では、御所市が既に無縁墓の調査を管理しておられます。これも、さきの総務省の調査の報告書に載っていましたが、ちょっと御所にも行きました。しかしながら、なかなか進んでいないようです。その原因というのは、やっぱり御所があまりにも人口が減るのが、一遍に固まれば一っと減ったようなイメージで、手がける時期が遅過ぎたというあれを頂きました。また、その御所市には、無縁墓と思うようなところにこんな感じの立て看板を立てています。「お墓前に来られた方へ。現在、御所市では、墓地区画使用についてをお尋ねしたいことがありますので、連絡ください」という立て看板。これも見に行ってきましたけども、やっぱりあちこちに立ってました。写真を持ってやればよかったんですけども、ちょっといろんな墓が写ってましたので、これは使えないということで。また、この報告書の中に載っていますので、多分当課のほうでもその資料を出してくれてはと思うんで、また見ておいてください。本当にこれ、答弁というのはなかなかできへんと思いますけども、こういうことがあるということを認識していただいて、今度は自治会長が集まる中で、そういうところでもちょっとこういうことが起こっていますよと。空き家と同時に、無縁墓も、墓じまいに関しても自治会で管理という方向でお願いしたいんですがという一言でも添えていただければ、またちょっとずつちよつとずつ減っていくとは思いますが。

本当に答弁はしにくいと思うんですが、空き家、無縁墓を極力なくして、やっぱり町並みをきれいにしていくということが大事だと思います。例えば、本当にみんな、ご存じか分かりませんが、新町・三軒家・五軒家の墓というのは通りから見えますので、やっぱり墓もき

れいにしておきたいと。やっぱり、それはもう町並みという部分でも一緒だと思うんです。本当に空き家も一緒ですよ。やっぱり、その集落に空き家があると、その集落自体が何か、えっというようなところもありますので、やっぱり空き家とか無縁墓を極力なくして、町並みの美化を目指してやっていこうじゃありませんか。それ、いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、牧浦議員から墓地の件について、いろいろご心配をさせていただいております。ここで、1つ難しいのは、例えば私、先ほどから牧浦議員がおっしゃっていた新町の地区でございます。新町は、新町、三軒家、五軒家、この3地区で墓地を形成していると。この墓地は、お寺が管理をされているという状況でございます。先ほど牧浦議員がおっしゃっているのは、例えば南上牧は五軒家と香芝と3地区が寄っていると。ここでも、本来から言えば、管理組合があってしかるべき。墓地委員というのも先ほど出ておりましたので、その墓地委員がおられるのであれば、まずそれぞれの墓地でしっかりと管理組織を、あるけども、何かうやむやになっているというような、今雰囲気でも聞かせていただいておりますので、まず、やっぱりそれぞれの墓地でしっかりと管理組合的なものを再構築すると。その中で、ルールとしてどうしていくんだということをやっぱりお決めいただくというのが一番大事なのではないのかなと。

新町の場合はお寺が管理をされていて、例えば無縁さんであるとか、それと、新しい墓地を建てたい、墓を建てたいと言われる方についてはお寺にお願いをして、空いている区画に墓石を建てると、こういうやり方をやっている。下牧地区については、地元下牧と王寺、それから薬井という、それぞれの町外の人たちが墓を形成されている。下牧の場合は、それぞれの地区から役員さんが出ておられて、管理組合の中で全てが決められていると、こういうことになっておりますので、まずここをしっかりと構築することが一番大事なのではないのか。法的な部分、そういうことについては役場へご相談を頂ければ、できるだけ、これは当然、指導する機関でございますので、法的なことについてはまた調べさせていただいて、指導をさせていただきたいと思います。

まず、牧浦議員は心配していただいていることは事実なので、まず地元から、例えば、他の地区からご相談をもし受けておられるのであれば、まず地元でしっかりと管理組合を作りましょうよと。いや、あるんやと、もっと強固にしましょうよと、こういうことをぜひ牧浦議員がご指導を頂いたら我々もありがたいのかなというふうにも思いますので、町としては、町の立場でしっかりとお話をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いし

ておきます。

○議長（遠山健太郎） 牧浦議員。

○8番（牧浦秀俊） まさに町長、今おっしゃっていただいたことは、私ども、まとめて言うところやった部分なんです。下牧地区、南上牧地区は、もう本当に墓地管理組合というのを作っておられますので、こういうことができました。これから後、またほかのところでも、今町長おっしゃってくれはったように、また微力ではございますが、その方向に僕も活動させていただきます。またよろしく願います。最後、本当に町長にまとめていただきました。本当にありがとうございました。

以上で私の質問は終わりです。どうも皆さん、ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、8番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時50分。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

————— ◇ —————

◇竹 中 亮 造

○議長（遠山健太郎） 次に、3番、竹中議員の発言を許します。

竹中議員。

（3番 竹中亮造 登壇）

○3番（竹中亮造） 皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書、まず読み上げからさせていただきます。

2つあります。

大きいほう、1、上牧町の不登校対応とフリースクール事業について。

不登校の小・中学生が、昨年度、全国で過去最多の約29万人に上った。10年連続の増加である。コロナの流行と重なるこの2年間は急増し、計10万人以上多くなった。

上牧町の小・中学校の現状と、不登校対応はどうか。

また、上牧町では昨年2学期より意欲的なフリースクール事業の取組を始めた。1年経過して、取組の現状と課題を聞きたい。

- 1) まず、近年増加する不登校をどう捉えているか。
- 2) 上牧町の校種別の不登校の現状（人数）はどうか。
- 3) 不登校となったとき、基本的な対応はどうしているか。
- 4) フリースクールSmile Farm事業の狙いは。
- 5) 現在フリースクールに通う児童、生徒の人数は。
- 6) 利用している児童、生徒の様子を具体的に。
- 7) 1年の取組で見えてきたものや今後の課題は。
- 8) 一方、不登校を生まない学校づくりも進めるべきだ。何か具体的な取組はあるか。

以上が1つ目の大きな質問です。

2、地域スポーツの振興とスポーツ器具の整備について。

上牧町の地域スポーツの振興に強い関心を持っている。私自身、剣道、テニス、ソフトボールなど、日常的にスポーツを愛好する者である。いずれの競技も、上牧町では、多世代にわたり、日常的にスポーツを楽しみ、健康や人のつながりを豊かにし、生きがいにもなっている姿が見られる。その意味からも、スポーツ振興は自治体による重要な住民福祉の1つだと考える。

今回は、町内で愛好者が多く、子どもたちの間で特に希望の多いバスケットリングを身近に利用できる場所で設置することを住民に代わり、要望する。これ、要望としましたけど、提案させていただきます。

- 1) 類似団体の設置事例について（王寺町の場合）。
- 2) 設置場所と設置数の可能性について検討を。公園にするか、町民グラウンドにするか、あるいは小・中学校の既存の運動場にするか。

それから、設置をした場合、3) 安全配慮と使用ルールについて、こういったことを聞きたいと思います。

この後は、再質問は質問者席でよろしいでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員、どうぞ。

○3番（竹中亮造） 再質問させていただきます。

まず、1つ目に申し上げました近年増加する不登校、これをどういうふうに捉えているか

ということ町をほう、ご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは回答させていただきます。

議員がご留意をされておりますとおり、全国的に不登校児童、生徒数の数はここ2年で急激に増えているところでございます。しかし、これは、以前と比べて学校の環境が悪化したからということではなく、外的要因によるものが大きいのではないかというふうに考えているところでございます。

文部科学省におきましては、コロナ禍で生活環境が変化し、生活リズムが乱れやすい状況が続いたことに加え、平成29年に施行された義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、略称教育機会確保法による保護者の意識の変化が要因として挙げられると分析をされているところでございます。以前は、学校になじめない子であっても、無理にでも登校させるという措置を講じてまいりましたが、学校に行けない子どもは心のエネルギーが下がり、どうしようもない状況に陥っていて、無理に学校に行かせても状況は余計に悪くなるだけであり、心のエネルギーがたまるまで休養させ、次の一歩踏み出せるようにしてあげようといった、学校に行くことができないことに対してネガティブに考えるのではないとする保護者が増えていることも1つの要因ではないかと考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、不登校が増えていいとは考えてはおりません。学校に行けなくなった子どもは一定傷ついており、そういった子どもが増えることは憂慮すべき状況であると認識をしておるところでございます。仮に不登校となった状況にあっても、それらの子どもにとって居場所がある、学びが継続できるといった施策を推進することが、学校、教育委員会に求められているものであるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 分かりました。確かに、コロナの影響だとか不登校に対する心理的なハードルが以前に比べて下がっているということはそのとおりだと思います。町が今考えておられること、私も共有できると思います。

その上でですけれども、不登校に対して確認しておきたいことなんですけれども、不登校には多様な理由、背景があるということですね。例えば、人間関係のこじれだとか、これは友達関係だとか、あるいは場合によっては先生との関係というのもあると思います。それから、いじめだとか、あるいは学習のつまずき、それから学校行事、子どもたちは物すごく楽

しみにしている学校行事なんですけれども、子どもさんによってはそのことが苦痛だというようなケースもあるということ。それから、家庭環境、これらが複合的に重なって不登校ということが増えていると、そういうことをまず確認したいと思います。

それから2つ目には、これだけ子どもの数が減り、母数が小さくなっている中で不登校が劇的に増えているというこの現実ですよね。この現実をやっぱり省みましたら、今の教育が多様な子どもの全てをやっぱりカバーするのは難しくなっているという実態を数字が示しているんだろうなというふうに私は思います。とすれば、そこに適合できない子どもだとか、あるいは保護者をしっかり支援する体制、これが必要なんだろうなと。つまり、居場所づくりですよね。上牧町はまさにそれに取り組まれているわけなんですけれども、やっぱり、一定数の不登校の子どもさんはどうしても出てくるという前提が必要なんじゃないかなというふうには思います。

そういう認識でいましたところ、最近新聞を見て気づいたんですけれども、文科省のほうでも、今後不登校特例校というのを全国的に作っていかうと。学習指導要領に縛られない形で学校を公的に全国的に作っていかうというような、そういう構想もあるように新聞報道がありましたので、また関心を持っておいってください。私自身も勉強したいと思います。

それからまた、最後に、そういうことですから、不登校が決して特別、特殊な問題じゃなくて、誰にでも起こり得ることなんだと、そういう認識を持てたらなというふうに思います。我々大人がそういう認識を共有するということが大切なのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

2つ目に移ります。今度は実態ですね。上牧町の校種別の不登校の現状、人数、これをよろしくをお願いします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、本町における不登校の状況について説明をさせていただきます。

本町における不登校児童、生徒、30日以上欠席の状態が続いているという児童、生徒の数につきましては、令和5年9月末時点ではございますが、小学校で7名、中学校で21名の合計28名となっているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 分かりました。上牧町においては、コロナ禍のここ二、三年の間で急増するというような状況はあるのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 急増ということではございませんが、日々、その中には不登校の状態で解消された児童、生徒もごいますので、おおむね同数程度で経緯をしているというのが現状であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） そしたら、30人前後で推移していると、そういう認識でよろしいでしょうか。分かりました。上牧町では、全国的に見られるような急激な増加というわけではないということですね。

そしたら、次の質問に移ります。

3つ目としましては、不登校となったとき、基本的な対応はどのようにしているか、これについて、答弁よろしくお願いします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、児童、生徒が不登校になった場合についての対応等についてご説明をさせていただきます。

児童、生徒が不登校になった場合、担任教諭が家庭訪問を行ったり、電話で状況を確認したりするなど、まずは基本的な現状把握を行うということにしているところでございます。また、継続的にコミュニケーションを図ることで不登校の状態の子どもや保護者との信頼関係を築き、どのような状況になることを望んでおられるのか、またどのような支援を必要とされているかについても把握をし、その上で、問題解決につなげられるよう取り組んでいるところでございます。また、担当する担任教諭だけではなく、学校全体での会議において情報を交換し、当該情報を共有するなど、対応に向けた協議をする場を設けているほか、スクールカウンセラーや専門機関への相談など、連携を図っているというのが現状でございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 丁寧に取り組んでもらっているようだと思います。基本的なことをしっかりやっただいていてと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。

続いて、4つ目の質問をさせていただきます。

上牧町では、昨年9月31日からフリースクール事業を開始されました。フリースクール事業「Smile Farmかんまき」、この主な狙いをご説明いただきたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今ご質問ございました当町フリースクール「Smile Farm

かんまき」は、不登校児童に対し、家庭以外の居場所を提供するとともに、子どもたちがこれからの人生において夢や希望を持ち、困難を乗り越えられる力を身につけるということを第一の目標としております。その目的を達成するために、一人一人に寄り添った形で支援を行う、それぞれの子どもに応じた形の支援でございますが、学校復帰や社会的自立を子どもたちとともに目指していくというスタンスで日々取組を進めているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 意欲的な取組だと思います。誰一人取り残さない教育、これ、よく言うフレーズなんですけれども、それを推進する上で、学校が中心であることは確かだと思いますが、学校だけが全てではないということもここで確認しておかなければならないと思います。学校以外に、意図的に居場所を設けて、全ての子どもが安心して過ごし、学べる環境、これを提供する試み、非常に価値があることだと思います。

これは、困っている子どもさんの居場所を作るということは、子どもさんだけでなく、子どもが突然学校に行かなくなったという場合は、その家庭も大事件になるんです。家庭に対する支援にもなる。それから、これだけ不登校の子どもさんが増えてきたら、やっぱりそれに対応するのを学校だけですするというのもなかなかやっぱりしんどいわけです。学校現場に対する支援、サポートにもなるということで、非常に大きな意義があるというふうに思いますので、引き続き、頑張ってやっていただきたいというふうに思います。

5つ目。そのフリースクール、1年たちましたけれども、現状のことを聞かせていただきます。

現在、フリースクールに通う児童、生徒の人数、どれぐらいでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現在、フリースクールに登録をさせていただいている児童、生徒につきましては、令和5年11月末現在で小学生が2名、中学生が6名の合計8名でございます。それと、継続的に利用をさせていただいている児童、生徒については4名ないし5名となっているのが現状でございます。今現状、若干フリースクールに足が遠のいている生徒もでございます。

私事でございますが、ペガサスフェスタの折に、フリースクールに足が遠のいている生徒と出くわす場面がございまして、女の子なんです、女の子のほうから私のほうに声かけをさせていただいたという経緯がございます。そのことから考えると、足は遠のいてはおりますが、フリースクール、もしくは教育委員会の担当者も含めてでございますが、一定のつなが

りは保てているのかなというふうに、うれしい思いをしたという経緯がございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） よく分かりました。まず、この人数に関してですけれども、これは多いからいいだとか、少ないから悪いだとか、あるいはその逆だとか、そういう単純な問題ではないということで認識しています。それから、現在8人の子どもさんが通っているということですが、8人の子どもさんが毎日きちっと来れるというのはやっぱりなかなか難しいということもよく理解できます。それから、休んでいる子どもさんがペガサスフェスタに来て、部長に挨拶、にこやかにしてくれたというエピソードも、私ももともと教員をやっていたので、分かるんです、その雰囲気が目に浮かぶようで、そういうつながりがとても大切なんだなというふうに感じました。

そしたら、6つ目ですけれども、そうやって始まったフリースクール。では、利用している児童、生徒の様子、プライバシーの許せる範囲で結構ですので、具体的にこんな様子なんだというのを教えていただけたらと思います。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現状、フリースクールにおいては、毎回スタッフは、子どもたちの状況や意向を確認した上で支援を行っているところでございます。過ごし方といたしましては、勉強をしている子ども、遊んでいる子ども、時によっては、何もせずに、その場の居心地のよさということもございますが、じっとして過ごすということもございます。また、校外学習など、全体で過ごす時間もございますが、この取組については参加を強制するものではなく、子どもたちの自由な意思に委ねているというところでございます。また、フリースクールでの様子は子どもたちそれぞれで違いがございます。例えば、フリースクールに来た頃は誰とも話ができず、殻に閉じ籠もっていた子が、フリースクールで過ごす中でほかの子どもたちと話ができるようになったり、友達関係が構築されるなどという兆候が見られております。また、このことがそれぞれの子どもにとっての自信につながり、学校復帰を目指すという意識が高まることもあるのではないかとというふうに考えているところでございます。

子どもによって過ごし方も様子も違うという話をさせていただきましたが、継続的に利用している子どもにとっては、自分らしく安心して過ごせる居場所ということからいくと、有効に機能しているものというふうに認識をしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ありがとうございます。昨日、実は部長にお願いしまして、できたら子

どものいるときにフリースクールの様子を見せてもらいたいんだということで、僅か30分ぐらいの時間ですけれども、実は行かせてもらっています。そのときは、3人の子どもさんが来られていまして、1人のお子さんは22日にフリースクールでクリスマス会をするんだということで、クリスマスツリーを担当のスタッフの先生と一緒に楽しそうに作っている姿が見られました。また、中学生の人は大学生のボランティアの方と一緒にオセロをやっていたりだとか、あるいはもう1人の中学生の子どもさんは、一生懸命パソコンに向かって、ひょっとしたらゲームをやっていたのか、ちょっと僕はそこまでは分かりませんが、何か夢中になってやっている様子が見られました。そんなんで、しっかりとした居場所になっているということが分かりましたので、引き続きよろしくお願いします。

そしたら、7番目としましては、1年間取り組まれてこられました。その1年間取り組んでこられた中で見えてきたもの、また今後の課題、これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当町におきましてフリースクール事業を開始して約1年が経過をし、この1年間でたくさんの方々から問合せを頂いているほか、他の市町村や団体から視察にもお越しを頂いておりますが、本町といたしましては、現時点での体制が完全または盤石なものであるということは考えておりません。フリースクールに来てくれている子どもたちはとても心優しく、人一倍繊細かつ敏感な感性の持ち主であることから、指導及び運営スタッフと教育委員会事務局教育総務課との連携により、試行錯誤の中ではございますが、よりよい支援の在り方、関わり方を模索しながら運営を行っているというのが状況でございます。

フリースクールは、子どもたちの居場所としては、一定よく機能しているものと認識をしておりますが、学校復帰や社会的自立を目指すに当たっては、やはり学校や、先ほど議員がおっしゃいました地域との連携が必要不可欠であるというふうに考えているところでございます。また、この先、これらの子どもたちが大人になり、今の状況を思い返したときに、Smile Farmかんまきがあってくれてよかったと思っていただけるような場であり続けられるよう、子どもたちの気持ちに寄り添った支援を継続して行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） なるほど、よく分かりました。実態がよく分かる答弁だったと思います。

不登校問題の1つの有効な対応策になっているということだと思います。ただし、万能ではないということも認識できました。その解決の1つの方向として、やっぱりその連携です

よね。学校との連携、福祉との連携、あるいは心理の専門家との連携、医療の場合もあるかと思うんですけども、そういった多職種連携がひとつ重要なんだろうなというふうにも思いました。

それから、昨日行かせてもらいましたので、せっかくなのでいいエピソードを僕ももらいましたので、ちょっとここで紹介させていただきます。それは何かといいましたら、多分どなたもお知りじゃないと思うんですけど、Smile Farmかんまきで子どもたちが、先生と一緒にではあるんですけども、自分たちの校歌を作ろうとということで、こういう楽譜をもらいました。その作詞を自分たちでやって、作曲まではちょっとよく分からないんですけども、その一節の中で、「秋休み作ろう、作ろう、秋休み作れば、この世は天国」というふうな一節が出てくるんですけども、子どもたちの気持ちが素直に表れた曲で、僕、譜面が読めませんので、またどこかの機会で披露されたら聞いてみたいなというふうに期待しております。

子どもたちがこうやって校歌を作ろうというふうなことは、確かにそこに自分たちの居場所だというふうに感じている証だと思います。また、自分たちの居場所に対する愛着が感じられますので、何かそのことが、今後生きていくすべになっていけたらというふうに願っています。

そうしましたら、8番目としまして、一方、不登校を生まない学校づくりというもの、これをしっかり進めるべきだと思います。何か具体的な取組がありましたら教えてください。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 本町における不登校を生まない学校づくりに向けた取組といたしましては、教員による児童、生徒が落ち着いて快適に過ごせる居場所づくり、児童、生徒相互による絆づくりが重要であるというふうに考えているところでございます。また、加えて、子どもたちにとって、自身の教室が息苦しい場所とならないような工夫、多様性を認め合える居心地のいい学校づくりに向けた取組を重点的かつ積極的に推進したいと考えているところでございます。

また、子どもたちが不登校に至るまでの期間において、何らかのサインやシグナルを発することもあるという認識の下、教員は児童、生徒と一番近い存在として、その兆候を見逃すことなく早期の対応につなげていくことが不登校を未然に防ぐ、もしくは不登校の状態に至らない間での取組としては重要な取組であると認識もしているところでございます。

また、近年、自己肯定感が低い子どもが増えていると言われておりますが、児童、生徒一

人一人が他者を認めるとともに、自分自身の価値についても認めることができるよう、学校教育の現場において創意工夫を図りながら、不登校を生まない学校づくりに重点的に進めるという取組をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） すごく前向きといいますか、的確な方向だというふうに思います。

自己肯定感のことをおっしゃいましたけれども、まさに子どもたちが学校を休むという共通の心理的な面で、どうしても自己肯定感が低くなる、自信をなくす、あるいは自分を必要以上に責めてしまうというふうなことだとか、あるいは自信をなくした結果として、過度に自分を卑下すると、そういうふうな心理的な状況がきつとあると思うんですけれども、そこをしっかりと見落とさずに、兆候をしっかりとつかんで支える、励ます、力づけるというふうな方向で取り組んでいただけたらというふうに思いますので、そんな簡単に事は進まないのは百も承知です。ですから、これほど数も増え、いろんな対応が必要になってきたんだというふうに思うんですけれども、共によいほうに向かうように、しっかり我々は我々としての力添えをしていきたいと思いますので、どうぞ理事者側もよろしくお願いします。松井部長、ありがとうございました。

それで、最後に教育長に、部長と私のやり取りと重なるところがあっても結構ですので、一言、不登校問題とフリースクールの件、ご答弁いただけたらと思います。

○議長（遠山健太郎） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 先ほど来の答弁と多分重複する部分が出てこようかと思いますが、もう一度この整理をいたしますと、フリースクールとは一体どんな学校で、どんな子たちが通い、何を学んでいるのかということについて、過去の答弁でもお答えをさせていただいたところでございます。不登校の小・中学生が一般的に呼ばれる学校とは違う別の場所で学び、友達や周りの人たちと心豊かに生活できる居場所であるということが第一の定義で、令和4年9月、行政と民間によって運営する、先ほど来から出ておりますSmile Farmかんまきを開校いたしました。官民の事業といたしましては、極めて比類のない希有な取組であると認識いたしております。開校して1年と2か月たちました。私は月に2回は行かせてもらおうかなと。2週間に1回、必ず、たとえ30分でも1時間でも様子を見に行く。私が行ったからといって何ができるわけでもないんですが、子どもたちの様子を見に行かせてもらっているのを常にしております。この1年2か月たって、フリースクールの到着点というのがどこにあるのかというのは、正直言ってクエスチョンマークをつけざるを得ない部分であ

るのかなと、そのようにも考えております。というのは、目的として、学校復帰はもちろん、社会の一員として生活、活躍できる人間形成づくり、とりわけ保護者からの強い要望でこの事業が始まったわけであります。一步も家から外に出ることができず、まずは学校という枠にとらわれない場所でうちの子が望む居場所を何とか作っていただけないものかと、町長、また私どものほうに、親の切なる声に耳を傾けさせていただきました。

さて、ここで少し目を転じてみますと、ネット上でフリースクールと検索をすれば、個別に運営されるものがほとんどで、個々の特色のある取組と、一定のそれにかかる費用も掲載されております。結構な費用額になっているものかなと、そんなようにも思っております。コンテンツといたしましては、居場所や学校復帰、その両方を目指すもの等、様々であります。先ほど来出ております、2018年に教育機会確保法が施行、そして続く2019年の文科省の通達では、学校に復帰することを目指すのではなく、社会的な自立を目指すこととの基本的な方向づけがされました。本町のフリースクールは、先ほど来出ておりますように、今、8名在籍をしております。

8月初旬に町長主催の総合教育会議というものを開催させていただきました。フリースクールの事業の現状報告と協議を約1時間させていただきました。全ての教育委員さんからは、まずは保護者の声にしっかり耳を傾けて、それを受け止めて、居場所づくりに専念していただきたいと、4名の教育委員さん全てからそういうご示唆を頂きました。私からは、学校という環境になかなかなじめないお子さんは、まずは居場所づくりに軸足を置きながら、子どもたちの要望を聞いて、また学習の機会も設け、校外学習的なカリキュラムも織り交ぜながら取り組んでまいりたいとお答えをさせていただきました。

本スクールに通う子どもたちの環境の違いは明白で、保護者のニーズもまちまちであります。県外からの多くの来町者にとっては、官民連携という意味で目の引くところは多分にございますが、専門スタッフ、運営スタッフの役割分担等、また学校でもなく、単なる遊びでもないこの空間での一定のルールも必要なことだと、7月の教育委員会事務局専門スタッフ、運営スタッフとの合同会議で、成果と課題を含め、確認をさせていただきました。改めて、本事業は、現時点でまだまだ発達途上であるということの認識を改めてさせていただきました。ただ、官民連携による事業展開は全国的に町村では珍しいこともあり、教育関係者や県内外の市町村や議員の皆様方にもお越しいただいております。

よく、一人一人の子どもの生き方には、急ぐ子ども、ゆっくり行く子ども、それぞれ個性や違いがあって、それでいいんだということがよく言われます。その違いを許しながら、一

人一人が一人一人であってよいという安定した人間関係を構築することこそ教育の果たすべき大切な役割かな、そんなようにも私は考えております。このフリースクールは、本町教育が連綿と築き上げてまいりました人権教育と深くつながるものかとの思いもございますので、教育委員会といたしましては、子どもと学校、保護者とのかけ橋となるべく、これまでの揺るぎない定着した取組をさらに継続しながら努力してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 教育長、ありがとうございました。これからまだ課題もあると思うんですけれども、どうぞ、不登校対応と、それからフリースクール事業、進めていっていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

地域スポーツの振興とスポーツ器具の整備についてですけれども、地域スポーツの振興ということが、私、私事で申し訳ないですけども、剣道をやったりだとか、あるいはテニスやソフトボールなんかやるんですけれども、そこで見られる町内の方々、非常に多世代にわたって、もう本当に生活の中にスポーツがある、生活の中でそのスポーツをすること、剣道だとかテニスだとか、そのスポーツをすることが生きがいになっておられる。健康増進と、それから必ず仲間ができるんですね。仲間とのつながりを育んでおられるとということで、本当に住民の幸せにつながっている。ですから、町がいろんな形で住民の地域スポーツを支えるということは住民福祉のそのものではないかなというふうに、まず考えております。この件に関しましてはいかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員が質問の要旨の中でお述べになられました地域スポーツの振興に関するお考えとご認識は、上牧町第5次総合計画における基本計画の中で示しております、町民の誰もがそれぞれのライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味等に応じた様々な形でスポーツ活動などの機会を創出し、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるまちづくりを目指すという本町の基本的な考え方にも合致するものであるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ありがとうございます。確認ができましたので、今回、その考え、その方向から、町内で愛好者が非常に多い、それから特に子どもの間で、今、バスケットボール

が非常に盛んなようです。聞くところによりますと、5～60人の子どもさんたちがバスケットボールに親しんでおられるということで、町内の中で一番ひょっとして多い競技スポーツなのかもわかりません。ちょっとそれ、正確な数字は分かりません。

その子どもさんの中から、保護者ですけれども、身近にバスケットボールができるところが上牧町にも欲しいんだというふうな要望がありました。一応私も聞きましたので、一度調べてみますと。類似団体はどうなんだということで、町内にないんでしたら類似団体で、おっしゃった方は、王寺町に子どもを連れていって一緒にされているようで、王寺町にも問合せさせてもらいました。

実は、王寺町では3か所に、そして5つのリングがあります。写真を撮ってきましたので、ちょっと見ていただけますか。これ、王寺町の烏山公園という総合グラウンドの1段下のところに、ゲートボール場ぐらいの広さでしょうか、そこにバスケットリングが2つ、実はあるんです。これは、子どもさんを連れていっている親御さんあるいはコーチでしょうか、子どもさんの高さのリングです。その反対側、ちょっと回してください。これも子どもさんリングで、後ろにベンチがありますけれども、これは先ほどの違う角度からですね。次、お願いします。これ、その反対側に大人用の高さのリングがあるんですね。次、お願いします。同じものです。ちょっとよく分かるかな、その向こうにベンチと日除けのちょっとした傘みたいなものが設備されています。こうやって、子どもも大人もバスケットが楽しめるという、これが1か所目です。

次、お願いします。これ、廃校になりました王寺北小学校です。今、オープンされているのか、僕、つい先日、これを見に行っただけですけれども、ちょうど子どもさんがバスケットをやっている様子で、義務教育学校の中学1年生だというふうに言うていました。「僕ら、北小の出身なんや」と言うて、「おっちゃん、写真撮ってもええか」と言うたら、「ええよ」と言うて撮らせてもらったんですけれども、これは、その小学校の野球で言うファウルグラウンド、サード側に造ってあります。ちょっと広がっているのかな、地形的に。次、お願いします。これも違う角度からですね。

次、お願いします。これ、今度はレフトの外野側のもので、これ、ちょっと見たら分かるかな、子ども用の低いリングなんです。廃校になった北小には2つあると。

次、お願いします。これは、美しヶ丘の畠田公園にある、これも外野のサード側のファウルグラウンドにこれが設置されていると。この間、王寺町に問い合わせますと、昨年度設置したそうです。新しい設置で、3か所5リング造ったということで、要望を受けてされ

たのか、競技をする人が人気スポーツだということでされたのか、そこら辺は全然調査はしてないんですけども、見てきたところではこういう形になっています。

僕が調べました類似団体は王寺町だけで、河合町だとか広陵町だとかの事情は知らないんですけども、このように整備されているという状況です。

それから、私は設置を提案するんですけども、いきなり何か所にもというのは、現実には僕、難しいと認識しています。予算の問題もあると思うんですけども、適所の問題もあると思うんです。その適所をしっかりとつかんでいただきたいと思うんですけども、2つ目の質問で設置場所と設置数の検討なんですけれども、できたら、望んでいますのは、取りあえず1つどこかで造っていただきたい。それから、これもできたらですけども、大人用と子ども用、どちらも楽しめるような、まさに地域スポーツ、市民スポーツですから、年代に関わらず、スポーツに親しめる設備が欲しいなど。これは、要望があろうがなかろうが、上牧町に1つぐらい僕はあっていいんじゃないかなというふうに感じています。その上で、それから公園なのか、町民グラウンドなのか、あるいは小・中学校の運動場なのかということで、ご答弁いただきたいと思いますので、一言コメントで結構です。まず公園からお願いします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 公園につきましては、王寺町さんの今回設置されたケースとはまた若干違う部分がございます、住宅地内に公園があるという、これが現状でございます。それを踏まえまして、公園への設置については、近隣住民さんの騒音被害とか、それとか、周辺道路へのボールや児童等の飛び出し等により事故の危険性があるとかいう、近隣の住宅への飛球被害、そして広場の空間確保の難しさ等もございまして、町内の公園への設置については難しいものであるという認識をしているところでございます。

○3番（竹中亮造） そしたら、町民グラウンドのほうも。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、続きまして、教育委員会事務局各課が所管をしております町民グラウンド及び小・中学校運動場におけるバスケットゴールの設置に関する考え方について回答をさせていただきます。

順番が前後いたしますが、まず初めに、小・中学校の運動場に係る考え方について回答いたします。

現在、町内小・中学校のグラウンドにおけるバスケットゴールにつきましては、5校中2

校において設置をしているところをごさいます、その内訳は、上牧小学校にあっては、下グラウンドに移動式のものが2基、上牧中学校にあっては、北グラウンドに固定式のものが1基となっているところをごさいます。なお、両校の利用につきましては、地域に開かれた学校であるべきとの考え方をごさいます、不審者対策と子どもたちの安全確保の観点から一般への開放は行わず、それぞれの学校に在籍する児童、生徒の使用に限定をさせていただいているところであり、当該児童、生徒たちは、休み時間や放課後において、随時使用しているというのが現状をごさいます。以上のことから、小・中学校運動場への一般開放用のバスケットゴールの設置につきましては消極的な考え方をごさいます。

次に、町民グラウンドに係る考え方をごさいます、町民グラウンドについては、利用時間以外は施錠している関係上、常時開放には防犯上の問題をごさいます。このことを勘案させていただく中で、現時点におきましては、常時開放している桜ヶ丘東公園グラウンドの設置の可能性につき、利用者のニーズ分析や設置後の安全性、周辺住民への影響等の有無を総合的に判断し、調査研究を継続させながら、一定の条件が整えば、設置の方向で検討していきたいというふうに考えているところをごさいます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） できるだけ住民の様々なスポーツを支えるという方向で考えていただきたいというふうに。現状では、一般に開放されたバスケットを楽しむ、親しむような場所はないわけですから、僕は垣根を設けずに上牧町全体の中で検討していただきまして、どこかやっぱり1か所、できたら、先ほど言いましたように、大人と子ども用、また、ちょっとベンチの1つもあれば親しみやすいんじゃないかなというふうに。造っていただく以上は、気軽に使っていただき、また安全に使っていただき、気持ちよく親しめるようにしてもらえたらというふうに思いますので、ぜひ、別に慌ててやってくれというわけではありませんので、次年度の中でお願ひしたいなというふうに思います。

それから、最後、3つ目に、安全配慮や使用ルールに関しましては、またできるだけきちんとしたものをやった上で住民開放というふうな方向、もとより私もそれを願っております。子どもたちの保護者なんかもそのことは重々認識しているように話した中では感じております。もちろん、住民全体の利益に関することを願っての提案ですので、広く上牧町内の適地を探していただきまして、いい案を示していただけたらなというふうに期待しておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、今もう最後の総括をしていただいたんですけど、バスケットゴール設置後の安全配慮と使用ルールについて、今想定をしております範囲で説明をさせていただきます。

設置後、安全かつ快適にご利用いただけるため、使用に関しての注意事項や禁止事項を適切に設定し、看板などにより示すことを想定しておりまして、安全面の配慮は第一であるというふうに認識をしておるところでございます。また、近隣住民の方の迷惑とならないような配慮についても検討していく必要があるというふうに認識をしております。

具体的な使用のルールといたしましては、利用者安全確保の観点から何よりも重要であることであることから、分かりやすく、その禁止事項であったりを表示することを考えておりまして、具体的には、通常シュートをするゴールにぶら下がるといことも想定されますので、その部分については厳禁とさせていただく。また、一定以下の子どもたちの利用に際しては、保護者同伴と保護者の協力も一定願う。それと、季節ごとに日の落ちる時間が変わってまいりますので、季節ごとの利用時間についても季節に応じた形の設定をするなどの対応を現時点では想定をしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） いろいろと考えていただいているようですので、これ以上私のほうは申し上げません。どうぞよろしくお願いします。

以上で私の質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、3番、竹中議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時です。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

————— ◇ —————

◇上 村 哲 也

○議長（遠山健太郎） 次に、6番、上村議員の発言を許します。

上村議員。

（6番 上村哲也 登壇）

○6番（上村哲也） 改めまして、こんにちは。6番、上村です。議長に発言の許可を頂きましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は大きく2つです。

まず1つ目、1人でも多くの住民が町に関心を持ってもらうためにはということで、私、議員にならせていただいた年の初めての視察研修で愛知県半田市に研修に行かせてもらいました。その半田市には、「マイレポはんだ」というスマートフォンの無料アプリを利用して、道路の陥没や施設の破損など、身近な問題を手軽に解決する先進的な取組がなされています。このすばらしい事業をこの上牧町でも試みてみてはどうでしょうか。

2つ目、町の安全・安心の観点から、防犯カメラ設置について。

これも私、議員にならせていただいて初めての一般質問で防犯カメラ設置の一般質問をさせていただきました。そのときの答弁では、令和8年までに36台設置するとの答弁があり、そして、その当時、学校の通学途中に車が突っ込んだりという事故が多発しており、9月議会でもう一度設置を早めてはどうかという質問をさせていただきました。そのときの答弁では、今中町長自らスピード感を持って検討するとの答弁を頂き、そのおかげで、令和5年の今現在で37台設置されております。もうこのことは、心より、町長はじめ理事者側には感謝申し上げます。

そこで、昨今、奈良県下でも様々な犯罪が多発しており、令和5年10月末の県内刑法犯認知件数は4,825件となっており、令和4年10月末との比較では461件増となっております。このように、犯罪は減ることなく、物騒な世の中になってきました。

そこで質問です。

①西和署管轄内の本町が把握している過去の犯罪の件数と前年度との比較は。

②上牧町での犯罪件数と前年度との比較は。

③そのうち何件検挙されたか。

④抑止力や事件発生後の早期検挙のために、J R 畠田・志都美駅に関連する通勤ルートの出入口に防犯カメラの設置が必要だと思うが。

⑤各地域にはそれぞれ防犯カメラが必要な箇所があると思われるが、各自治会で設置を検討していただき、設置される場合には、半分助成金を出すなど考えてみてはどうでしょうか。

以上、大きく2点について質問させていただきます。再質問は質問者席で行います。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） それでは、1つ目の「マイレポはんだ」について。

この事業の運用ポリシーとしましては、上牧町まちづくり基本条例の第2章のまちづくり参画の権利と義務ということの第5条、「町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有します」ということで、住民と町が共同で課題、問題の解決を図る。2番目、インターネットにより、24時間365日課題等を投稿可能とするなど、こういう展開といいますか、この上牧町でもこのような事業についてどうお考えですか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 本町におきましては、現在整備を進めております上牧町都市計画図修正業務がございます。これでインターネット上で都市計画図や航空写真等を確認できるサービスがございます。今回のご質問の愛知県半田市で導入されておりますシステムと同等のものを本業務に追加することも可能であるというふうに伺っておるところでございます。住民の皆様が町の身近な問題に関心を持ってもらえるメリットがある反面、このサービスを導入し、住民の皆様から多種多様な意見投稿がなされた結果、迅速に対応ができない案件とか、それとか、案件多数によりまして、通常業務に支障を来すおそれがあるなどの課題があるということが予想されるというところでございます。全てに対応するのは人員的にも財政的にも難しい面があるため、他市町村の先進的な取組や課題解決を研究しながら、サービス導入に向け、今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） ありがとうございます。この半田市の全く同じことをするわけではなく、取りあえず無料アプリと言うても、簡単なLINE等で、まず一歩目を踏み出してみるのもどうかなと思ひまして。

そこで、6月議会の氏原議員、イエローチョーク作戦とか、そういうのとか、あと他の議員がいろいろ陥没箇所とか、そういう他の議員とかの訴えてはることとのコラボもできると思うんですよ。その規模の大小で、小さかったら担当課で即、敏速に動く。ちょっと期間があるけど軽作業やったらシルバー人材センターにお願いしたり、ちょっと規模がでかい、重機が要るなとかやったら建設協会、上牧町にもあるので、そこをお願いしたりとかいう、町ぐるみで、町一体となって、これは斬新やと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員がご提案されている部分についても、当然有用な取組だというふうには考えているところでございます。今回、先ほど私申し上げましたように、なかなか通常業務に支障を来すという部分もかなり予想される部分もございますので、そこも慎重に検討させてもらいながら、今後、サービス導入に向けて積極的に取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） 私、これはもうほんまに画期的で、ぜひほんまにやってほしいことで、この半田市に連絡させていただいていろいろ聞いたんですが、半田市の事例なんですけど、例えば、不適切な誹謗中傷に関することや、人種、思想、信条、宗教、居住、職業等で差別し、または差別を助長すること、プライバシーが侵害されること、個人情報など、個人が特定できること、市民同士の民事に関わること、公序に反すること、広告等営利目的であること、その他公開にふさわしくないと判断されたもの、こういったいろんな問題もあるみたいなんで、ただ、やる前からこんなやっていたら進まへんと思うんで、一步踏み出してみしてほしいんですが、どうでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員おっしゃられましたように、いろいろ不適切な投稿もやっぱりあるというのも伺っております。ですので、それも含めまして、しっかり今後検討させていただきたいなというふうに考えております。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） ぜひよろしくお願いします。まちづくり基本条例にものつつていることなんで、よろしくお願いします。

それでは、1つ目の質問、ありがとうございました。

次に、2つ目、1つ目の西和署管轄内の本町が把握している過去の犯罪の件数と前年度との比較を教えてください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） では、ご質問いただいております1つ目の回答でございます。

この回答につきましては、奈良県警察が公表されておりますデータを基に説明のほうをさせていただきますと思います。

令和2年1月から12月の認知件数といたしましては、合計543件、前年比マイナス48件でございます。令和3年1月から12月におきます認知件数は407件で、前年比マイナス136件、令

和4年1月から12月の認知件数は413件、前年比プラス6件となっております。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） 分かりました。下がっている年もあったみたいなんですけど、ここ最近では増えている傾向なんで、上牧町での犯罪件数と比較はどんなもんでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 2つ目の上牧町での犯罪件数についてご回答させていただきます。

令和2年1月から12月の認知件数は87件、前年比マイナス5件、令和3年1月から12月の認知件数は67件、前年比はマイナス20件、令和4年1月から12月の認知件数は82件、前年比プラス15件となっております。また、ちょっとまだ年の途中ではございますが、令和5年の1月から10月までの件数につきましては69件ということで、少し前年度より増えている状況でございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） それでは、3つ目のその検挙数はもう結構です。

あと、抑止力や事件発生後の早期検挙のために、JR畠田・志都美駅の通勤ルート、畠田やったら金富団地の端の一番手前のところと、例えば、北上牧のぱんだ公園の屯所のところら辺、あと南上牧で言うたら慈光保育園通りのところと、通勤で歩いている方の監視といいですか、それも含めた、この位置の防犯カメラの設置を検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先ほど、上村議員の一般質問通告書の中にも少し触れていただきましたように、現在、上牧町につきましては、37台の防犯カメラの設置を行わせていただきました。この分につきましても、先ほど少しお話ございましたように、通学路であります、かつ交通量の多い危険箇所の交差点を基準に設置してまいりました。ただ、今般、委員からご指摘いただいたところにおきましても、少し確認をさせていただきました。ちょうど今おっしゃっていただいていますように、金富の入り口の団地には、現在37か所のうちの1か所ということで設置をさせていただいておるんですけども、ただ、今おっしゃっていただきました、西名阪の側道沿いからそのまま南のほうに下がっていただきまして、中筋出作の香芝市との境の交差点のどこまで、ちょっとそういった防犯カメラ等が現在設置できておりませんので、そういった場所、危険箇所等でもございますので、今現在、ちょっと警察とも協議をさせていただきながら、改めて、そういった危険箇所への防犯カメラの設置を考えていき

たいと、現在検討を進めているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） 金富団地も見に行っただけですけど、どこですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 少し下牧のほうに上がっていく途中になります。ちょっとこの橋のところではないんですけど、多分通学路は以前あったと思うので、そこに設置をさせていただいてるということで。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） そこまで行ってませんでした。

梅ヶ丘のほうは、畠田へ抜ける手前のところにあったのは確認したんですけど、取りあえず、この防犯カメラ設置は強く要望したいのと、あとは5つ目になるんですが、各自治会でここをつけてほしいとかいう場所があると思うんですよ。我々には分からへん、それぞれの場所ですね。そこで、自治会で考えてもらって、自治会が設置するときの助成金等って可能なのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 防犯カメラの設置ということで、強く要望しておきますということでご意見頂きまして、その分については、町と設置する分については計画的に進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

ただ、防犯カメラの設置におきましては、議員もおっしゃっていただきますように、犯罪の防止に役立ち、安全で安心して暮らせるまちづくりにとっても効果があると考えているところでございまして、今ご質問いただいておりますように、自治会等の自主防犯活動団体による防犯活動を補完することで、犯罪防止効果の高まりや地域住民の犯罪意識の向上や自主防犯活動の活性化、地域の絆の強化等につながる相乗効果が期待できるというふうにも考えているところでございます。ただ、しかしながら、少し撮影に当たりましては、個人のプライバシーを侵害するようなことが予想されますので、運用上十分注意する必要があるというふうにも考えておりまして、また、設置後におきましては、機器の修繕の費用面であったりランニングコスト、また記録映像の管理や提出等を行う管理者の選出など、少し課題等も、まだ自治会にご負担をかけてしまうようなことも少しございますので、そういった分も少し整理をする必要があるのかなというところで思っております。今後、いろいろそういうことの先進事例等も少し研究をさせていただきながら、また自治会等の要望等がございましたら、

そういったことについても考えてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） 分かりました。ありがとうございます。

そのプライバシーで嫌がる人というのは、僕はどの部分かあまり分かってないんですけど、取りあえず、住民、町の人って、常に監視されている感覚でいてはるんですかね。それとも、勘違いのプライバシー侵害なんのでしょうか、どうなんのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） どうしても、防犯カメラ、固定となりますので、24時間365日、絵としては映ったままとなりますので、設置場所にもよるんですが、本町で設置させていただいているのは交差点等というところなので、個人の家というのはなかなか映ってはないんですが、どうしても自治会内への設置となりますと、やはり個人の家等がずっと画像として残ってしまうというようなこともありますので、場合によってはそういうことで嫌だというような方もいらっしゃるというふうにはお聞きしておりますところでございます。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） 僕なんかやったら、ぜひつけてほしい、いつも安心できるんで、つけてほしいという反面、そういう方もおられるのも、ちょっと僕には分からないんですけど。何にせよ、さっき言うた通勤ルートは、まず確実に押さえていただきたくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先ほどもお答えをさせていただきましたが、何か所か、今ご質問の中でも箇所数を頂いておりますので、その中も今現在考えている中にもございますので、十分、また設置についても積極的に、上牧町の防犯協力のために進めてまいりたいと思っております。

○議長（遠山健太郎） 上村議員。

○6番（上村哲也） 前向きな答弁ありがとうございました。私の質問は終わらせていただきます。

○議長（遠山健太郎） 以上で、6番、上村議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は1時35分とします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時35分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。



◇服 部 公 英

○議長（遠山健太郎） 次に、9番、服部議員の発言を許しますが、その前に一言申し上げます。

服部議員の通告書に関しましては、上牧町議会会議規則第61条の規定により、議長においてこれを許可していますが、個人情報保護の観点、一般質問の趣旨という観点より、あらかじめ2点ご忠告申し上げます。

1点目。通告書の大項目1番目の③の部分に個人名が2か所記載されています。1つ目の個人名については第三者の方の氏名と拝察しますが、この会議は公開で開かれており、またユーチューブによる配信も実施しています。当該個人の方より、服部議員のほうで責任を持ち、個人情報に関する同意等は取得されていると思いますが、発言の際には個人情報には十分ご配慮をお願いします。法に抵触するおそれがあると判断した場合は、発言の途中でもご進言申し上げる場合がありますので、ご注意ください。

2点目。同一項目の中で、もう1つ、個人名の記載があります。こちらについては、服部議員ご自身のお名前、つまり服部議員のご自宅の話である場合、特定の個人の、つまり議員個人の自宅前の道路整備の内容についての質問の場合、くれぐれも要望やお願いではなく、政策提案という見地からの質問をお願いします。こちらについても、発言の途中でもご進言申し上げる場合がありますので、ご注意ください。

それでは、9番、服部議員の発言を許します。

服部議員。

（9番 服部公英 登壇）

○9番（服部公英） 改めまして、こんにちは。9番、服部公英です。ただいま議長より質問の許可並びにご忠告を頂きました。質問内容については、留意しながら質問させていただきます。

今回、私の質問は、大きな項目で3点から成っております。

一般質問通告書に入る前に、少し個人的な話になりますが、先月、11月14日に私の母である服部幸子が逝去いたしまして、皆様には、葬儀式の関係で、議員の研修並びに議会報告会に対しまして多大な迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。皆様のおかげで、無事滞りなく葬儀式も済み、現在に至っております。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問通告書に従い、質問させていただきます。

1つ目、都市環境について。

①上牧町営住宅等長寿命化計画が策定され、計画期間は令和3年から令和12年度までの10年間として中間年次をめぐり見直しを行うものとする。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて見直しを行うものとしますと書かれています。この計画の進捗状況及び社会情勢の変化をどのように捉えているのか、今後の方針を聞かせてください。

②西名阪側道の道路の舗装ですが、交差点の舗装整備については別の工事になるのか説明してくださいと記載しているところなのですが、これもまた後ほど説明させていただきます。

③ここが北上牧地区内の町道、旧上牧温泉の横、新しくできる建売住宅と、その住宅との東側の側道並びに北上牧地区内の南地区の伏見橋に続く道の整備についての状況を説明してください。

大きな項目の2番目、教育環境について。

①中学校の統合は令和8年に決定しました。統合までのスケジュール（予定）と印刷された分かりやすい案内が広報と一緒に全戸配布されました。これには、中学校の統合に関して、不安なこと、分からないこと等ございましたら、気兼ねなくご相談くださいとなっています。これを受けて、質問や相談があれば聞かせてください。

②新校舎の完成が令和7年12月で、統合が令和8年となっているので、予定どおりであれば、今の6年生の生徒は中学校3年生として通学できます。当事者の子どもたちはどのように考えているのか聞いたことがあるのか聞かせてください。

大きな項目の質問の3番目、財政運営について。

①当町の財政の状況と課題について聞かせてください。

②町債残高の推移について、町債残高は減少傾向にある2016年度169.2億円、2020年度には143.7億円でした。本年度の町債残高と今後の見通しを聞かせてください。今述べた町債残高の推移の資料については、町が発行した平成3年度の財政状況の概要版から引き出した数値になっております。

あとの質問につきましては質問者席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 上牧町営住宅等長寿命化計画、これについての期間の、今、令和3年度から12年度までの間の中間をめぐるといって見直しを行うものというふうな質問項目で書かせてもらっています。もう答弁のほうは用意していただいているんですが、少し答弁される前に、聞いている人が町営住宅の概要と、ちょっとなかなか分からない人も見ている方もおられるし、町民さんにちょっと少し説明しておきますと、本計画の対象となる公営住宅法の町営住宅は6住宅、223戸あります。また、小集落地区改良事業による改良住宅は9住宅、199戸あります。なお、県営住宅はありません。

住宅の形式は、中層集合耐火、これが町営第2住宅、町営第5住宅、第6住宅、それから2戸建て準耐火、これが町営第3住宅、町営第4住宅、改良住宅全棟です。そして、最後に、木造が町営第1住宅、この形式の住宅形式で、この6つの上牧町内の住宅は形成されています。

そして、木造住宅の町営住宅については、使用用途がなくなった場合、除却処分をして、今進んできているところです。そして、今述べたところの中の耐震性について、旧耐震基準になっているところが町営第1住宅と第2住宅になります。新耐震基準をクリアしているところが町営第3から第4、第5、第6まで、改良住宅も新耐震基準をクリアしております。問題は、町営第2住宅の住民の方々の耐震性が保たれないところにおいて、今後、どのような形で早急に解決していかなければならないというような状況になっているところを踏まえて質問をさせていただいております。

そういうことで、今ここの質問に書かせていただいているこの計画の進捗状況及び社会情勢の変化をどのように捉えて、今の内容も踏まえて今後の方針を聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、上牧町営住宅等長寿命化計画につきましては、令和3年の3月に策定しております。進捗状況というところで、まずお答えさせていただきます。進捗状況につきましては、長寿命化型改善の実施を行う第5住宅、第6住宅について、計画期間内に改善について進めていくという方向で考えているところでございます。また、社会情勢の変化につきましては、高齢化に伴いまして、高齢者対応住宅の供給について検討することが現行の長寿命化計画に既にもう明記されておるというところでございますが、一

方で、令和4年度には脱炭素型社会への対応に対する支援、そして令和5年度には子育て世帯への支援が公営住宅の改善に対する国の補助要綱でも明記されておるところでございますので、当町といたしましても、そのような地球環境への配慮や本格的な少子高齢化への対応が迫られていると認識しているところでございます。

現計画につきましては、令和3年度から令和12年度までの10年間で計画ということでされておりますので、町営住宅等ストックの状況を改めて把握させていただきまして、住宅セーフティーネットとしての町営住宅の役割を踏まえた需要を的確に把握し、ライフサイクルコスト削減を目的として、計画の見直しが今後とも必要となってくるというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 今答弁いただいたように、大まかなところで全体のところを把握しながら計画は進めていかなければいけないんですけれども、今、最初に述べたように、第2住宅の住民の方を第5、第6に移していくというような形で事業が展開していると思うんですけれども、個々の事例が進んでいるようには見受けられないんですけれども、その点はどのような形で今後進めていこうと思っておりますか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員が言っておられる部分でございますが、まず第2住宅の転居の部分でございます。これは、先ほど議員もおっしゃられましたように、第3住宅、第4住宅、第5住宅、第6住宅に転居していただければというふうに考えているところと、その部分の空き家については政策空き家というところで、現在募集もしていない、こういう状況でございます。

今後、その第2住宅の戸数をほかの住宅で確保できるのかというところの問題もございまして、その辺もしっかりと検討させてもらう中で、改良住宅の話もございます。改良住宅については、事業協力者向けの住宅で整備されておった部分でございまして、これを公営住宅として賃貸することができるのかというところの部分もございまして、これも家賃の問題もございます。その辺のところも全てトータル的に、総合的にしっかりと取組させていただきながら、第2住宅に住まわれておる戸数の確保ができ次第、順次、そこは進めていかなければならないのかなと思っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 分かりました。高齢化も進んでおりますので、できるだけ早い時点で進

めていってもらいたいと思います。それでは、その質問はそれで結構です。

西名阪側道の道路の舗装なんですが、これ、長き5年間にわたって側道をきれいに整備していただいて、本当に安全性が保たれてうれしい限りでございます。ところで、これ、ちょうど質問項目を書かせていただいているときに、交差点の手前で道路工事がストップしたような状況になっていまして、何で端の一番肝腎の穴の空いているところをしないのかなと思ってここにちょっと加えさせてもらったんですけども、この資料のほうで1番目の資料、写真出していただけますか。これじゃなくて、下へ下げていってもらいますか、順番に。これですね。これが、葛下川に接続する交差点になっております。この部分の今映っている部分がちょうど舗装工事してなかったんですね。それで、一番肝腎なところでやめられると何でやねんということで、また住民さんのほうから苦情が来るんだろうなと思って、端まできっちりしてほしいというような形で、香芝市との境界にもなるんでややこしいところがあるんですけれども。そして、この今映っている左端の青い看板のところに停止線があるんです。これ、もう1つ下がってくれますか、写真。これですね。見えませんか。あそこに、交差点のところに停止線がきれいになくなっているんです。写真で見てもないように、見てもないんです。しかし、標識は、もう1つ下がってもらえますか。標識が出ていると思うんですけど、赤い標識、見えますかね。僕、目が悪いから見えへんのですが、写っているんですけども、標識があるのに、下の停止線がないんです。この場所は、交差点は上牧町内の敷地内ですよね、香芝市のものではないですね。ここは、うちでちゃんと停止線も引くように整備しないとイケないというふうな形になっていると思うんですけども、その点、確認した上で質問しようと思っているんですけども、これ、ここは香芝市の土地になるんですか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員がおっしゃられております、例えば止まれの話なんですけれども、これは警察の問題になってくるんですけども、担当課のほうから確認を取っていただきますと、香芝警察管内という答えを頂いておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） そしたらまた、町のほうから香芝市に対して、ここの停止線、止まれの標識があるけれども停止線は描けていないということで、また連絡を取っておいてほしいと思います。それでいいですか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） これにつきましては、上牧町の舗装の部分もございますので、

区画線については上牧町のほうで書いていくということで話ができているということは聞いておりますので、今進めておる最中であるということで、申し伝えておきます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） ありがとうございます。それなら、早急をお願いいたします。

それでは、資料のほう、一番上まで戻してくれますか。写真の順番で答弁してもらってもいいですか、変えますか、いいですか。

それでは、今の北上牧地区内の南地区のほうになるんですけども、南地区から外に出る道が、広い道がないという質問、以前にもさせてもらったんですけども、この場所を解決するのが早いか、南上牧に通じる場所の住宅建っているところを広くするのが簡易なのかということで、私も考えたら、こっちのほうの方が簡易ではないかなと思うんですけども、この計画についての説明いただけますか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、この道路につきましては、町道北上牧14号線という形になります。この現道の幅員は部分的に車両が通行できない、今写真にあるとおりだと認識しております。小規模住宅地区道路改良事業の一環で付近の道路拡幅等の整備を進めているところではございますが、用地買収等の問題で現状のままになっておるという状況でございます。用地買収等の事業については、もう一旦終了しておるということでございますので、現状管理を進めておったんですけども、道路及び側溝等の経年劣化が進んでいること、そして、部分的な整備で車両の通行が可能になることから、水路修繕を含めた道路整備というところを今検討しておるというところでございます。ですので、整備の方法といたしましては、現状の道路幅員内の水路及び道路整備を進めることで一定の幅員を確保できるということで、車のほうで通行も支障なくいけるのであろうというところで計画しているというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 今、町長も副町長も教育長も見てもらっても分かるように、あの溝、危ないんですね。この場所については個人的なことと言っているわけじゃなくて、この近くの橋から落ちて町を訴えているような事案もありました。その状況と何ら変わらないような状況で溝があるんです。あそこに自転車で落ちても、歩道を歩いている人が落ちても同じようにけがされると思うので、あまりゆっくり構えないで、しっかりと整備したほうがいいというふうに思っておりますので、その点について、よろしくをお願いいたします。

それでは、次の質問の写真に移ります。次、これは今反対側から見たところです。

次、お願いします。ここですね。ここは、担当課には場所の指定は言っておりますので、説明をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） この部分につきましては、これは町道北上牧南上牧線というところでございます。これにつきましては、令和5年度から6年度にかけて工事を実施するため、予算を確保させていただいております。この道路拡幅に伴いまして、地下埋設業者の水道とN T Tとの協議の結果、埋設管の移設完了時期が令和6年の2月頃というところのお答えは頂いております。この移設完了後に当該工事を実施すると、こういう運びになっておりますので、債務負担行為を組ませていただいて、2年間にわたって工事を行うと、こういう計画になっておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 分かりました。この部分については予算がついていて、計画もできていると。早急に進めてください。よろしくお願いします。

次、写真をちょっと。これは反対側から見たところで、そうですね。この部分についての説明をお願いします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） この部分につきましては、町道北上牧4号線というところでございます。これにつきましても、小集落地区改良事業の一環で付近の道路拡幅等の整備を完了しておると、こういった状況のところでございます。用地買収の問題で現在のこういう状況になっておるといのは認識しております。これにつきましても、水路の蓋の整備等、これを行いまして、道路線形を若干変更するとかいうところの方法で、少しでも利便性が向上するように、今後整備を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 地区改良事業で残っている事業で拡幅は無理だというのは分かっているんですけども、今言ったように、道路が平らになるように、通行している方がけがのないように、また整備していただけるようお願いいたします。

それでは、都市環境についての質問の項目を終わりたいと思います。ありがとうございました。

この中学校統合、令和8年に決定しましたというこのチラシは、教育委員会のほうから広

報に交せて全戸配布したというふうに理解してよろしいですか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのとおりでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） それでは、通告している質問に答えていただきたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 本年10月発行の上牧町学校適正化だよりにおいて統合スケジュール等をお示しさせていただいたところでございます。この学校適正化だよりを受けて、現時点におきましては、保護者及び住民の方からの質問や相談などは受けていないというのが現状でございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 多分そのような答弁が来ると思っておりました。なかなか学校に対して、わざわざ質問する保護者の方はいないと思います。子どものほうから、先生の話から通して、中学校の統合はどのようなになるかというような形で保護者の方には連絡が行っていると思います。

中学校の子どもさんとかを持っていない上牧町内の住民も数多くおられて、私のように、世代が1つ上になってしまっているの、中学校の子どもさんとか、今度、小学校が3つになる子どもさんとかの考え方というのはなかなかつかみにくいので、今回ここで新たに質問して、上牧町内の住民の方に、上牧中学校の統合ということが令和8年4月に決定しましたというものをもう一度ここで質問しておくほうが、このチラシだけじゃなしに、上牧町内の住民さんに周知できると思って、改めてまた質問しているんですけれども、ここで二、三、私が質問するんですけども、今、令和5年の10月に実施設計業務着手という形で書かれているんですけども、新校舎建築工事着手が令和6年の10月、結局、来年の10月には新校舎工事に着手するということになっています。今現在、2023年の11月ですね。この4月から9月に保護者・住民説明会等を行うというふうに書いているんですけども、学校のほうと教育委員会のほうで、保護者と住民説明会等について、もう打合せとか、そういう話し合いには入っているんですか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 住民説明会等の部分について、詳細な部分についてはまだ決定をしておりませんが、住民の方がお知りになりたい内容、子どもたちの不安を払拭するために必

要な内容、その辺等も十分精査をさせていただきながら、実効性のある説明会にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） それは、学校が始まる令和7年度までにしようと思っているのか、新校舎の着手というような形で区切られている令和6年の間にしようと思っているのか、どの辺を考えておられるんですか。

○議長（遠山健太郎） 服部議員、これ、①に関する質問ということでよろしいですか。

○9番（服部公英） そうです。

○議長（遠山健太郎） はい、分かりました。答弁できるようでしたらお願いできますか。
教育部長。

○教育部長（松井良明） その時期については、教育委員会としては、1回で完結をさせるという認識は持っておりませんので、その部分、建設が始まるというようなそれぞれのフェーズに応じた形での開催を検討しているというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 今、議長からあったんですけども、この①の中で、質問はあったらお答えくださいと書いているだけなので、この質問は通告外というふうな判断をされて今のような発言になったんでしょうか。分かりました。

私は、この項目を書いた時点で、この内容について質問しようというふうに捉えて書いていましたので、教育委員会として、この中身について答弁しにくいところがあれば答弁はなくても結構なんですけども、私が聞きたかったのは、新校舎完成までにおける、この中に書かれている制服の選考会、または生徒の交流会などというのについて話が聞きたかったんですけれども、答弁として持っていないのであればもう質問はしませんけれども、どうでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 一応、通告書の内容については、当課としては、現時点における案内文書を受けての相談等の有無についてのご質問だというふうに認識をしておりましたが、それに関連する項目であれば回答させていただくということなんですけども、基本的に、また通告書でもっと詳細に記載を頂きましたら、その辺についての回答等も事前に準備をさせていただくことも可能だと思いますので、その辺、ご理解を頂ければというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 分かりました。通告の仕方をもう少し丁寧にさせていただくようにします。

それでは、②の新校舎完成という部分で書かせていただいている部分の答弁をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、2つ目の項目について説明をさせていただきます。

影響を受けるであろう子どもたちの生の声の聴取という観点から回答させていただきます。

先般実施をさせていただきました1日子ども町長体験におきまして、子ども町長、小学校6年生でございますが、と、町長及び教育長との懇談の場がございまして、中学校統合に係る思いを話していただける機会がございました。その際、当該児童からは、たくさん子どもたちと学び、過ごせる環境になることを楽しみにしており、自身が中学3年生の1年間を新たな校舎で勉強ができるよう、早く統合を進めてもらいたいという内容の発言がございました。このことを受けまして、中学校統合の影響を受ける子どもたち全ての思いや意見を把握しているというわけではございませんが、総じて、統合による不安よりは期待のほうが子どもたちには大きいのではないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 分かりました。子どもたちも期待をして待っているということで、早く進めていただきたいと思います。立派な校舎、また教育環境が整備されるようお願いいたします。

それでは、この質問は終わります。

それでは、3つ目の財政運営についてお願いします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） そしたら、3つ目の1つ目の当町の財政の状況と課題という部分でございますが、先ほど議員より、一般質問通告書の中で、財政状況の概要版というようなお話がございましたが、少し確認をさせていただきたいと思います。これは、上牧町公共施設等総合管理計画（改訂）概要版の中の公共施設等を取り巻く状況の2の財政の状況と課題並びに町債残高の推移というようなところの数字という認識でよろしいでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 資料を出してもらえますか。壇上でこれを持って行ってなかったのも、

ちょっと端折って、概要版だけ合っていて、ほかは皆、合っていないようなことを述べてしまいましたが、この上牧町公共施設等総合計画管理計画（改訂）概要版の中から出させていただきました。この、今出させてもらった資料なんですけども、字は小さくて見えないんですけども、グラフのところなんですけども、グラフのところでは、柿色の線が下がっていつている真ん中のライン、これが零歳から14歳の年少人口がずっと下がっていつているという形でこの資料では出ています。そして、緑のラインが高齢者人口なんですけども、これは、2005年からずっと2020年度にはもう真ん中ぐらいまで上がっていつています。そして、青の一番上のラインなんですけども、これが生産年齢人口（15歳から64歳）、一番働き盛りで、ちゃんと税金を納めてくれる人数がこういう状態で出ているんですけども、これを見ても分かるように、今後予想されるのはやっぱり財政難というか、財政の収入が、やはり言うほど伸びない。そして、子どもの数がだんだん減ってくる。そして、高齢者の数がまた増えてくるという形で、この表はそういうふうに見える表なんです。ここで、今、数字として拾わせてもらいました、2016年度169.2億円というこの町債残高が2020年度には143.7億円というような形で記載されていて、順調に町債残高が減ってきているという形で、今現在の町債残高を聞かせていただいて、どのようになっているのかというのを把握しておきたいなと思って質問しております。

○議長（遠山健太郎） 服部議員、①のほうの答弁はよろしいですか。

○9番（服部公英） そしたら、①からお願いします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） それでは、①の当町の財政の状況と課題という部分についてのご回答をさせていただきます。

この上牧町公共施設等総合管理計画（改訂）概要版につきましては、2024年、令和4年3月において作成させていただいたものでございまして、少し計画が古いと言うたらおかしいんですけど、ちょっと現状と違いますので、今の答弁につきましては、令和5年度のタウンミーティングで町長より住民の方々に説明をさせていただいております最新の財政状況等に基づいてご回答させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） タウンミーティングの資料持ってきましたので、それで説明してください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 本町の令和4年度の一般会計の決算では実質収支額は2億8,395万4,000円の黒字と。一般会計及び特別会計の全ての会計におきましても黒字決算となり、合計の実質収支額につきましては3億9,670万7,000円となっているところでございます。また、令和4年度普通会計での決算では、財政健全化法の指標である実質公債費比率については13.9%、将来負担比率は84.6%であり、両比率共に減少傾向にあるものの、類似団体と比較をしてみますと、依然厳しい水準にあります。また、経常収支比率についても、対前年度3.2ポイント悪化しまして、94.9%となっているところでございます。また、これを踏まえまして、今後の景気の見直しを背景に町税収入等の増加が見込まれるものの、大幅な減少は見込めず、高齢者人口の増加に伴う社会保障関係経費が年々増加傾向にあり、物価高騰の影響により電気・ガス料金の経常経費が増大するとともに、資材の値上がり等によるコストの上昇が見込まれ、今後控えております公共施設等の老朽化対策、ごみ処理広域化に伴う山辺・県北西部広域環境組合への建設負担金であったり、学校適正化に伴う中学校統廃合などの大事業を今後抱えておるといようなことを懸念しておる状況でございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 今しっかり答えていただいたように、山辺の負担金も増えてくると。新しい中学校の建設費用も、補助金も出てくるんですが、まだ増えてくると。そういうのを踏まえての地方債というか、今後の町債の状況は、今までどおり減っていくような捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 本年度、町債残額の今後の見通しということでございますが、先ほど少し一般質問通告書の中で言われました、2016年度及び2020年度の町債残高におきましては、公共施設等総合管理計画に基づいて町債残高をお示しさせていただいた数字となっております、この中には、既存のインフラ資産に対し、どれぐらいの町債があるかをお示ししておるものでございまして、水道事業であったり下水道事業に係る分も含めた形で掲載させていただいたものとなっております、今後、水道事業におきましては、企業団等の意向も踏まえまして、少し先の見通しを立てることが現状難しい部分等もございまして、水道事業及び下水道事業を除いた普通会計による町債残高について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

普通会計の町債残高で言いますと、2016年度は129億6,000万円、2020年度は110億2,000万円となっております。今後、令和5年度の残高におきましては、あくまでもまだ予想ではご

ございますが、105億8,000万円となる見込みでございまして、ただ、今後の見通しといたしましては、積極的に繰上償還等を実施し、町債の償還額を上回らない範囲で借りを実施していることから年々減少傾向にはありますが、ただ今後、少し先ほども申し上げましたように、大規模事業等を抱えておりますので、一部やはり、町債の新規発行というのが必要になってまいりますので、そういった影響によりまして、一時的にはございますが、令和8年度までにピークを一時的に少し上昇いたしまして、それ以降については減少していくというふうに見込んでいるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） 分かりました。令和8年度を超えるとまた下がっていけるという見込みであるということなので聞いておきます。それで、私の質問の2番目かな。今の答弁は2番目も入っているんですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先ほど、申し訳ございませんが、ひょっとしたら実質公債費比率を13.9%とご回答してしまったと思いますが、13.0%が正しいので、できたら訂正のほう、お願いします。

○議長（遠山健太郎） 服部議員。

○9番（服部公英） そしたら、今の答弁も②の分で質問させていただいたので、今の答弁で終わっているということで、これで私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、9番、服部議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は2時40分。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時40分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

————— ◇ —————

◇安 中 和

○議長（遠山健太郎） 次に、4番、安中議員の発言を許します。

安中議員。

（4番 安中 和 登壇）

○4番（安中 和） 4番、安中 和です。よろしくお願いいたします。議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

私の質問は3点ございます。

1番、子どもにも身を守る護身術を。

2番、ペガサスホールの裏の木々について。

3番、純国産メンマサミットによる新たな竹林整備についてです。

これは、質問者席におきまして質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） では、一番初めの子どもにも身を守る護身術をというところの質問の要旨を発言させていただきます。

昨今、学校への脅迫電話や子どもの誘拐未遂事件、年々増えていると思います。奈良では、富雄の楓ちゃん事件から19年がたちました。決して警戒は怠ってはいないと思いますが、子どもたち自身が我が身を守るすべを知らなければならないと思います。現在、全国で、大声を出して逃げ、振りほどけという護身術講座を行っていると聞きました。子どもたち自身が身を守る意識を高めていけるように、交通安全講座とともに、護身術講座を教育現場で実施していただきたいと提案いたします。お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご指摘のとおり、近年、児童、生徒が巻き込まれる事件が多く発生をしており、子どもたちに自分の身は自分で守るという意識を持たせる取組は極めて重要であると認識をしているところでございます。現在、町立小・中学校では護身術講座は行っておりませんが、基本的に、学校では、そういう場面に遭遇したときは、子どもたちに対して、大声を出して、直ちにそこから走って逃げるといったようなことを教えているところでございます。また、不審者らしき人を発見もしくは遭遇した場合の報告につきましては、不審者と断定できなくても、疑わしいと思った段階で警察及び学校に連絡するよう、児童、生徒とともに保護者にもその旨を伝え、啓発を図っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。ビデオお願いできますか、1番。先日、小学校に子どもが身を守る関連の絵本が置いてあるかどうか伺いました。2校におきましては、次の日に調査結果をご報告いただきました。1校は、冊子のようなものはありますが、絵本においてはありません。もう1校は、二、三冊置いていますとのことでした。迅速な対応をこの場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございます。

ビデオにありますように、「いやです、だめです、いきません」というこの本なのですが、私も入手しましたが、内容に関してはなかなかのものです。もちろん、「どんな人が不審者の」、「どこ行ったらいけないの」とかいうのも細かく書いてあることと、親御さんが子どもを信じ、大丈夫なんだ、あなたは悪くないんだという細かいところまで書いてある本が今出ています。内容を見ましても、もうここまで教えなきゃいけないんだなという世の中に来たということを反対に驚いてしまう次第なんですけれども、7年ほど前に、見守りの帰りに辻に入ったときに、真っ白い大きなトラックがありまして、その下に、黄色い帽子をかぶった子どもさんが2人仲よくしゃべっている状態を見つけました。びっくりして総毛立ちましたが、ずっとにらみつけていましたら、気がついて、さっとトラックが逃げるような形で去っていったことがありました。それから、私たち大人も見守りとか、下校時の放送などを行って頑張っていますけれども、もっともっと子どもに自分自身が気をつけなければならないという自覚を持ってもらうために、こういった本や、いざというときにどうしたら逃げられるという指導を行ってもらえる護身術講座、これは関東のほうではPTAから依頼されて、既に8,000人の方が受けているということです。つかまれたときに逃げ方を、振りほどく方法とか、いやです、駄目です、いきません、行きませんという、大きな声を出して、勇気を持つて言う練習とか、そういう細かなちゃんとしたところまで指導しているそうですので、これからは本当に大事だと思います。大人、私たちが思っているよりも世の中はもっと危険になっていると思いますので、護身術講座、交通安全講習とともに行っていただきたいと思いますので、検討よろしく願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） まず1点目に、今議員からお示しを頂きました絵本については、ちょっと内容までは確認はさせていただいておりませんが、その中に、子どもをも守る上における保護者がなすべきことについても、若干小さな字で書かれておりますので、この部分については、子どもたちが見てすぐに理解できるというものであれば、学校の図書室に、保護者を介して、一定の指導を保護者からしてもらうということであれば、図書館のほうに、

設置に向けて検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

先ほどご提案の護身術講座につきましては、その重要度は議員おっしゃっていただいたことにより、十分に理解はさせていただきました。ただ、実際その場面に遭遇したときに、護身術を若干子どもたち、身につけているということで、それが過度な自信につながって大人と対峙をしてしまう、そうした場合に、子どもの体力でするので、その辺の子どもに勝る部分がないので、その辺の問題はあろうかと思いますが、基本的な退避の仕方であったり、その部分を子どもたちに身につけてもらうということについては大変意義深いものであるという認識の下、当町といたしましては、現状、西和警察等のご協力などを勘案させていただきながら、子どもたちの年代に応じた指導の在り方についても調査研究を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

では、2番目の質問をさせていただきます。ペガサスホールの裏の木々について。

ペガサスホールの裏の憩いの場として木々が生え茂っています。もう随分な年月がたちますので、木々の根がホールの雨水管に侵入して、裏の駐車場が何度か水浸しになりました。今後、汚水管のほうにも侵入するのではないかということが当然想定されます。原因である木の整理を考えていただきたく思います。今どきの雨の量は半端ではありません。木々の成長も今までよりも早いことが想定されます。ペガサスホールは駐車場が少ないという欠点があります。木々の整理の仕方です駐車場を増やすこともできると思いますので、今から計画を立てて対処していただけますようお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今の質問の内容、2点あったように承知をしております。

まず、雨水管の詰まりによる冠水の状況についてを説明させていただき、その後、ペガサスホール駐車場に関連という形で説明をさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、昨年度、令和4年7月に文化センター小ホール西側の駐車場が冠水により、一部利用ができないということを余儀なくされたという事態が発生いたしました。当該冠水の原因につきましては、先ほど議員ご指摘のとおり、木の根が雨水管に侵入したことで発生した問題であるという認識の下、この部分については、調査と高圧洗浄などで対応させていただいたんですが、抜本的な解決には至っておらず、その後、管を露出させて詰まっている箇所の改善の工事をさせていただきましたところ、10月頃には復旧をしたというふ

うに認識をしているものでございます。

また、汚水管につきましても、雨水管と同じようなところに配管をしている関係上、議員ご憂慮いただいておりますとおり、そこが詰まるということも十分に考えられることでございまして、とりわけ、雨水管以上に汚水管が詰まると、その被害は甚大なものになるという認識をしているところでございます。

今後につきましては、雨水管並びに汚水管が木による影響を受ける可能性があると思われるところについては、もう木を根こそぎ抜根するという対応に加えて、意外にも、樹木がかなり高く背が伸びているということで、建物に干渉している場面もございますので、その部分については剪定等により対応させていただくということとしておりまして、今後、計画的にそれらの対応を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

駐車場も続けさせていただいてよろしいでしょうか。

ペガサスホール駐車場については、現状において、利用いただいている方から少ないという旨の意見を伺うという場面はございますが、催し等が重なった場合には近隣の商業施設の駐車場を一時的にお借りすることで対応しており、駐車場の不足が常態化しているというわけではないと認識をしているところでございます。したがって、駐車場の拡大につきましては現時点では考えてはおりません。とりわけ、議員ご提案の樹木を整理することによる駐車場の整備につきましては、当該整備により文化センターそのものの景観が変わり、いわゆる文化センターらしさが損なわれることが予想されるほか、一定多額の費用が必要になるということもございますので、その考え方については、現時点では慎重な立場でございます。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。これは大きな計画ですので、すぐにはできるとは思っていないんですが、必ずと言っていいほど、これからどんどん木も大きくなり、考えなければならない時期が来ると思います。そのときに、駐車場をもし広げたり云々するときには、もう1つ言われているのが小ホールの近くに駐輪場を設けてほしいというのは結構な数で頂いておりますので、それも含めまして検討願えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 駐輪場については、ペガサスホールの中央公民館入り口に設置はございますが、その拡充の意見だというふうに承りました。その部分についても、今後、ペガサスホールの雨水管、排水管の影響であったり、駐車場に係るニーズ、駐輪場に係るニ

ズ等を十分に踏まえさせていただいて検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。ぜひぜひよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） では3番目、純国産メンマサミットによる新たな竹林整備についてということです。

2023年11月4日に、福岡県糸島市にあります伊都文化会館にて、第5回純国産メンマサミットin糸島が開催されました。私も行ってまいりましたが、当日400名以上118団体が参加していました。北海道から沖縄、香川等々、全国各地から、我が町の森林を何とかしたいとの熱い思いで、真剣に講演に耳を傾けていました。奈良県では、橿原市の亀田市長の理解を得て、津本誠章氏がプロジェクトに取り組み、飛鳥メンマの表彰をもらって販売を行っています。このたび、セブンの森の整備が始まると聞いています。上牧町としても、新たな竹林整備の1案として検討していただけますようお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 本町におきまして、新たな竹林整備の1案というところで検討するといった中で、当プロジェクトについて、新聞等で拝見させていただきました。当プロジェクトは、国産メンマを地域の特産品とするといったことのほかに、過疎化や農家の高齢化などで手入れされていない竹林は有害鳥獣のすみかとなったり、浅く広く根を張る竹の性質から、土砂災害が起こりやすくなるなどの危険性があり、これらの対策としても有用であると記載されておりました。

今後につきましては、当プロジェクトを推進している市町村へ情報提供を依頼していくとともに、このような事例を関係団体等に積極的に情報共有していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。現在、上牧町を取り巻く山々は、ご多分に漏れず、木が生い茂り、竹林の整備も必要になっています。温暖化による自然の猛威、高齢化による山の手入れ不足等により荒廃の一途をたどっています。最近では猿まで出てきています。猟友会の方いわく、「イノシシを撃つので精いっぱい猿まではよう殺さん」と言っていました。イノシシを撃つたびに高野山に行かれ、身と心を清められているそうですが、これらの

方々の尽力のおかげで私たちの安全は保たれています。でも、このままでいいはずがありませんので、速やかなプロジェクトの推進をお願いしたいと思います。

そのような中、このたび、王寺町、上牧町、王寺の谷林業、セブン団体によるセブンの森のプロジェクトが締結されました。奈良でも、脱酸素化に向けて、地球温暖化対策により、山の整備に尽力しなければならないとされています。NPO奈良県地球温暖化防止活動推進センターというのが出来上がり、谷林業さんが役員として推進していくそうです。

先日、議員研修にて天川村に行った折、バイオマス利用のエネルギーが天の川温泉の燃料に使われることにより、廃材の木材を売買し、収益金が隣家や一般市民に還元されると同時に山の整備が行われていくという好循環を生み出していることを教えていただきました。天川村で使用されているボイラーと同じものを王寺町の谷林業さんも購入されています。ちょっと想像しただけでも、上牧町に新しくできようとしている虹の湯のエネルギーが、もしバイオマス利用、廃材木材によるものなら、上牧町はSDGsにかなった事業が起こせることになると思います。

また、林業に関しては、メンマの材料と言われてきた竹が、今まで中国産に頼っていましたが、研究により、日本のハチク、モウソウダケ、アオタケもメンマの材料になることが分かりました。大体の部分が廃竹となり、放置してきた竹を収穫し、加工することにより、利益が生まれるということを実践してきた純国産メンマプロジェクトの協力を借りながら、廃材にしかならなかった竹をメンマ、竹チップ、竹パウダーに変え、町民、商工会の協力を得て利益を生み出し、還元していくことも考えられます。これらの資金については、セブン団体が他県でも助成金として申請することにより、資金を提供すると聞いています。上牧町の場合、セブンの森プロジェクトの一員ですので、助成金が下りる確率が高いと聞いております。ぜひ、SDGsに力を入れる地消地産を目指した上牧町の計画づくりの1案として検討していただきたく思います。

それで、ちょっと出していただけますか。これが、先日行った福岡県の新たな竹林整備というものの冊子の表紙なんですけども、次、お願いします。この日高さんという方が、何とか日本の竹林をきれいにしようということで本を出されて、すごい研究をその福岡県でされて、それを無償で各地域のやっといこうという方と協力して日本中に発信している本です。一度、一読くださいますようお願いいたします。

次、お願いします。先ほど言いました、高取町、飛鳥メンマというのを販売していますが、そのところにこの間、見学に行かせていただきました。そういうものを作るときには大き

な施設があつて、何かをしなければならない、すごいお金がかかるというものを想像しますが、彼たちは、こういう山の裾野で掘っ建て小屋を建てて、自分たちで機材を集めて、次、お願いします、メンマの下ごしらえをして、備蓄、こういうふうにして、下は塩漬けメンマです。上がパウダーとかチップになっています。ありがとうございます。

次、お願いします。くしくも、昨日付の新聞に、この陽楽の森のことが奈良新聞で上げられていました。大々的にだんだん注目も浴びてきていますので、上牧町としても、何とかプロジェクトを立ち上げていただいて、森林、竹林の整備をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、最後の奈良新聞のこの写真でございますけども、これ、環境省が初めて認定したというところで、自然共生債ということで、谷林業さんとかが認定されたというのを伺っております。当然、近くに今、陽楽の森ということとセブンの森の中で、谷林業さんともかなり連携している部分もございますので、しっかりそういったノウハウをいろいろ教えていただきながら、今後上牧町も進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

私の一般質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、4番、安中議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（遠山健太郎） 本日はこれで散会します。

どうも皆様、お疲れさまでした。

散会 午後 3時01分

令和5年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和5年12月11日（月）午前10時開議

第 1 一般質問について

10番 康 村 昌 史

2番 氏 原 賢 一

5番 東 初 子

1番 石 丸 典 子

11番 木 内 利 雄

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	石丸典子	２番	氏原賢一
３番	竹中亮造	４番	安中和
５番	東初子	６番	上村哲也
７番	竹之内剛	８番	牧浦秀俊
９番	服部公英	１０番	康村昌史
１１番	木内利雄	１２番	遠山健太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	建設環境課長	武安康至
上下水道課長	南浦伸介	税務課長	木下優子
福祉課長	俵本大輔	生き活き対策課長	林栄子
こども未来課長	寺口万佐代	教育総務課長	辻村純
社会教育課長	吉川信一郎		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（遠山健太郎） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（遠山健太郎） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（遠山健太郎） 日程第１、一般質問について。

先週金曜日に引き続き、一般質問を行います。一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め１人１時間以内です。質問者は十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇康 村 昌 史

○議長（遠山健太郎） それでは、10番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（１０番 康村昌史 登壇）

○１０番（康村昌史） 10番、自由民主党、自民党の康村昌史でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

私の一般質問の質問事項は、上牧町のふるさと納税についてでございます。

質問の要旨といたしまして、上牧町は、令和４年度から返礼品を伴うふるさと納税制度を

行いました。１、令和４年度以降と令和３年度までの上牧町としての役割はどのように変わりましたか。

２番目、令和４年度から初めて寄附者に返礼品を贈るサービスを提供しましたが、その準備期間に上牧町が行わなければならない問題点等をお話しいただきたいと思います。

３点目が、令和４年度に寄附者に送った返礼品等を詳しく教えていただきたいと思います。

４点目が、令和５年度の途中ですが、返礼品の販売数、新規参入等、分かる範囲で教えていただければありがたいと思います。

５点目といたしまして、上牧町のふるさと納税の寄附額の状況等を説明していただきたいと思います。

再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○１０番（康村昌史） それでは、１点目の令和４年度以降と令和３年度までの上牧町の役割はどのように変わりましたかについて、説明していただきたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ご回答させていただきます。

令和３年度までは返礼品の取扱いがなく、過去に上牧町に住んでいた方、親族が上牧町に住んでいるなど、過去に上牧町に関係する人からの寄附のみとなっております。令和４年度からは、上牧町の魅力発信や地元特産のＰＲ、販路拡大による地域経済の活性化につなげるため、寄附者へのお礼の品として贈呈する商品やサービスを令和４年からスタートさせていただきました。その結果、返礼品を通じて上牧町を応援したい方からの寄附も増えることとなり、全国の方に上牧町を知っていただく機会が増えたと考えております。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○１０番（康村昌史） 上牧町のふるさと納税制度は企画財政課が担当しています。ふるさと納税制度創設は平成２０年４月３０日ですが、令和３年度まで返礼品のサービスをしてこなかったのですが、なぜ令和４年度に返礼品サービスを開始したのですか。その理由をお尋ねいたします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議員ご指摘のとおり、ふるさと納税制度というのは以前からございまして、大きな要因といたしましては、本町に返礼品となる特産品であったり、そういったものがなかったということで、上牧町については、以前からずっとその分については実施を

させていただけなかったというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。それでは、2点目の令和4年度から初めて寄附者に返礼品を贈るサービスを提供しましたが、その準備期間中に上牧町が行わなければならない問題点等をお話してください。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 回答させていただきます。

大きな理由といたしましては、先ほど少しご回答させていただきましたように、返礼品となる特産品というんですか、そういうものが上牧町にはなかったということではなかったということではございますが、令和4年度におきましては、返礼品の取扱いを始める、スタートまでにある程度返礼品の品ぞろえをそろえなければならないというようなことは当初の課題でございました。しかしながら、商工会や町内事業者さんのご協力等もございまして、黒カレー、イチゴ、キャンプグッズ、レモンケーキ、パウンドケーキなど、創意工夫を凝らした逸品をそろえることができ、令和4年8月19日より10事業者、当初31品にてふるさと納税制度の返礼品の贈呈をスタートすることができたというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） つまり、ふるさと納税の成否は返礼品の品数が大事ということでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 返礼品の数ということが大事かという部分でございますが、本来のふるさと納税の趣旨としては、以前に住んでいたであったりとか何らの形で関わってきた市町村を応援したいと、そういった中で一部寄附いただいた中を返礼品でお返ししますというようなことが制度の趣旨でございますので、確かに返礼品の数が多ければ多いほど、いろいろなものを選んでいただいてということで地域活性化にというんですか、地元業者さんの活性化にもつながっていくのかなということは思っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、3点目の令和4年度に寄附者に送った返礼品等、詳しく教えていただきたい。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 返礼品といたしましては、上牧町産のイチゴ、キャンプグッズ、黒

カレー、レモンケーキ、グローブサンダル、パウンドケーキ、鶏料理の詰め合わせ、ＢＢＱコンロなどを取りそろえております。令和４年におきましては、返礼品の発送件数は336件を返礼品としてお送りしております。件数の多い順で言いますと、キャンプグッズが158件、イチゴが129件、レモンケーキが21件となっております。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○１０番（康村昌史） 黒カレーは何件だったんですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 令和４年度は４件でございます。令和５年度、10月末までの集計でございますが、２件でございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○１０番（康村昌史） それでは４点目の、令和５年度の途中ですが、返礼品の販売数、新規参入等、分かる範囲で教えていただきたい。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 令和５年度についてお答えさせていただきます。

令和５年10月末時点ではございますが、返礼品なしの寄附が１件、１万円、返礼品ありの寄附が137件の355万3,000円、合計138件、356万3,000円となっております。また、協力事業者数及び返礼品の登録につきましましては、令和４年度末時点では13事業者、58品の返礼品を登録いただいておりますが、令和５年度の新規参入につきましましては、事業者さんの準備が整い１事業者が増え、現在14事業者となっております。また、令和５年10月末時点の返礼品の登録数は81品となっております。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○１０番（康村昌史） つまり、令和４年８月19日のスタート時点では10事業者、31品目と。

令和５年の12月時点では14事業者の81品目というふうな解釈でよろしいですね。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 令和５年10月末現在で14事業者の81品目でございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○１０番（康村昌史） それでは、５番目の上牧町のふるさと納税の寄附額の状況等を説明していただきたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、上牧町の住民の方が他の自治体へふるさと納税をさ

れた寄附額の状況についてご説明させていただきます。

令和4年中に他の自治体へふるさと納税をされた人数は1,261名、寄附額が9,901万6,300円で、この寄附額のうち、令和5年度町民税における税額控除の金額は4,605万7,725円となっております。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） 今の説明なんですけれども、私は委員会等でもふるさと納税、流出額が幾らだというのを度々聞いております。そこで、税務課に赴きまして、ふるさと納税の流出について分かる資料を頂きたいということで税務課のほうへ伺いました。その資料はオープンにしてもいいということですので、今、パネルに映し出したいと思います。

本町におけるふるさと納税の状況、これが税務課から頂いた資料なんですけれども、ちょっと字が小さいので見にくいんですけれども、まず大まかな説明をお願いしたいと。ここの一番下にあります平成28年度から県の調査が開始というふうに書いてあるんですが、これの説明も含めて、この資料をある程度説明していただければいいと思います。よろしくお願いします。

○議長（遠山健太郎） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、本町におけるふるさと納税の状況という資料でございます。まず、下の米印の部分の平成28年度県の調査が開始という部分でございます。この部分につきましては、ふるさと納税の制度が平成20年から始まっておるわけでございますが、当初はふるさと納税の件数、金額等が少なかったということで調査がされてなかったと。それで、増えてきたという時点で国の調査も入りましたので、県も調査を開始されたということでございます。

次に、この表の全体のことで説明させていただきます。まず、上の部分で説明させていただきますと、平成28年度の部分では、27年にふるさと納税をされた方が248名、寄附額が2,058万7,799円寄附をされたと。そのうち、翌年度の平成28年度に控除された金額が918万3,551円ということになります。8か年分の表となっておるんですけれども、控除額、この部分につきましては、町民税の減収というところになっているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） 今の説明で、平成28年度から令和5年度まで、この資料の合計額が、市町村民税に限っていいますと約2億2,000万ほどだったと思うんですけれども、資料をなくしたようです。申し訳ございません。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

今現在の資料、縦型の、特に令和5年度について質問をさせていただきたいと思います。
令和5年度、令和4年分の住民税の控除額についての資料なんですけれども、人数が、上牧町の住民が1,261名、他の市町村へ寄附しております。その合計額が9,900万円と。その中で、住民税から控除される額が4,600万円と書かれております。ここで質問なんですけれども、住民税の所得割が、これの控除額の対象になる方だと思うんですけれども、このときの所得割の人数はいかほどですか。分かる範囲で答えていただきたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、令和5年度、1,261名の方がふるさと納税をされたというところでございます。今お聞きの部分でございます。令和5年度のふるさと納税の対象、納税義務者というんですか、ふるさと納税をされたら控除されるような方が全体で9,229名でございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） ということは、上牧町の住民でふるさと納税をできる権利のある方というんでしょうか、9,229人もいらっしゃる。その中で1,261名の方、約13.7%の方が返礼品を伴うふるさと納税を活用して他の市町村へと寄附されているということです。その合計額が住民税では4,600万円と。まあ何とすごい金額なんですけれども、そのうちの75%は交付税で算入されると聞いておりますが、それで間違いございませんか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） そのとおりでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） ということは残りの25%、約4,600万円のうちの25%、約1,150万円のお金が上牧町の一般財源に入る税収から控除されて引かれてしまっているという。先ほどの資料で、平成28年度から令和5年度までの市町村民税の控除額の合計が2億1,124万9,974円と、これだけの金額がこの8年間の間に上牧町の住民が他の市町村へと寄附されているという。そのうちの、約2億1,000万のうちの25%、約5億2,080万円というすごい金額が他の市町村に流れております。

○議長（遠山健太郎） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 25%部分ですけども、5億と言われましたけども、5,284万2,494円でございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） すみません、金額を間違っておりました。

それで、この資料による8年間で、人数的に見ますと、平成28年度と令和5年度の人数、また市町村民税の控除額は約5倍に増加しているというふうに私はこの資料を読み取りました。一方、当町への令和4年度におけるふるさと納税の寄附額は約667万円、うち返礼品ありの寄附額は526万7,000円という説明がありました。

私は、ふるさと納税の制度は、上牧町が打ち出の小づちを国からもらったと考えています。ただ、この制度をうまく活用し切れていないと考えていますので、この制度をもっとうまく活用して税収を増やしてほしいと思いますが、担当課、いかがですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 少し税収というお話がございましたが、税収というのは自主財源ということで、ふるさと納税に対する寄附金ということになります。議員おっしゃっていただいているとおりの部分もあるのかなと思いながら、この制度上やはり、ふるさと納税という制度がございまして、確かにおっしゃっていただくとおりの、他町村へのふるさと納税の寄附もしくは上牧町への寄附ということで少し相反する部分がございまして、難しい部分はございますが、議員おっしゃいますように、うちのふるさと納税につきましても、令和4年8月から実施をさせていただきました。現在令和5年10月ということで、少し時間的にも経過しておるところでございますが、一定程度町内の事業者さん等々へも周知をさせていただいたとは考えておるんですが、ただ、そういったこともございまして、返礼品に登録していただけるペースが少しやはり落ちてきているというのが現状でございまして、今後ともふるさと納税制度を活用しまして、より多くの方々に上牧町をPR及び地域経済の活性化を推進するために返礼品を増やしていくことも必要であるというふうに考えているところでございまして、本町におきましては特産品開発支援補助金要綱制度というのを設けさせていただきました、事業者の方々への支援また相談等も受けさせていただいているところでございますので、今後もこういった補助金の活用並びに事業者等への周知等も改めてまた実施していきたい、それと併せて返礼品の充実にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 康村議員。

○10番（康村昌史） 分かりました。それでは、担当課におきましては頑張ってくださいたいと要望いたしまして、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、10番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時40分とします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

————— ◇ —————

◇氏 原 賢 一

○議長（遠山健太郎） 次に、2番、氏原議員の発言を許します。

氏原議員。

（2番 氏原賢一 登壇）

○2番（氏原賢一） 議席番号2番、公明党の氏原賢一でございます。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。私からの質問は2点でございます。

1点目は、地域猫活動についてでございます。

飼い主のいない猫でも生きているのだから何かをしてあげたいと思っている人、飼い主のいない猫は迷惑だと思っている人もいます。地域には、猫が好きな人、無関心な人、嫌いあるいは苦手で、動物アレルギー体質な人が混在して住んでおります。望まれない命はつくりたくない、つくりたくない。生まれてきた命はできるだけ長生きさせてあげたい。こんな気持ちを持つ人たちが猫と地域の共生を目指して地域猫活動を進めるケースが増えてきていますが、地域猫活動がただの餌やりになってしまうと、地域社会に新たな問題を起こしてしまうことになりかねません。餌をあげることが悪いことではありません。また、餌をあげないことが解決になるわけではありません。そこで、上牧町が主体となって、地域の中で意見交換をして、できるだけ多くの合意を得て地域猫活動を進めていただければと考えております。

次に、2点目は、ドラレコで犯罪抑止についてでございます。

あおり運転が社会問題となり、ドライブレコーダーを装着する車の増加が顕著であります。町内在住また在勤のドライブレコーダー利用者に、犯罪抑止や交通事故の減少を目的に、録画中、上牧町、西和警察署などを示したステッカーを作成して、事件、事故が起きた場合、

警察への映像提供に協力することを条件に配布することをご検討ください。

以上、2点の再質問については質問者席で行わせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） それではまず、1点目の地域猫活動についてのご回答をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 当町では現在、上牧さくらねこの会にご協力を頂きながら、地域猫不妊手術費助成事業を進めております。町内の地域猫を捕獲し、動物病院で不妊手術を行った後、捕獲した場所に戻すということを同会により実施していただいております。毎年、町内ではおおむね助成対象となる20頭の実績があるというところでございます。年度によっては助成対象以上の頭数を実施していただいているとの報告も受けておるところでございます。

また、一部の地域では不妊手術が進まない状況にあるというところでございます。理由といたしましては、一部の地域住民の方に捕獲、不妊手術の理解を得ることができていないというところでございます。捕獲や不妊手術をすることは猫がかわいそうであるとかという思いや、不妊手術は自然の摂理に逆らっておるという考えから、捕獲の賛同を得ることができずに活動が頓挫している状況であるというところでございます。そして、捕獲器を持っていると文句を言われるなり、それとか、ひどい場合には捕獲器を壊されたりするといった、こういった状況がある中で、現時点では、地域猫活動の賛同を地域全体で得ることがいまだ困難な状況であることから、まずは町民の方々に不妊手術の必要性を知っていただくこと、そしてご理解いただくことが重要であるというように考えておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） 現状はよく分かりました。当町、上牧町には、動物愛護推進員の方はいらっしゃるのでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、当町にはおられません。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） 動物の愛護及び管理に関する法律で、動物愛護法と略されますけども、その第38条にそういった動物愛護推進員、できれば上牧町でも要綱なりを作成して、でき

と思うんですけども、動物愛護推進員を委嘱、そして身分証の発行、加えて腕章とか、そういう分を考えているということはございませんでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 先進地的なところでされているところはあろうかと思います。

そういったところも勉強させていただきながら、今後また当町も考えていかなければならないのかなとは思っておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） ありがとうございます。確かに先進事例のほうありますので、それに見習ってやっていただいて、そして、まず町民への理解が第一だと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

1点目については以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） 続きまして、ドライブレコーダーの犯罪抑止について、担当課のほうからご回答お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） では、ご回答のほうをさせていただきます。

自動車へのドライブレコーダーの設置についての普及、現在、啓発が進みまして、民間事業者によります調査によりますと、ドライブレコーダーの搭載率が52.5%となり、これは自動車の過半数にドライブレコーダーが搭載されているという調査結果になっているところでございます。また、ドライブレコーダーの役割といたしましては、ドライブレコーダーが作動されていることを周知、知らせることによりまして、危険運転からの脅威を防ぐ手だてとしては効果的であるとも考えているところでございます。

現状、議員がご指摘いただいておりますように、事件、事故等が発生した場合におきましては、警察等におきまして、事故の場合はその事故の現場に看板等が設置されて情報提供を呼びかけておられるというのが現状でございますので、今後少し警察ともそういったことも協議させていただきまして、またいろいろ市町村におきまして、今、議員いただいておりますステッカー等も取組をされている市町村等もございますので、そういった市町村を少し先に先進地事例を研究させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） ぜひとも考えていただきたいと思います。町内在住の方、そして上牧町

で住んでおられる方の利用者から協力していただけるなら、上牧町にはLINEをつくっておりますし、また、奈良県警察本部はナポくんメールというのも周知できますので、今でも確かにその交差点とか事故があった場合には看板を設置しておりますが、看板の設置と併用とともに、そういった上牧町からの情報、そして奈良県警察本部からのナポくんメール、それを一緒に登録することによって幅広く周知ができると思いますので、もしこの事業を検討していただき、実施できるのであれば、それも条件に付していただければ、よりよくなると思います。

また、提案なんですけども、ステッカーを作るに当たっては、上牧町のPRキャラクターのゆりはちゃん、そしてまた奈良県警のマスコットキャラクターのナポくん、そういった分を入れてもらえれば、より広くステッカーを、貼りたいと思うかどうか分かりませんが、そういったアピールにもなってよろしいかと思いますので。

またもう1つ、そういった申請用紙をするのであれば、ドライブレコーダーは今現在、前のみとか前と後ろのみ、そして360度、そしてまた駐車中にも録画していますよという分もございまして、そういった分も活用して、上牧町の犯罪の抑止効果とか、そして犯罪、事故が起きても早期に解決を図れるということで、町民の皆さんもまた安心安全に過ごしてもらえることがあれば、上牧町は安心安全なまち、人口増につながればいいなと考えておりますので、前向きにご検討よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 以上で、2番、氏原議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は11時とします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

————— ◇ —————

◇東 初 子

○議長（遠山健太郎） 次に、5番、東議員の発言を許します。

東議員。

（5番 東 初子 登壇）

○5番（東 初子） 改めまして、皆さん、おはようございます。5番、公明党、東 初子でございます。議長の許可を頂きましたので、通告書に基づき一般質問を行わせていただきます。

その前に、一言だけ。本年も12月となり、気ぜわしくなってきました。国内外様々なことが起こり、本当に胸が痛むこともたくさんございます。明年も、皆様におかれましては、平穩で、よいお年をお迎えいただきますようお願い申し上げます、私の一般質問に移らせていただきます。

通告書の質問事項1番目、手話言語条例の今後の取組についてでございます。

要旨といたしましては、手話は言語であるとの認識に基づき、聴覚障害者とそうでない人が手話によって心を通わせ、お互いを尊重し、共生できる社会の実現を目指して、上牧町手話言語条例が制定されます。より多くの方に手話に対する普及啓発を行うことが必要と考えますが、どのように進めていかれますか。また、手話の普及に関して、中途失聴の方への支援など、今後の取組についてお聞かせください。

質問事項の2つ目です。A I 活用のオンデマンド交通について。

広陵町では10月からA I、人工知能を活用したオンデマンドバス「のるーと広陵元気号」の運行を開始しました。A Iの導入により、利用者が予約する乗車時間や利用期間に応じ最適なルートが割り出され、円滑な運行が可能となり、有料ですが、利用者からも喜ばれているようです。また、オンデマンド交通の事例として、チョイソコという交通サービスもあります。現在全国65の自治体で導入されています。町内におきましても、町民のニーズに合った交通環境の整備計画を早急に求めます。

再質問は質問者席にて行わせていただきます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） この条例につきましては、12月5日の文教厚生委員会におきましても委員の方からる質問がございました。手話言語条例制定に向けご尽力いただいております関係各位の皆様に対しましては感謝申し上げます。また、聾者の方々は、コロナ禍、マスクで口元を読み取ることができず、ご不便な生活を送られ、大変にご苦労されたこととお察しいたします。まず、この条例制定に向けたこれまでの取組をお聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 上牧町手話言語条例制定に向けての経緯といたしましては、令和元年9月議会、令和2年3月議会で康村議員、令和3年12月議会で東議員より、一般質問におきまして条例制定のご要望を頂いておりました。また、上牧町聴覚障害者協会からは、まずは条例についての勉強会を開催してほしいとの要望もあったことから、令和4年1月に奈良県障害福祉課から講師を招き、県条例や条例制定後の他市町村の取組などについての講演を行っていただきました。そして、その翌月には上牧町聴覚障害者協会より正式に手話言語条例制定の要望書が提出されたことから、令和4年11月より、上牧町聴覚障害者協会の当事者の方々をはじめ上牧町手話サークル、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、上牧町に設置の手話通訳者、また庁内関係各課の職員にも参画いただき、計5回のワークショップを開催して、条例内容や制定後の取組などについて議論を重ね、本年7月にパブリックコメントを実施した後、このたび本議会において条例案を上程する運びとなったところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） よく分かりました。5回のワークショップ、また議論を重ねていただきまして、条例制定に向けてご尽力いただいたということでございます。

今後の取組についてお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 手話普及啓発に関する今後の取組といたしましては、町広報紙に毎月簡単な手話を紹介するコーナーを盛り込むことや、条例の制定とその内容を周知するためのパンフレット、これを作成し、全戸配布を行うこと、また、子どもたちが早いうちから手話に接することが重要であるとの意見があり、庁内各課、保育所、幼稚園、小・中学校、聴覚障害者協会及び関係機関の方々にも協力を仰ぎながら、今後、手話の普及に関する施策を実施してまいりたいと考えております。

その施策内容につきましては、本条例第6条第3項の規定どおり、当事者、手話通訳者、その他関係者との協議の場を速やかに設けて、詳細について立案し、着実な推進を図ってまいりたいと考えております。また、一度限りではなく、定期開催することで評価、検証、見直しを重ねながら、手話を理解する、手話の普及啓発、手話により意思疎通ができる環境整備等について、総合的かつ計画的な施策の推進を目指してまいりたいと、このように考えております。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） よく分かりました。広報にも手話の情報を盛り込んでいただく、またそういう活動を行っていただくということは、本当に前向きに進んでいくのではないかというふうに思います。

手話を学ぶ取組なんですけれども、先ほどもお話ございましたけれども、今、NHKなどでテレビでも手話を学ぶ番組があります。私も挑戦してみました。録画してみまして、やってみようというふうに思ってやってみたんですけれども、なかなかテレビ番組をやっていることが入ってこないと申しますか、難しいことだなというふうに思います。1つ分かるのは「ありがとう」ですね。こういうふうにするのが「ありがとう」ということで、それだけは確実にできるんですけれども、聾者の方にこの手話をしましたら、笑顔で喜んでくださいます。ですので、そのようなことを、挨拶ですとか基本的なことから、手話サークルなどと連携して、手話への理解を深めるイベント、先ほどもちょっとお話しいただきましたけれども、楽しく手話と触れ合う機会を開催していただくようなことを設けていただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 手話をより身近なものに感じていただき、また、楽しく理解していただくという意味におきましても、現在、上牧町には3つの手話サークルがございますので、そのサークルの皆様にも協力をしていただきながら、手話を完全にマスターするのではなく、またそれにつきましてはかなりハードルの高いところとなりますので、そうではなく、まずは簡単な日常の挨拶程度でもよいので、あらゆる年代の方々に気軽に楽しく手話を覚えてもらえるような明るく楽しいイベント、もしくは催しなどを開催しながら、今後、手話の理解促進、普及啓発に努めてまいれたらなと、このように考えております。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） ありがとうございます。本当に楽しく体験しながら学んでいけるというのが一番いいかなというふうに、コミュニケーションが取れるかなというふうに思います。

次に、手話通訳者の配置ということなんですが、そこについて伺わせていただきます。町のホームページには、「2000年会館に手話通訳者を配置します。配置日時が毎週木曜日午後1時から午後4時まで」とありますが、配置については、現在もこのとおりでございましょうか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今、議員おっしゃられたとおり、毎週木曜日の午後１時から４時までとなっております。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○５番（東 初子） 分かりました。これにつきましては、どうなのでしょう。利用状況と
もありますけれども、もう少し多くしてほしいとか、そういうようなお声というのはござ
いますでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 確かに、現在利用されている方々が、今現在毎週木曜日１日と
いうことで、どうしてもその曜日に都合がつかないという方もやっぱりおられるので、もう
１、２回できれば増やしてほしいという要望等も頂きながら、今後、手話通訳者の方々と、
あとまた時間も、その午後から３時間でいいのかどうかというところも検討していきたいな
と考えております。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○５番（東 初子） 分かりました。また皆さんが活用できるようにご検討いただきたいとい
うふうに思います。

次に、中途失聴の方への支援の状況というのは、現状、また今後どのように行っていいただ
けるのかということをお伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 音声言語を獲得した後に事故や病気により聞こえなくなった中
途失聴の方が現状、上牧町にはどの程度おられるのかというところにつきましては、実態把
握はできておらない状態でございます。

そのような方への支援というところにつきましては、現在、福祉課におきまして、要約筆
記者派遣事業、これにより対応させていただいておるところでございます。それと同時に、
奈良県におかれましては、中途失聴の方向けの手話講座を実施されているというところから、
そちらのほうにも併せてご案内をさせていただいているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○５番（東 初子） 分かりました。現在はなかなか実態も把握できていないということと、
県のほうと連携しながらという段階だというふうに理解できました。今後もまたそのような
方も高齢化などによりまして増えてくると思いますので、お取組のほう、またよろしく願
いしたいと思います。

ここで、教育部のほうにちょっとお伺いしたいんです。お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 先ほどもありましたけれども、保育園、幼稚園から小・中学校においての手話の取組の現状及び今後について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは回答させていただきます。

上牧町手話言語条例の制定に当たり、教育委員会としての町立学校・幼稚園への働きかけとその取組について回答させていただきます。同条例第3条に規定する町の責務を具現化する取組に関しまして、過日、福祉課長から相談があり、教育長同席の下、学校、幼稚園において子どもたちの手話に関する理解の促進と実際に手話に触れる機会を設けることなどについて、協議をさせていただいたという経緯がございます。その中で、学校における道徳や総合的な学習の時間などで手話をテーマとした授業実施に向けた働きかけを学校に対して行うことや、必要に応じて上牧町聴覚障害者協会の皆様や手話通訳者のご協力を得るなどして、教育委員会として積極的に推進していきたい旨を教育長から回答させていただいたところでございます。なお、この内容につきましては、本年11月30日開催の町内校園長会において説明し、一定の協力をお願いしたところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） よく分かりました。手話通訳者のご協力を得るなどされて、積極的に推進していただけるということで理解できました。

ここで、松浦教育長、お願いできますでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 小・中学校の、今お話ございましたけれども、松浦教育長の思いを一言お聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） まず初めに、奈良県で申しますと、奈良県手話言語条例が平成29年3月に制定されて4月に施行されたという経緯がございます。この条例は、先ほどから福祉部長のほうからも話が出ておりますように、手話が言語であるという認識に基づいて、聾者と聾者でない者が共生できる社会の実現を目指してつくられたものだと認識いたしております。

さて、学校における手話教育の在り方については、未来の担い手であります児童、生徒が手話に接する機会をできるだけ多く設けると。それが一番大切なものかなと思っております。

様々な機会を通じて児童、生徒に手話に接する場面をもちろん設けることは必須ではございますし、例えば、先ほど部長の答弁にもございましたように、小学校では生活科、また生活発表会、また総合的な学習の中での取組も、また、中学校においては文化祭や音楽祭、そういう場面で手話に触れていくという場面も必要かなと思っております。また、小・中学校ともに行われます、学校行事のビッグイベントでございます反戦、反核、人権についての学びを基軸として行っております修学旅行の部分もございます。修学旅行をただ行って帰ったということではなしに、近頃では、修学旅行に行ってきたお子さんが全校の前で修学旅行での学びをプレゼンテーションを行って、その思いを訴えるという場面がございます。そういう際に、町担当部局や、また手話通訳者の方々とも連携をしながら、そういう場면을たくさんたくさんつくっていききたいと思っております。

先日の校園長会のほうでもその話はもちろんさせていただきましたが、さらにこれからもそういう話の説明をしっかりとさせていただき、取り組んでまいりたいと、そういう所存でございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 松浦教育長、貴重なご意見ありがとうございました。

そこで、最後に、確認のようになりますけれども、この条例によりまして、これからもより多くの方に手話に対する理解を深めていただけますようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 本町といたしましても、今後、当事者団体や各支援機関とも、よりよい方策を話し合いながら、また、他の市町村の様々な取組事例を参考また研究し、手話がもっと身近に感じられるような環境整備、これに努めるとともに、今後におきましては、先ほど議員からもご指摘ございました中途失聴の方への手話の普及施策等につきましても、しっかりと検討を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） ありがとうございます。お取組よろしく願いいたします。

この質問は以上でございます。丁寧なご答弁、感謝申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） AI活用のオンデマンド交通についてでございます。このテーマにつきましては、本年の6月議会におきましても一般質問をさせていただいたところでございます。

本日は、その後の状況の変化なども踏まえ、現在の検討状況と今後の展望をお伺いします。

ご高齢者から頂いております声としましては、やはり圧倒的に多いのは、免許返納後や、足腰が弱ってきて移動手段について困っておられるということなんですね。それでは、まずニーズを具体的に把握していくことも大切ではないかというふうに思いまして、今後、いつ、どこで、どんな人が、どのように、何人くらい困るのか、きちんと数字で見えていく必要もあるかなというふうに思っております。そして誰一人取り残さない交通網をつくっていく必要もあると思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） まず、持続可能な公共交通を実施していくためには、多様化及び高度化する住民ニーズ及び社会動向に適応した公共交通の在り方という部分を模索していく必要があろうかと思えます。本町といたしましては、平成29年にコミュニティーバスの運営調査というところで調査をさせていただいて、かなり日数もたっておるところでございまして、当然、今、議員申されていますように、ニーズ調査がかなり必要であるというのは考えております。ですので、そういうニーズ調査を行いながら現状把握に努めたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。それでは、本町ではそういう移動困難な方の移動手段をどのように確保していくのかという方針ですね。その辺をお聞かせください。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 本町におきましては、まずコミュニティーバスの増便等を検討していかなければならないのかなと思っております。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） そうですね。コミュニティーバス、本当に皆さんに喜んでいただいております。前回もバス停を増設していただいたり、その中で、住民さんが本当に喜んでおられて、足腰が不自由なんで近くにつくっていただけてということで、そういうお声も頂いております。しかし、なかなかそれのみではもう現状どんどん厳しくなっている方が多くなっておりまして、その辺をお考えいただきたいというふうに思っております。

また、若い方、子育て世代、高齢の方まで選ばれる、暮らしやすいまちづくり、上牧町のためにも、利便性向上のための交通施策があるべきというふうに考えますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員いろいろ提案されている部分であろうかと思います。

まさしくオンデマンド交通の話かなと思います。オンデマンド交通、いわゆるオンデマンドバスを運行するに当たりましては、事前調査を十分に行いながら、住民のニーズに合った利用しやすいものにする必要があるというところでございます。ですので、オンデマンドバスを運行するに当たっての課題といたしましては、大前提として、既存の路線バス及びタクシー事業者との競合は避けられないという部分でございます。それと、オンデマンドバスは利用者が多くなり過ぎると対応できなくなりまして、反対に少な過ぎるとシステム構築に多額の予算がかかるというところの費用対効果の問題も生じるという部分でございますので、事前に利用者数の予測も綿密に調査しなければならないという部分、先ほどの答えと十分にかかってくるのかなと思います。ですので、このようなオンデマンド交通を導入するには、これらの課題のほかに、現在運行しているコミュニティーバスの再編とかいう部分についても検討する必要があるというところでございますので、今後そういった部分、慎重に協議をしていきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。通告書のほうにも書かせていただいておりますが、チョイソコというものなんですけれども、オンデマンドのシステムですね。それは、会員登録された利用者から電話やインターネットで予約を受け付け、最適な乗り合わせと経路を割り出して目的地まで送迎する乗り合い送迎サービスのことです。チョイソコの特徴の1つとなっているのが、民間企業を事業の主体とした点です。これまでのオンデマンド型交通はほとんど自治体が運営主体となってきましたが、公平性の観点から、極端に需要が少ないところまでサービスを提供したり、収入は僅かな運賃のみになりがちでした。チョイソコでは、利用者が行きたいと思う地域の施設や店舗などにエリアスポンサーとなってもらい、利用者からの運賃収入に加えてスポンサーからの協賛金を運営費に充てることで、無理なく継続できるビジネスモデルを構築しています。

本町では高齢者等の移動困難者の交通手段確保について、A I オンデマンド交通等を実施している先進地の視察を行うなど、他自治体で実施している効果的な手法の調査研究などどのように行っておられますでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） その分につきましては、近隣の広陵町さんのほうでもされて

おるとお聞きしております。それと今回、今、議員ご提示いただいておりますチョイソコにつきましては、愛知県の豊明市が先進地事例というところで行われておるというのも認識しております。

どのように研究されておるんだというところでございますが、ホームページ等でどういう取組なのかというところを勉強はさせていただいておりますが、直接お話しさせていただいている経緯はないんですけれども、今後、今の1つの一案として、上牧町として、何が上牧町に合っているんだというところも含めて、しっかりとここは研究していかなければならないのかなと思っているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。しっかりとご検討、研究のほう、お願いいたします。

次に、高齢者の方が外出することというのは、その方たちの健康づくりの上でも大変重要な要素であるというふうに考えます。交通の利便性が高まり、外出機会が増え、健康づくりにつながることで、医療費削減効果にもつながるというふうに思いますけれども、そういったお考えはどうでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今もう議員申されておりますとおり、交通の利便性が高まって外出機会が増え、健康づくりにつながるという、まさしくそのとおりであろうかと思えます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。お願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、今後、今ご答弁いただいたようなことが具体的に明確になるよう求めまして、町民のニーズに合った交通環境の整備計画を早急にご検討いただきますよう要望したいと思いますが、改めまして、いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議員申されていますように、公共交通の効果的な運用について、基本的な方針を反映させた地域公共交通計画、この策定に向けて、今現在、予算確保のため財政当局と協議をしておるところでございますので、できれば予算がつき次第、しっかりとそういう部分、計画策定について取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。しっかりと予算確保、また協議のほう、検討、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。本当に丁寧なご答弁、感謝申し上げます。

以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 以上で、5番、東議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

————— ◇ —————

◇石 丸 典 子

○議長（遠山健太郎） 次に、1番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（1番 石丸典子 登壇）

○1番（石丸典子） 皆さん、こんにちは。1番、日本共産党の石丸典子です。議長の許可を頂きましたので、ただいまから一般質問を行います。

一般質問の通告書に従い行わせていただきますが、今回は質問項目は3点です。1つ目、就学前の保育、教育について、2項目め、第二町民体育館の存続について、3項目め、冠水対策についてです。

では、まず1つ目の項目ですが、就学前の保育、教育についてを行います。

現在、町内には、私立の保育所が3園と町立第一保育所が1園あり、幼稚園は私立と町立がそれぞれ1園あります。9月議会では、町長から認定こども園の話が出されました。保護者のニーズを満たすために、町が公立保育所の役割を果たすことが大切です。町内に公立の保育所、幼稚園がなくなることをないよう求めるものです。公立保育所は、町として目が行き届きます。また、標準的な保育が実施でき、町内における他の私立の影響にも、よい保育

ができるよう影響が及ぼすものと考えています。上牧町内全体でよりよい保育を実施するためにも、公立の保育所、幼稚園の役割は大変重要だと考えます。

そこで、公立の保育所や幼稚園の運営についての上牧町の方針をお伺いいたします。

2つ目の第二町民体育館の存続についてです。

4年ぶりに町長が直接町民と対話するタウンミーティングが開催されました。既に3か所、桜ヶ丘地区、片岡台地区、友が丘地区で行われています。夜遅くまで多くの職員の方も参加され、大変ご苦労さまでした。私も2か所に参加をいたしました。9月議会の一般質問では、新しい中学校建設に関連し、第二町民体育館廃止が予定されていることを取り上げました。町民に何も知らせない、説明もない進め方が問題だと発言いたしました。町長は、11月からのタウンミーティングで説明しますということでしたが、説明が不十分、不適切であったと思います。また、町民の疑問に答えるものではありませんでした。資料は認定こども園の予想写真だけでした。第二町民体育館の機能、特にコミュニティー部分を移転させるという町長の案は、上牧幼稚園、桜ヶ丘老人憩の家、また隣接する公園まで影響いたします。特に地元住民への説明と意見聴取が必要です。今後の対応をお伺いするものです。

3点目、冠水対策についてです。

大雨が降ったとき、道路に雨水があふれる被害が出ています。次の2つの地点の道路冠水防止対策をお伺いいたします。

まず1つ目、第二小学校裏、県道桜井田原本王寺線沿いのところです。このところは現在、溝に面する歩道に土のうが積まれています。第二中学生の通学路でもあり、大雨が降ると冠水し、靴やズボンのすそがびしょぬれになります。また、担当の中学校の先生も、大雨のときにはこの場所に出向いておられるということもお聞きをしているところです。この対応をお伺いいたします。

2つ目は、服部台明星線と下牧高田線の交差点です。服部台明星線は今年の9月に開通したところですが、冠水もあったということが出ておりますけれども、現在の対応と完了時期等をお伺いするものです。

以上の項目です。再質問につきましては質問者席から行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 順次、答弁をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） それでは、1つ目の就学前の保育、教育についてというところで、まずは保育所のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

現在、第一保育所の受入れ児童数につきましては、令和3年度まではおおむね定員の範囲内で運営を行うことができておりましたが、共働き世帯や独り親世帯による保育需要の増加、また、私立の保育園において障害児の加配対応を行うことができない児童の受入れ要望なども多くあり、令和4年度、令和5年度におきましては、保育所の定員数60名を大幅に超えた78名の児童を受け入れている状況となっているところでございます。令和6年度の申込みにおいても、同様の理由により、第一保育所に入園希望の児童がおられましたが、保育室の面積基準によりこれ以上受け入れることができずに、やむなく町外の私立保育所や上牧幼稚園に転園をしていただいたケースなどもございました。

現在の上牧幼稚園園舎の築46年を経た老朽化、それと第一保育所の受入れ児童に対する現状の保育室面積の手狭さ、それと現在育休等で3名が休んでおります慢性的な保育士不足等を考えると、やはり幼保一体化に向けての取組を推進していくことが喫緊の課題であると考えているところでございます。

また、今後における就学前教育と保育の役割につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴い、幼保一体化に向けての取組は上牧町第5次総合計画の検討課題と今後の推進施策ともなっているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 上牧町立幼稚園の定員と実利用者人数ということでお願いできますか。

資料をいろいろ見ますと数字がいろいろ、幼稚園、当初300というふうな定員だったと思いますけれども、現在数字がいろんな、子ども計画などを見ますと実際の入っておられる数で書かれているんですけども、その点、お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員お尋ねの上牧幼稚園の定員と現在の在園児数について回答させていただきます。定員につきましては150名、現在の在籍園児数については75名となっている状況でございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 分かりました。幼稚園については、定員数を半分ぐらいで、なかなか定員を埋めることはできないということと老朽化ということで理解をしているところです。

それで今後、認定こども園という計画があり、これから検討されるということだと思いま

すけれども、これは町が責任を持って運営するという形式という認識でいいわけですね。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 当然、公立の保育所と幼稚園が一体化となることでございますので、公営をもって認定こども園化を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 上牧の状況とか地理的な条件からすると、町内に1つの園というのもあり得るのかなというのと、今、第2期の子ども・子育て支援事業計画書というのを、現在の令和6年度までの計画をずっと見てみますと、上牧町は全町1区内で整備をするという方針だということが冒頭に書かれてまして、この中では、第2期の子ども・子育て支援事業計画というのが2020年、令和2年3月に策定されたもので、令和6年度まで5か年計画ということで、今年度、次の計画が策定される、この会議も開かれるというふうな日程になっています。

この第2期の計画の第6章、施策の展開の中では主な取組が示されています。ページ数では39ページ、ナンバー14の施策として、この施策の項目の中に「認定こども園の設置・運営」というタイトル、表題があります。その施策の内容としては、上牧町の子どもを取り巻く環境を踏まえながら、今後の認定こども園の設置・運営について協議・検討していきますという項目で、ここに出てきていますので、町長がタウンミーティング等、また議員にもおっしゃられた根拠がこれだと思います。こういういろんな計画の中で今後のことということで上げられているんですけれども、まだ決定ではないですね。今後協議・検討していきますという課題の1つだということを私も認識いたしました。町民の方からは、新しく認定こども園という施設をつくることに対して、本当に疑問がある、抵抗があると。わざわざ建てなくてもいいのではないかとこのところがあるかと思います。

先ほど説明がありました町立の第一保育所、ちょっと小高いところにあるんですけれども、築23年です。定員を超えて75名もの利用があるということで、受入れできない状態になっているというのも事情があると思います。これについては、統合するとなればこの施設は壊されるということになれば、もったいないのではないかとこのふうな声も上がってきます。これを、クラスを減らすような増築というのは無理なのか。あるいは、上牧幼稚園については、大変古くて、47年ですか、50年近く経過しているというところもあるんですけれども、公共施設の管理計画の中を見ますと、これまで、この47年間の中で3回にわたって多分増築されているというふうな段階で、3段に書かれていました。中には耐震が済んでいる棟というか

建物もあるように思われますけれども、その辺を、現在の建物を利用する形で町立の保育所、町立の幼稚園のままで残していくというふうな検討も一緒に行っていただきたいと思いますけれども、それはいかがですか。

そしたら、違う面でお聞きをします。この子ども・子育て支援事業計画、現在第3期の分の計画策定ということで、令和5年度においては就学前、就学児童の保護者のニーズ調査で分析して課題を抽出するというのが行われます。で、令和6年度で新しい計画書が策定されるということなんです。ですから、認定こども園は、町としてまだ決まっているわけではないですね。町長の意向は認定こども園ということでありますけれども、これから検討して、いよいよ設置に向けて会議が行われるということなんですけれども、そういうふうな理解でよろしいですか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 答弁可能ですか。健康福祉部長。

あくまでもこれは町長個人の意見ではございません。町としての考え方でございますので、今現時点で決定しているわけではございませんが、もう認定こども園化に向けて着実に、例えば今、具体的な取組といたしましては、令和3年度より上牧幼稚園と第一保育所での人事交流というのを行っております。これも引き続き継続してまいるところでございますので、決定はしておりませんが、それに向けて今現在、町として取り組んでおるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 私は何も認定こども園が反対だと言っているわけではないんです。上牧町の選択肢としては認定こども園もありだと思っています。しかし、これは町民の意向、保護者のニーズ調査などをし、町全体で決定していくものだと思うんですけれども、認定こども園ということで、これは、子ども・子育て支援法で新しい制度が始まっていますけども、この制度が始まったときには、認定こども園の中の子どもの割合ですね。これまで言っていた、幼稚園児の割合が多かったけれども、現在は、この認定区分というので見ますと、保育の必要性があるというふうに該当される2号認定、3号認定ということで、ゼロ歳から5歳までの、これまでは保育所に通っておられる方が断然全国的にも多くなっているという傾向です。

上牧も先ほど説明がありましたように、保育所については定員を大きく超えていると。幼稚園については定員の半分ぐらいであれば、この中で、今後どのような形で増えても、認定

こども園であれば対応できるということで、反対、賛成というのではありませんけれども、認定こども園も1つの選択肢だと思います。その辺りを正確に町のタウンミーティングでももう少し説明していただかないと、タウンミーティングの中で町長言われた、辞めていく先生が多いんですとか障害児の受入れが難しいんですという単発的なことを言われても、原因が何なのか、人手不足というのは全国的な課題ですので、これはやはり賃金が低いであるとか多忙であるとか、また人間関係の問題でも辞められることもあると思いますので、そういうふうに正確に町の状況も踏まえた説明をお願いしたいと思います。

認定こども園の場合、民間委託も可能なんですけれども、私は絶対民間ではなく町で行っていただきたいと思います。財政的に1つ心配になりますのは、2015年の4月に子ども・子育て制度が始まりましたけれども、その前に、公立保育所に対する整備費であるとか運営費が、国庫補助金がなくなって、一般財源化ということになりました。これは地方交付税で措置をされるということで、基準財政需要額の中に、保育所等の利用者数に応じて需要額に計算されるということなんですけれども、実際に目に見えた形で補助金が下りてこないということもあり、公立保育所が民間委託されるという数も増えてきています。待機児童解消にということの1つではあったかと思いますが、なかなか公立のこういう施設がなくなっている状況です。上牧町においては、ぜひ認定こども園においても町がしっかり運営できるようお願いしたいと思います。

1つ、皆さん、認定こども園になったら何がどう変わるんですかということ聞かれるんです。メリットとデメリットというふうに聞かれるんですけど、私は1つ、経営の面では町で運営すると大変なのかなというのが挙げられますけれども、保護者の立場からしますと、滞在時間の異なる子どもが同じ施設で過ごすということで、それぞれ幼稚園と保育所とではカリキュラムが違いますので、同じ年齢であっても帰る時間が違うと、いろんな行事の工夫が大変であったり、本来なら同じ年齢の子どもで一緒のクラスにできる場合でも、帰る時間が違うということで別になってしまうと。早く帰る子と遅くまで夜までいる子どもと、最初から別のクラスにしてしまうというのもあるようです。その辺で、本来同じ年代の子が一緒に過ごせるという点からは、大変苦勞があるのではないかと思います。何よりも、これまでどおりの保育所で行っていた保育や幼稚園教育が行われるんだろうかというのが私は心配点だろうかと思いますけれども、その辺の認識はいかがですか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員おっしゃっていただきましたとおり、幼稚園、保育所につ

いては当然預かる時間帯も違っております。その部分については、認定こども園を展開されている市町村においては最大限の配慮がなされているものと承知しているところでございます。また、幼稚園の子どもについては、もう全て幼稚園にいれば同じ時間に帰るという統一性は図れております。保育所の場合は長いということもありまして、それらの子どもたちのそれぞれの違いを子どもたちが理解するという場所にもなるのではないかなというふうに考えているところでございます。その部分については、今、先ほど部長が答弁をさせていただきましたとおり、人事交流も図りながら、それぞれのよさや強み、弱みも含めた上で、子どもたちの今後の在り方について十分に検討していく必要があるというふうに認識しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 現在、第3期の子ども・子育て支援事業計画というのを策定に当たってのニーズ調査等を始められるところだと思います。第1回の子育て会議が12月20日に開かれますということがホームページにも出ておりました。それで、町長が言われるように、町の案としての認定こども園の設置ということですが、この問題は次の第二体育館廃止のところにも連動してくるんですけれども、オープンできるのをどのぐらいに見込まれていいますか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 第二体育館の解体に関しては令和8年度ということになっておるんですが、それ以降ですね。だから、それ以後に。まだ、いつと決まっているわけではございませんので、はっきりここで申し上げることはできません。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） となると、第二体育館のコミュニティー部分の機能移転というところは、体育館を廃止してしまったら、その部分でコミュニティーの部分がすぐにできないということですね。現在あります老人憩の家を使う以外にはないということですね。多分そうだろうと思うんです。まだ計画、何もありませんから、いつ頃完成ですとかありませんので。その辺も住民の方、やっぱり不安になっておられますので、説明の中では、体育館移転してもアリーナ部分と、あと一部、集会関係で使われる方については、第二中学校の体育館と教室も使えますと。それ以外の歩いて行かれる方である、卓球であるとか簡単なスポーツであるとか文化的な活動については、今後、認定こども園に併設する老人憩の家的なものを設置して複合施設にするというふうな説明がありました。これで機能移転だと言われますけれども、

機能移転にはなりませんね。これ、大変そこがやっぱり心配されるところなんです。まだまだ認定こども園については全庁的な議論も必要ですし、この認定こども園だけにかかわらず、老人憩の家も含めたあの地域一帯を計画的に整備するというものですから、町全体の施設も含みの、地元の公園設備であったり、お掃除をされたり管理をされたりという部分がありますから、まだまだ本当にすぐに機能移転しますということには大変難しいことだと思います。認定こども園の内容等について、町がこういう方針だということは理解できましたので、しっかり保護者の方のニーズ調査に基づいて、計画的に行っていただきますようお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、石丸議員のほうから質問をしていただいております。それで、少し前に石丸議員の意見として出ておりました、保育所を例えば増設してはどうかと、まずそういう提案をしていただきましたが、石丸議員さんもよくご存じのように、第一保育所のあの周りの環境を考えますと、あこで増設をしていくということについては、かなりやっぱり難しいというふうに我々は考えております。それと、第一保育所、まだ30年もたっていない。解体をするということであれば、あまりにもったいないのではないのかというご意見も先ほどお伺いさせていただきました。あの保育所をもし認定こども園として、これから考え方として我々としては進めていくつもりでおりますが、そうなったときに、あの保育園を解体するというような考え方は持っておりません。他に転用をしたいというふうに考えておりますので、今、町の施設、上牧町、小さいまちでございしますが、いろんな施設の中に、複合的にいろんなものが入っております。もう既に狭い、町の施策そのものが十分に機能発揮ができないような施設もあるわけでございますので、そういうところを整理させていただきたいなと。将来的にそういうものを整理して、しっかりと住民さんの安全安心につなげたいと、こういう考え方もございますので、そういう考え方で第一保育所、保育所については利用をしていきたいなというふうに考えております。

それと、幼稚園でございしますが、私言うまでもなしに、石丸議員さん、幼稚園の現状も、そして今、教育部長からも説明がありましたように、よく知っていただいているわけでございます。建物も約50年近い建物になっております。いずれにしても、もう近々にはやっぱり建て替えをします。子どもの施設でございしますので、建て替えをしていくという時期はもう近々に来るわけでございますので、そういうことも見据えて認定こども園の話を計画の中に盛り込んでいるということでございますので、認定こども園を今降って湧いたように私が話

をしているということではないということ、まずこれをご理解いただきたいというふうに思います。

それと、公園の話を先ほど、公園の環境も変わる、大変危惧しているというようなニュアンスの近いお話がございましたが、あれは都市公園でございますので、既に一部、都市公園の形が若干変わっているところはあるんですが、これ、やっぱり勝手に形を変えるというのは、面積を取り込んでしまうと、違うところで面積を出すというような、都市公園でございますので、なかなか簡単にそういうことはできませんので、我々としては、あくまでも今の現状のあの形の中で今後の将来像、これを決めていきたいというふうに考えております。

それと、先般の桜ヶ丘のタウンミーティングの中でも、住民の方から、できれば公園の形を変えてくれというようなご意見もございました。これも同じで、なかなか盛ったり切ったりというのが難しいということもございますので、将来的にはいろんな形もあろうかなと思いますが、そういう形で我々としては、あの公園については現状のままでというふうに考えております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ありがとうございます。次の2番目の項目にも関係するところになっておりますので、要は、いろんな要望もおありで、町の計画もしっかり説明していただかないと、なかなかしっくりこなくて、認定こども園というのも、いろんな計画書などを見ないと、しっかり説明したり広報しないと、急に出てきたと。認定こども園の建設課みたいなのが、そこだけが目立ってしまいますので、町の実情ですね。しっかりやっぱりいろんなところで説明をするなり、子育ての支援事業計画等も、ずっと見ますといろいろ書かれていて、数字も出されています。未就学児の児童の保育が必要となる方の見込み数とかいうのもずっと出てきておりまして、これは年によって変わってくるかと思えますけれども、これに沿って、どのぐらいの施設が要るかというのも出されていると思います。今後、令和7年からの新しい計画も策定されて、その中には恐らく町立の認定こども園というのも出されてくると思いますので、しっかり町民の方のニーズに沿った施設となるよう、よろしくお願いいたします。特に、この頃ゼロ歳から2歳児の受入れが、なかなか希望するところに入れないというのは私も知り合いのところでも聞いています。働いていて、育児休暇ぎりぎりまで、この頃、長くまで、2歳になるまで取れるか、何かちょっと長くなっているようだけれども、ぎりぎりまで休暇を取って、そのときにもう保育所がなければ退職しなければならないというの也被言われています。この辺でも、やはりそういうゼロ歳児からの保育体制というの

も大切だと思いますので、よろしくお願いいたします。

あわせて、人員配置ですね。しっかりした処遇改善については国のほうでも大変言われているんですけども、町立のところにはなかなか手厚く来てないというのが感触です。保育士さんの賃金というのは全就労者の平均にしますと1か月で5万円低いとされていますから、なかなか求人に対して成り手がない、人手不足とされていますけども、その辺の改善も要ると思います。今後もしっかり保護者の意見、町民の意見を聞いた形での策定をお願いしておきます。ありがとうございます。

では、次の町民体育館の存続についての項目ですけれども、今後のタウンミーティング的な、さらに詳しい内容の説明に対して、今後どのような計画でしょうか、お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 今中町長。

○町長（今中富夫） 先般の桜ヶ丘のタウンミーティングが一番最初でございましたので、先ほどから石丸議員からご指摘のように、ちょっと説明不足は確かにあったのかなということとで私自身も反省いたしております。それともう1つ、私、石丸さんに直接関係ないんですが、ある住民の方々の言動がちょっと気になっておりまして、ちょっと方向性が違うのではないかなというように感じた言動もございましたので、しっかりと話をさせていただくというような雰囲気ではなかったような感じを受けております。それだから説明をしないということでは決してございませんが、ちょっと方向性が違うのかなというような住民さんの言動もございましたので、ちょっとこれからそういう部分についても気をつけなくてはいけないのかなという気がいたしております。

ただ、言い訳ばかりになるかも知れませんが、8月の末に議会のほうに考え方を示させていただいて、秋から始めますタウンミーティングの中で住民さんに十分説明をさせていただきますと。こういう話については、十分ご理解いただけるというふうに考えておりますと。というような話をさせていただいたのかなというふうに思っております。ただ、ちょっと時間がたってしまいましたので、その間に住民間でいろんな動きがあったのかなというふうに、私としてはあの結果を見ながら考えておりますけれども、これからしっかりと、とにかく全地域を終わらせていただいて、まず先にそれを終わらせていただいて、それと併せて、疑問点があるわけでございますので、先般、桜ヶ丘でも住民の方々から質問が出ております。その部分についても、改めて検討しながら、お分かりいただけるような、こういうこともこれからしていく必要もございますので、いろんな形で住民の方々には、全ての人にご納得というわけにはまいりませんが、できるだけ多くの方々にこれからの上牧町の姿、それとやっぱ

り教育、保育、それから安全安心、高齢者の生きがい対策、そういうことにつきましても住民の方々にお話をさせていただきたいし、またご質問にも答えていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ありがとうございます。私も桜ヶ丘と片岡台を参加したんですけど、地域差がありますし、特に桜ヶ丘の参加者には、ある方に言われたんですけど、反対派の人ばかりやったみたいなの、そういう反対とか賛成とかそんなんでないんですけど、ちゃんと聞きたいと。できたら第二体育館を残してほしいという意見の方が多かっただけであって、何も反対者の集まりでも何でもなく、町長から説明を聞く、直接町長と懇談するという場ですので、そのスタンスはしっかりしていかなければならないと思っていますところですし、また、ちょっと不適切なやじ的な言葉があったのは、私もあれはよくないなというのはそう思っております。穏やかに話合いができるように、疑問点をしっかり聞き出せるような形にしていきたいと思います。

ただ、気になったのは、あの中で、「私は認定こども園がいいと思います」とか「これがいいと思います」とか、まだ決まったわけではないのに、認定こども園が、進めてほしいと、いいと思いますと、地域の中であることはいいことだというふうに、それは個人のあれかもしれないけれども、それはちょっとどうかな。いいか悪いかというところではなく、聞くところですので、それは今後ちょっと、その点での、ええか悪いかというところではなく、こういう内容ですということを聞くものですから、感想とするぐらいでいいかと思いました。

それで、お聞きをしたいのは、スケジュールの確認ですけれども、8月24日の全員協議会の資料の中に示されています9月議会補正予算後の対応として、現在行われているのは、補正予算が可決された後ですので、実施設計と地質調査が行われているという段階でしょうか。

工事の今後の予定は、この資料どおりでしょうか。工事については、令和6年7月から、くいを抜く工事で、令和6年10月から校舎の工事、約15か月というふうになっております。一連、出された資料どおりでしょうか。その後は、令和7年10月からは第二町民体育館解体設計が9か月にわたって行われる。令和8年10月から第二町民体育館解体工事が半年間にわたって行われるというスケジュールの案が出されています。第二町民体育館の機能移転に際しては、住民への周知を徹底し、移転後に解体着手することを想定していますということですが、こういうふうな説明書きがありましたけれども、この予定で今進められようとしていますか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員おっしゃっていただいたような、この前お示しをさせていただいた予定どおり現在粛々と進んでいるところでございます。現在、上牧小学校においては地質の調査に業者に入らせていただいております。それと並行して実施設計のほうについても鋭意進めているという状況でございまして、以下の日程については、先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 財政支援を受けるための国への申請は11月中にということが説明ありましたが、それはもう終わっているんですか。第二町民体育館が解体、施設の面積を削減するという計画での申請は終わっているということですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今現在、県のほうから日程等が参りまして、申請に向けて事務を進めているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 第二町民体育館解体というのが想定で予算を組まれていますね。ですけど、その内容で進めていっても十分機能の移転ができないというのであれば、第二町民体育館の解体はできませんよね。そしたら、減らす施設をほかに探さなければならないということにはなりませんか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今おっしゃっていただきました機能移転という部分でございますが、現状、以前から説明させていただいているように、体育施設の分を第二中学校の空いた体育館に移すということでございまして、一部、コミュニティー施設の分につきましては、新しい認定こども園の中の複合化という施設の中に移したいということで説明をさせていただいているところでございます。ただ、そういった部分につきましては、今おっしゃっていただいたとおり、解体後の機能移転がすぐにできるのかという部分につきましては、少し地元の方々にご協力を頂きながら、一定期間、老人憩の家であったり桜ヶ丘公民館等々の施設をご利用いただきながら、ご理解、ご協力いただきながらさせていただきたいと思っております。今はございますが、今のところ、起債の申請におきましては、中学校の実施設計等々の費用を計上させていただくものでございまして、それに施設の個別施設計画をつけて出すというふうになっておりますので、その中で少しそういう施設の集約化ということで文言を入れさ

せていただいて申請させていただく予定をしております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） そしたら、具体的にお聞きをしますけれども、第二町民体育館を廃止するための条例というのを議会に提出されますよね。それはいつ頃を予定されていますか。このままいくのであれば。解体ぎりぎりではないですよ。町長は、解体まで施設は使えますという説明です。今後3年間は今までどおり第二体育館は使っていただいてもいいですよ。その後は、新しく建てる認定こども園に併設する施設でコミュニティーの部分や、また軽いスポーツ、卓球等はそちらで使っていただけるようにということなんですけれども、第二体育館を廃止、残してほしいですよ。本当に機能移転できないという観点からしますと、ちょっと場所を考え直すというのも1つだと思います。体育館が1つ増えて一番喜ばれるのは利用されている方であったり、また、第二中学校の体育館が使えれば、車で容易に行くことができます。付近の住民の方ではまたいろんな意見があるかのようにもお聞きをしましたけれども、体育施設が増えるということはいいことですが、地域の住民の方の協力も要りますけれども、体育館廃止条例を提案されてくると思います、このままいけばね。いつ頃をめどに考えておられますか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 第二体育館の解体については、まだ2年程度の猶予がございます。その部分につきましても、現状、体育館の設置条例の中で、第一町民体育館、第二町民体育館併せて規定をしておりますので、廃止になれば、当該条例の改正により第二体育館に係る設置根拠を削除するという改正が必要となってくると思っております。この過渡期というか移行期におきましては、まだ使っていただける範囲については使っていただくという形を考えておりますので、その部分については、解体の途中になるのか、その辺については、適切な時期に条例改正の対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 条例の改正はできて、施行日をいつからというふうにもありますので、前もってするということもありますよね。その時期は、第二町民体育館解体の設計であったり工事が始まるような時期という理解でいいんですか。令和7年の10月とか令和8年の10月とか、そのような先ですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、第二体育館の条例改正の話でございますが、第二体育館につき

ましては、今ある第二中学校の体育館への機能移転ということになりますので、所在地が変わるというような条例改正になるのかなと思っているところでございまして、それと、今言うているように、適宜今から実施設計、工事費等の費用が出てまいりますので、その過程の中で、速やかに、時期等が分かり次第、そういったことについても十分周知を住民の方々にもしていきたいし、議会のほうにも条例改正も上げていきたいと思っているところでございます。現状、遅くとも令和8年4月から今のところ上牧中学校の新しい校舎に移転ということで、第二中学校がなくなるということでございますので、速やかに令和8年4月から機能移転ができるのかどうかということも少し、準備期間等の必要なこともありますので、十分その辺は精査をさせていただきまして、分かり次第また住民の方々、議会等にご説明させていただきながら、条例改正もしていきたいと考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 第二体育館廃止が前提となった中学校の建設なんですけれども、町長が言われるように、スポーツ部門であったりコミュニティー部分の施設が機能移転しっかりされるまで、それが完成しないと本当に機能が移転するかどうか分かりませんので、まだ建物も何もありませんし、使われ方についても分かりませんので、やはりそれまでは第二体育館を存続させるべきだと思います。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 第二体育館の存続という部分でございますが、あくまでも、今回、公適債というのを利用させていただく中で、今現状、第二体育館のほうを解体ということで進めている予定でございますので、これにつきましては、令和8年度中に着手をしないとその起債が借りれなくなりますので、そういうこともございますので、令和8年のいつからかということは現状ははっきりと説明はできませんが、速やかに、整い次第、令和8年度中には実施したいというふうには考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 面積が多くなったという辺りから、住民の方も大変不信に思われているんです。何でそんなことになっているんやと。それで、その影響が第二町民体育館のほうに及んできているということで、本来なら学校の施設で面積を縮小するべきであるので、この解決策は、第二中学校の面積で解決をしてほしいというのが多くの町民の方の気持ちです。意見もそうです。そのためにいろんな施設をまた新たに建てますということで、地元の桜ヶ丘地域の方の中には、老人憩の家が新しくなるからいいやないのみたいな、個別のところでは

いいとか悪いとかいうふうになってますけど、そういう問題ではありませんので、やはりその辺のところはきっちり住民が理解できるように、本当に削減する、廃止をする部分、もっとほかにはないのかということも含めて、一旦こういう形で申請をしても、後から変更はできないんですか。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現状そういう形では出させていただいておりますが、変更できないか、できるかというご質問でしたら、回答としては、できるという回答になります。

今、できるというお答えをさせていただきましたが、今の考え方といたしましては、何度も申し上げて申し訳ございませんが、第二体育館を解体させていただくという考えで進めていく予定をしております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 町の考え方は分かりました。ずっと変わってないということですが、これでは住民は納得をしません。本当に全く理解できないと思います。一番よく使われている施設をわざわざ解体すると、それこそもったいないではないですかというのを言われますもん。耐震の工事もしました。6年か7年たってますので、十分使える施設で、ほかにもっと、あまり使われてない施設であったり古い施設を解体、廃止するのだったら分かるけどもということでは、常識で考えてもそうだと思いますので、この辺はしっかり住民の意見を聞いていただきたいと思います。最終的には変更も可能であるということでは分かりました。お聞きをしておきます。

○議長（遠山健太郎） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先ほど、私のほうで少し解体というふうなお話をさせていただきましたが、あくまでも機能移転という中で公適債を借りれるという条件がございますので、そういったことから総合的に、機能移転ができる施設ということで第二体育館を選ばさせていただいたということなんで、これは何度も説明をさせていただいておりますが、今、石丸議員おっしゃっていただくとおり、面積の問題でということでは第二中学校を解体等をすればというようなご意見等も頂いておりますが、町といたしまして、総合的に考えさせていただきまして、現状、第二中学校につきましては、大規模災害等々の避難所施設というようなことでも一部ございまして、そこを減らすと、その代わりの面積をどこにつくるんだというようなことになることもございまして、最終的には、何度も説明をさせていただきますが、機能移転をできる中で、第二体育館を選ばさせていただいたということでございますので、そこは

何度も申し上げて申し訳ございませんが、そういうことでご理解を頂きたいと思います。

それと、先ほど少し面積等についてのお話もございましたが、現状、担当部長から少し、以前からもお話をさせていただいているかと思うんですけど、現状の新しい中学校を建てるに当たって、やっぱり教育環境の場というのは大切な部分でございますので、そういったこともございまして、2校が1校になるわけでございますので、やはり面積的には増えてしまうのかなというふうには考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ちょっと時間が押してきましたので、ありがとうございます。お聞きをしておきます。

では、最後の冠水対策を、ちょっと時間がなくなりましたが、よろしく願いいたします。既に予算化されていたり調査されているというのを資料でいろいろ見させていただきましたが、説明をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、まず1つ目の第二小学校裏の県道沿いの水路についてお答えさせていただきたいと思います。

本年度におきましては、当該箇所における水路の基礎調査業務を進めております。ですので、流域面積の調査、今年度の9月の実績降雨による流出量を算出させていただきまして、水路改修案を今検討しておるところでございます。そして、令和6年度につきましては、基礎調査業務の結果を基に詳細設計業務を実施するという予定でございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） となると、具体的な工事はまだ、令和7年以降ということになりますね。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） そのとおりでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） では、次の2つ目、お願いいたします。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 服部台明星線と下牧高田線の交差点における冠水対策というところでございます。これにつきましては、水路の流末、滝川でございますが、そこに流れ込む雨水の量の把握をするため、流域全体の雨水の流れについて現地調査を行い、まず現状を把握する必要があるというふう考えておるところでございます。その後、調査結果を受

けて流量計算等を検討し、近年の集中豪雨の影響を踏まえた冠水対策を計画させていただきまして、流入する雨水を効率的に排出していくための施設整備を行っていきたいと考えているところでございます。

結果的に、集中豪雨、滝川が増水した際に、水路となる滝川への放流口の位置により滝川の水位が高くなり、水路からの排出を阻害することが主な原因であるというのはある程度現場のほうでつかんでおるというところございまして、これにつきまして、奈良県に対して、滝川の河床の土砂浚渫を引き続き要望していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ありがとうございます。最終的に工事完了というのはまだ分かりませんか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） まだ分かりません。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） 最後ちょっと急いだ形で申し訳ありません。十分ご用意していただいたところ、しっかり再質問でお聞きできず、失礼いたしました。ありがとうございます。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、1番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は14時15分とします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

————— ◇ —————

◇木 内 利 雄

○議長（遠山健太郎） 次に、11番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

(1 1 番 木内利雄 登壇)

○ 1 1 番(木内利雄) 11番、木内利雄でございます。議長より指名、許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、質問事項は、1点目が共生社会の実現を推進するための認知症基本法について。2点目は、不登校の諸課題について。3点目は、上水道の漏水対策についてでございます。以上3点についてであり、それぞれお伺いをいたします。

それでは早速ですが、1点目の共生社会の実現を推進するための認知症基本法についてお伺いをいたします。なお、同法については、以下では認知症基本法とさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

2025年には約675万人になると予測されている認知症。国としてどのように向き合っていくのか。6月14日、それを定めた認知症基本法が参議院で可決成立いたしました。同法第13条では、市町村は基本計画を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないと明記されていますが、上牧町においては、認知症施策推進計画を策定されるのか否かについて、まず答弁を求めます。

次に、不登校の課題についてお伺いをいたします。

文部科学省は10月4日、令和4年度児童、生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果を公表しました。調査結果によると、小・中学校における不登校児童、生徒数は29万9,048人であり、前年度から5万4,108人増加し、過去最高となったところでございます。在籍児童、生徒数に占める不登校児童、生徒の割合は3.2%となっています。これらの数字から見ると、年間30日以上欠席する子どもがクラスに1人はいる計算になります。2017年施行の教育機会確保法で、学校以外での多様な学びが認められ、無理に学校に行かなくてもいいという認識が社会に浸透したことが背景にあるのだろうと識者は見ておられます。

また、奈良県においても不登校は増加傾向が続き、小学校では1,145人で前年度より132人の増加、中学校では2,229人で前年度より241人の増加で、小・中学校とも過去最多となったと報道されています。

そこで、まずは上牧町立小・中学校の現状についてお伺いをいたします。具体的には、小学校と中学校の不登校人数について答弁を求めるものでございます。

次に、不登校の子どもたちへの対応についてお伺いをいたします。

各学校や教育委員会は、子どもたちがきちんと学んでいるのかどうか目配りをする責任が

あると考えます。よって、どのような対応されているのか、具体的な事例を示しての答弁を求めるものであります。

次に、校内においてフリースクールを設置することを提言するものであり、町当局の見解を求めます。

次に、医療者との連携についてです。以下に紹介するのは、4月28日付NHK東海ウェブニュースのものです。

不登校に悩む子どもを減らそうと、岐阜県美濃市は、今年度から小児科の医師が子どもや保護者からの相談に応じたり教職員に助言したりすることになりました。小・中学校の不登校は全国で急増していますが、美濃市でも増える傾向にあり、昨年度は別教室に登校した生徒も含めて55人と、5年間で2倍近くに増えています。

このため、美濃市は岐阜大学大学院の教授で小児科医の加藤善一郎さんをアドバイザーとして、今年度から新たな対策を始めることとなりました。具体的には、不登校になったり学校での息苦しさを感じたりしている子どもや保護者などからの相談に応じるほか、教職員などへの助言を行います。4月21日には教員向けの研修会が行われ、医師である加藤さんが医学的見地から、不登校の背景には自律神経の不調などが原因で朝起きるのが難しい起立性調節障害や発達障害などもあることや、全員に同じペースで勉強させたりノートの取り方を細かく指定するなどの細かいルールが不登校につながっているケースもあることなどを紹介しました。医師である加藤さんは、教員も学校のルールなどに違和感を感じることもあると思うので、外部の視点でアドバイスをしていきたいと話しています。

以上、NHK東海ウェブニュースを紹介させていただきました。

また、美濃市では、不登校対策事業として、「あんきに行ける学校プロジェクト美濃」を発足させています。ここで言う「あんき」とは、岐阜県でよく使われている言葉で、心配のないこと、また、気楽にのんびりしていることなどの意味でございます。子どもたちはもちろん、教員や保護者もあんきに行ける学校を目指すとしています。

以上のような取組、つまり、小児科の医師らとの連携については、不登校対策にはしごく有効であると提言するものであり、町当局の見解を求めるものでございます。

次に、漏水対策について伺います。これは先ほど申し上げたように、上水道の漏水でございまして、年を取っての老衰ではございません。

近年、私、松里園に住んどるんですが、自宅付近でも数か所の漏水が発生し、補修工事が行われました。そこで、まずは直近3年間の漏水場所と件数及びそれぞれの補修費について、

答弁を求めるものでございます。

質問事項、内容については以上でございます。再質問は質問者席で行わせていただきます。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、認知症施策推進計画を策定されるか否かというところでお答えをさせていただきます。木内議員の通告書どおり、本年6月14日に共生社会の実現を推進するための認知症基本法、いわゆる認知症基本法が参議院において可決成立し、同年6月16日に公布をされているところでございます。この認知症基本法の公布に伴い、同法第13条において、市町村は基本計画を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされ、また、その計画は地域福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、その他の法令の規定による計画であって、認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないとされておるところでございます。

したがいまして、本町といたしましては、既存計画の介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、この計画に認知症施策推進計画を盛り込んだ形で作成をしたいと考えております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 策定されるということでございますが、時期的にはいつ頃を想定されているのでしょうか。私も今年75になりまして、後期高齢者の仲間入りをさせていただいたんですが、これから数年間の間は、認知症の人が少なくなるわけがございません。どんどん増えるわけですね。

ちなみに、「認知症の行方不明者、10年連続の増加。10年前から1.95倍に」、これは、年月は本年の6月22日、朝日新聞のデジタルニュースですが、2022年、要は昨年に、警察へ届出があった認知症の行方不明者は1万8,709人。前年度比で言いますと1,073人が増えておると。統計を取り始めて12年以降、10年連続で増加して、過去最多だったと。警察庁が22日発表した大半は、その後、無事に見つかってはいるが、21年以前に届けられた人も含め、22年、昨年度だけで491人が遺体で見つかっていると。これは届出があつてですから、少なくとも491人で遺体で見つかっているんですが、当然それプラスアルファが遺体で見つかっているんじゃないかなというふうに思います。

そういった状況下でございますので、本町の策定を急ぐところでございますが、いつ頃をめどとして策定されるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今、議員のお話を聞けば、もう一刻も早く策定したい気持ちはございますが、その策定期間につきまして、今現在におきまして、第9期の介護保険事業計画が策定中でございます。策定委員会につきましても、今月の22日に第3回を迎えるに当たり、既に計画書の骨子案というのが出来上がっている状態でございますので、できれば、次の3年後の第10期の介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に盛り込めればと今考えておるところでございます。

それと、現状、国の基本計画というのがまだ策定されていない状況でもございますので、我々といましては、この3年間に十分に有効活用しながら、その間に国の計画も策定されるのかなと見込みつつ、策定されていけば、その国の計画を基本としながら、本町の実情に即した形で、地域住民に対する認知症基本法の理念等の普及啓発、安心安全な地域づくりの推進等を図るとともに、あらゆる年齢の認知症の人や家族などの意見を丁寧に聞いた上で、しっかりとこの3年間に於いて計画策定の準備を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 令和8年度中に策定をされるという考え方でよろしゅうございますか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 令和8年度中に策定をして、計画書は令和9年4月1日から3年間ということになります。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） しっかりと3年間の間で取り組んでいただいて、立派なものに仕上がっていただきたいと思ってます。なお、釈迦に説法で申し訳ないんですが、あくまでもこれは基本法でございまして、上牧町においては、我が町の認知症政策をしっかりとこの3年間の間取り組んでいただきますように求めておきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（遠山健太郎） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 上牧の実情に即した形で、もうしっかりとこの3年間、有効利用させていただきたいと考えております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） しっかりと取り組むように求めておきたいと思います。

次に、教育部長、答弁を頂くんですが、同法の第14条に、国及び地方公共団体は、国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する

正しい理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開その他の必要な施策を講ずるものとするということが第14条に明記されておまして、この辺もしっかりとお取組を、今日、明日の問題じゃなくして、しっかりとお取組をされるよう求めておきますが、よろしゅうございますか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員のほうおっしゃっていただきました認知症基本法第14条に規定をしております町の責務について、回答をさせていただきます。

その中に、学校教育及び社会教育ということに言及がなされております。まず、学校教育におきましては、認知症への正しい理解を目的として、学校内において、関係者のご協力の下、既に取り組をさせていただいたという実例がございます。同基本法の制定を受け、認知症は自身の保護者や祖父母など家族の誰にでも起こり得る身近な問題であることなど、子どもたちの認識を深めた上で、認知症に対する理解の促進に資する学校における取組の充実をさせていきたいと考えております。

一方、社会教育における認知症の人に対する理解の促進を図ることにつきましては、人権教育の1つであるという認識、観点から、人権教育を所管しております社会教育課におきまして、今後の展開の在り方について、人権啓発を所管する住民保健課とも連携し検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 私の身近でも、近所の方もそうですし、大阪の友達もそうですし、やっぱり認知症の家族を持つというのは大変なんですよ。当然周りの理解も要りますし、大阪、みんな難儀してはるというのが現状なんですよ。だけど、これだけは、いつ何どき、部長も私もそういった症状が出ないとも限らない。そういった意味で、先ほど答えていただいた福祉部長も、また教育部長もしっかりとこういった問題に取り組んでいただき、社会があんばいように認知症の人と関わり合いができるようにお取組を頂くように強く求めておきます。ありがとうございます。

では、次の質問。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それではまず、ご質問の本町における不登校児童、生徒の状況について、回答をさせていただきます。

町内小・中学校における欠席の状態が30日以上となっている、いわゆる不登校児童、生徒の数は、令和5年9月末時点で、小学校においては7名、中学校においては21名の合計28名が不登校の状態に至っているというふうに把握しているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） これはさきの、昨日でしたか、も答えていただいて、7名の21の合計28。フリースクールのほうにこの中から通っておるのが、小学校の生徒が2名、中学校の生徒が6名、こういう認識でよろしゅうございますか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのとおりでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） そこで、壇上で申し上げましたんですが、こういった児童、生徒に対して、学校または教育委員会でどういった関わり合いをされておるのか。もしか具体例があれば、二、三示して答弁を頂きたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員が冒頭ご提起いただきましたとおり、学校には、子どもたちがきちんと学んでいるかどうかについて、日々目配りをする責任と義務があるというふうに認識しておるところでございます。一方、教育委員会といたしましては、このことに係る学校での先生方の取組を支援、下支えにより、また教員に過度な負担とならないように十分な配慮が必要であるというふうに考えているところでございます。また、子どもたちへの目配りに関しましては、教育長が町内校園長会などで、教員は高く鋭いアンテナを駆使して子どもたちの日々の要素を把握し、それぞれの子どもに応じた指導につなげてもらいたいといった内容を幾度となく話されており、学校においてもそのことは一定定着しているものと認識をしているところでございます。

また、中学校におきましては、学期に1回、全ての生徒を対象として、先生と担任教員による2者面談を、1週間程度の日を設定し実施しているところでございます。当該面談に際しましては、いわゆる生徒たちの学校での困り事や思いに加え、可能な限りにおいて、学校の様子についても、生徒の感情に配慮する形で傾聴しているという取組をしているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） これは、せんだって、桜ヶ丘のタウンミーティングの折に、町長がそ

ういった子ども、児童、生徒をお持ちの保護者から直接訴えをお聞きになったと。それも部長も同席されたみたいなんですけども、私、この質問をするに当たっては、上牧町がしっかりとしたモデルをつくって、全国からきちっと視察に来ていただいたり、上牧町はこういう、ここまで1人の生徒、子どもを大事にする町なんだということを示していただきたい。それをしっかりと取り組みいただきたいんで、ここでしっかり質問するんで、しっかりとご答弁を頂くよう求めておきたいと思います。

次に、校内フリースクールの設置についてということなんですが、壇上ではさっと流したんですが、もう少し詳しくこの校内においてのフリースクール、これ、何でやねんと。不登校の子が何で校内においてフリースクールやという思いもあると思いますが、若干この新聞を紹介させていただいて、ご理解を賜りたいと思います。

これは本年2023年9月17日の読売新聞の特集みたいなやつでしたね。見出しには、これは前年度のやつですから「不登校24万人」と書いてありますけど、今年度はもう約30万人になっています。若干時間頂いて読ませていただきます。

見出しには「36%が無支援。相談体制を」ということで、この記者は、読売新聞の記者です。学校ができることは何か。横浜市立荏田南中学校、生徒数が636人でヒントを見つけた。学校の廊下を挟んで、職員室の向かい側にカーペット敷きの教室がある。窓際には1人がけのソファ。教室にいろいろ生徒たち向けのサポートルームと呼ばれる、言わば校内フリースクールだ。教科書とノートを開いて自習する子はもちろん、持参した文庫本を読む子、クッションを抱いてソファで寝ている子と、過ごし方は様々だ。

ここの校長も松浦先生という校長でございまして、うちの教育長も同じです。松浦良彦校長（63）によれば、荏田南中には6年前、不登校の生徒が約30人いた。担任教諭が家庭訪問するなどして登校を促しても、教室に戻れる子は少なかった。「いきなり教室へ」ではハードルが高過ぎる。スモールステップとして、校内に居場所があれば登校できるのではないかと松浦校長が語っていると。そういうことで、このサポートルーム、いわゆる校内フリースクールをつくったと。今年度、利用登録をした生徒は約20人。これまでサポートルーム登校を続けて卒業した生徒は全員、高校に進学したという。松浦校長は、学校の魅力を高めて、生徒とのつながりを保つことが最も大切だと訴える。荏田南中学校のサポートルームには市教育委員会が配置する支援員に加え、教員たちが一こま交代で常駐している。サポートルームに顔を見せない生徒には、担任らが家庭訪問もしている。こうした活動を支えるためにも、長時間労働が常態化している学校現場の労働環境改善は欠かせない。

また最後に、中間飛ばしますけど、支援の網の目を細かくして、一人一人に合わせた対応が求められる。もう一度申し上げますよ。支援の網の目を細かくして、一人一人に合わせた対応が求められている。つまり、30人の不登校の子がおれば、理由はもう様々なんですね。十人十色、30人が30人とも不登校の理由が違うというふうに思っているし、また、いろんなものを讀むと、そういうふうにかかれてある。こういった意味で校内フリースクールの設置を求めるものでありますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ただいま議員からご紹介のございました横浜市での取組については、このたびの一般質問の速報に際し議員から資料を頂戴し、認知させていただいたところでございます。この取組につきましては、不登校状態を余儀なくされている児童、生徒の学びの在り方や、そのための居場所に係る選択肢の1つであり、当該児童、生徒の状態やフェーズに応じた形での関わりという観点においては有益なものであると認識しているところでございます。また、本町における不登校児童、生徒の中には、全く学校に行けない子ども、学校には行けるが教室に入れない子ども、学校外の居場所として町が運営しておりますフリースクールに来てくれている子どもたち、それぞれの違った形での不登校の状態が現状あるのかなというふうに認識しておるところでございます。

これらのことから、本町におきましては、基本的に教室に入ることのできない児童、生徒に対して、保健室、会議室、多目的室等への登校、いわゆる別室登校に加え、必要に応じて放課後に登校するというような形での運用を、学校全体として、組織的な取組として一定機能しているものと認識をしているところでございます。このたび議員からのご提案につきましては、本町における既存の取組の発展的かつ拡大バージョンとして捉えておりますので、不登校児童、生徒への対策の1つとして、各校教職員の協力体制や運営の在り方について、今後重点的に検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 確認をしておきますが、去年9月に開校した学校外にあるフリースクール、あれは破棄せよという意味ではございませんよ。あれはあれで機能さす。そやから、いろんな児童、生徒がおって、学校には行きたいけど教室には入りたくない、そういう子は校内の学校内で設置したフリースクールに行ったらいいし、学校へは絶対行きたくないという子は去年9月設置したフリースクールへ行けばいいし、そういった形で、児童、生徒が選択しやすいような、チョイスできる部分を、いろんな選択肢を増やしてあげるのがよろしい

かなという思いで申し上げているので、しっかりと庁舎内で検討され、子どもに対しては何
がいいんだということをしっかり見極めて施策を遂行されるように求めています。

それじゃ、医療者との連携について答弁を求めます。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 不登校の問題につきましては、教員や家庭だけで解決することが難
しいケースも多々ございます。本町におきましても、スクールカウンセラーとの連携や臨床
心理の側面から児童、生徒及び保護者、教員をサポートし、児童、生徒が抱える心の問題の
解消や不登校児童、生徒の減少に取り組んでいるところでございます。

議員ご提案の不登校における医療との連携につきまして、本町の児童、生徒が不登校の状
態に至った背景や原因に医学的な要因が含まれていることは否定ができないものと考えてい
るところでございます。医学的な要因が内在していても、教員がそのことに気づきにくい、
極論すれば、気づくことができないという状況もあるものと認識をしているところでござい
ます。このような状況の下、小児科医師のご理解とご協力の下、不登校になったり学校での
息苦しさを感じたりしている子どもたちや保護者などからの相談に適切に応じていただき、
教職員などへの助言も頂けるなどの体制づくりは大変意義深いものであるというふうに認識
をしているところでございます。また、この取組に関しましては、お願いできる医師の確保
が最も重要であると考えており、町医師会にもご相談をさせていただきながら、本町の不登
校対策におきましても積極的に取り入れていけるよう調査研究をさせていただき、早期の実
現を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 学校の先生が全てあかんとかそういうのじゃなしに、学校の先生は学
校の先生。やはり医学の知識を持ったお医者さんというのの力も借りてやってはええんかな
というふうに思います。しっかりとそれ、お取組を頂くように求めておきたいと。

例えで出ております美濃市のほうでは、こう書いています。教職員が具体的にどう指導を
変えていくか、保護者の意識をどう変えていくのかは課題です。また、今回、自治体の規模
が小さく、これは美濃市のことをおっしゃっているんですが、新規事業が認められにくい中、
市長に、いわゆる美濃市長に、ご理解を頂き、何とか50万円。何とか50万円の予算を認めて
いただきました。お医者様のご協力を頂くには十分な金額だとは思っていません。こうした
課題も踏まえ、成果を出していきたいと考えております。

町長、その場で聞いとつてもうたらええ。50万円では十分でないけども、美濃市は出した

と。上牧町は別に50万、100万出したって傾くわけじゃないなというふうに思っでとるんで、町長、そこはしっかりと、そういうことが総務、教育部長とか教育長のほうで認知されれば、今申し上げているような小児科医との連携、保てるように。そのためには今言うた、50万なんか100万なんか分かりませんが、やっぱり財源が要るわけです。そのところはしっかりとお取組いただくように申し上げておきます。答弁、結構でございます。また捻出してください。

教育部長、そのところしっかりと、先ほど申し上げたように、1人でも正常な形に学校へ戻す。こういったことが大切なんで、そこらをしっかりとお取組を頂くように申し上げておきたいんですが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員おっしゃっていただいたような考えの下、1人でも不登校に至っている子どもたちが救われるということであれば、多角的に今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） これ、私が決めることじゃないんですが、教育長とか教育部長とか課長とか一緒に美濃市へ視察に、そんな遠いところちゃうし、視察に行かれたらいいかなと思います。またそれはあなたたちで考えてください。提案だけはしときます。視察に行つて、現状はどうだったか。ここで見ると、全部が高校へ進学しているわけですから、大したものだなというふうに思っております。答弁結構です。

この項の最後に、教育長、総括的に、私が今訴えさせていただいたことに対して答弁を頂きたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 教育長。

○教育長（松浦教雄） まず、不登校の実情につきましては、今、部長の答弁のとおりでございます。議員お述べのごとく、数年前の24万5,000人に達したときは、専門的な知識を受けられていないお子さんも36.3%、約8万9,000人だとも聞き及んでおります。そこで、今、提供していただきましたこの岐阜県美濃市の資料も私、一読やなしに熟読をさせていただきました。私の知るところでは、近くでは兵庫県の川西市の事例もございます。本町においても、先ほど部長の答弁にもございましたように、私は現職でございましたので、管理職しておりましたので、もう約20年以上も前のことですが、もうかれこれ20年以上前にこれに類似した取組は細々ながらさせていただいてきました。別室、保健室登校、また校長室登校というの

も行いました。事例を挙げますと、近々で言えば上牧中のほっとルームなんていうのもそういう事例に当たるものかなと、そのように認識をいたしております。議員の資料にもございましたように、不登校の要因に挙げられるものとして、学校という空間にそぐわないこと、また、例えば学校のルールや規則的なもの、すなわち隠れ校則みたいなものがございしますので、そういうものにもスポットを当てていかななくてはならないのかなと、そんなように考えております。

起立性調節障害や発達障害、具体的な一歩としては小児科、医療的な見地、アプローチも必要不可欠だと思っております。とりわけ小児科の取組については、私も興味深いところでございます。私個人といたしましては、今、行ってこいと言われましたが、都合のつく限り現地に赴いて、その辺の学びをしっかりとさせていただきたいと、そんなように思っております。配置につきましては、医師会、また専門性や地域性等、人選に当たる協議と時間は一定要するものかなと。すぐさまお医者さんが見つかるというわけにもいきませんし、我々の住んでいるこの上牧町、また北葛城郡と、大きなくくりの中で、どういう専門的な知識を有するお医者さんもおられるのかということもしっかりと研究をさせていただきながら、その人選に当たっていきいたいと、そんなように思っております。

具体的に子どもの状況は、先ほどから議員お述べのごとく、千差万別でございますから、家から一歩も外に出れないお子さん、登校するにもかかわらず教室に入れないお子さん、別室教室に入れるんだが、時間と状況と場所と、様々なその辺の状況に合わなかったら入れないお子さん。これももう個別具体的なことでこれから取り組んでいかななくてはならないのかなと考えております。

議員からは、町の支援と保護者の要望に耳を傾けさせていただき、配置された官民連携のSmile Farmかんまきを十分認めていただいていると認識いたしております。さらなる充実と併せて、不登校の減少を目的とする不登校対策に向けての校内での環境整備、しっかりやれよと。教職員の意識や知識の向上についても、しっかり教育長やれよと、そういうご示唆を頂いたのかな、そんなようにも認識をいたしております。議員にはいつも、常に私、感じておりますが、俯瞰的、大局的な物言いの中でそういうご質問をしていただいているということは私自身の勉強にもなると思っておりますので、感謝いたしております。

以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 恐縮でございます。それじゃ、部長、課長、また教育長、しっかりと

お取組いただいて、近隣の市町村から見れば、上牧町に一遍勉強に行こうと。また、上牧町はすばらしいところなんだと。ほっとたって勉強できる子はいてるんです。だから、そういった環境におる子に対しては、一重も二重も手を差し伸べて、しっかりと立ち直れるようにお取組を頂きますよう、衷心よりお願いを申し上げます。これは結構です。ありがとうございました。

それじゃ次、がらっと課題は変わるけども、漏水対策。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、漏水対策についてお答えさせていただきます。

事前に議員のほうから漏水場所を地図に落とせというところと補修費の一覧表の提出を求められておりまして、漏水場所と件数及び補修費についてなんですけども、件数と補修費について先にご答弁させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、まず直近3年間の漏水における件数につきましては、令和3年度につきましては40件、そして令和4年度につきましては40件、そして令和5年度、10月までですけども、実績として20件、合計100件ございました。補修費につきましては、令和3年度が665万9,125円、そして令和4年度が690万1,400円、そして令和5年10月までが340万8,900円ということで、合計で1,696万9,425円ということになっております。

以上です。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 本来ならば、今ユーチューブ等で見ていただいている方に、どこで漏水したのかモニターに映し出さなかったんですけど、あまりにも細かい地図でございまして、モニターに映し出しても分かっていただけないかなと思って、モニターには映してありませんので、ご了承のほどお願いいたします。それで、要は漏水箇所を令和3年、4年、本年5年の10月まで落とし入れていただいたんです。これは、ささゆり台はもちろんのこと、葛城台も漏水したことはまだ全くないんですよ。これ、葛城台の開発というのはいつ頃あったんでしょうかね。アバウトで結構ですよ。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 正確にはちょっと分かりづらいんですけども、今お聞きするところによりますと、昭和50年前後かなというところがございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） ですから、やっぱり40年、50年たってきたら漏水が発生してくるんか

なというふうに思うんですね。隣におられる方に昼休み中に聞いたら、自分は移ってきてから、葛城台に住んで30年ぐらいですとおっしゃったから。この議員は4丁目やな。4丁目、5丁目は早く開発されてるんで、私の知人も何人かいてるんで、40年ぐらいはたつなというふうに思っとるんですが、ただ、そのぐらいではまだ漏水が一か所も発生してない。ささゆり台なら当然のことですけど、ご苦労いただいて作成していただいた地図を見ると、そういうふうな思いがします。

そこで次にお聞きするんですが、片岡台1丁目、2丁目、3丁目もマーキングがないんですが、これは河合町が漏水の対応をされているのかなと思うんですが、ここはいかがでしょう。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今申されとるとおりでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） そこで次に、日常の点検については、どのようになっているのかなと。

要は、漏水点検みたいなものはどのようにされているのか、どのような感覚でされているのか、やっているのであれば、答弁を頂きたいと思います。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 漏水対策につきましては、令和2年度に服部台地区の友絃会病院前で大きな漏水がありました。これを契機に令和3年度から全域で本管の調査を実施させていただいております。そして、令和4年につきましては地区を選定させていただきまして、令和4年については服部台、滝川台とか、令和5年については葛城台、ささゆり台とかいうところで計画的に漏水調査を実施させていただいて、日頃、漏水対策に努めているというところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） 記憶があるかどうか知りませんが、令和3年度、4年度、5年度で見ますと、3年度の三軒屋の公民館付近で本管のストッパーの工事をされているのが一番金額が大きいかなと。85万3,325円。あとは、少なかったら4万円程度というのが多いんですけども、この三軒屋の公民館付近の本管85万3,325円というのは、どういうふうな工事だったんですか。ご記憶があればおっしゃっていただき、記憶なければ、記憶ないとおっしゃってください。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 記憶にないということで、申し訳ありません。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○１１番（木内利雄） これ年間大体600万から700万程度の補修費がかかっているんですよね。

ほいで、これを少しでも、１件でも少なくするための方策というのは、水道課では何かあるんでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 先ほども申しましたように、漏水調査というところで、計画的にやっぱり調査をしていくべきなのかなというのは考えております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○１１番（木内利雄） 有収率に関しては、このところはどのような推移をされているんでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 令和３年では95.4%、そして令和４年につきましては95.2%となっております。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○１１番（木内利雄） これは全国平均、また類団から見て、今おっしゃった数字はどういうふうな位置をするんでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 類似団体と比べますと、かなりいいほうであるというふうに認識しておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○１１番（木内利雄） 古い管を大規模的に掘り起こして改修するというような計画はいかがでしょうか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） これにつきましても、管路の更新計画というのがございます。これに基づいて計画を今後進めていくというように考えておるところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○１１番（木内利雄） とにかくにも、私、漏水の現場へ、近所ですから、私の斜め前も漏水しておったんで、つい一、二か月前やったと思うんですけど、やっぱり職員も大変なんですよね、突発のことですから。こういった突発的な漏水が１件でも少なくなるようにしっか

りとお取組を頂きたいんですが、よろしゅうございますか。

○議長（遠山健太郎） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今後、計画的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（遠山健太郎） 木内議員。

○11番（木内利雄） それじゃ、もう漏水の件は結構です。

時間ちょっと頂きまして、唐突で申し訳ないんですが、戦争がいかに悲惨なものか、私が再確認するために、これ、1か月ほど前ですね。11月8日の読売新聞です。見出しは「私は明日生きているのか。1日1食、水、電気なし」という見出しがついておりまして、退屈でしょうけど、ご清聴いただきたいなと思います。

いわゆるイスラエル軍の侵攻に伴い、パレスチナ自治区ガザの中心都市から中部ディール・アルバラハに避難している現地の女子高校生のマリア・ケシャウィさん、15歳が空爆下での厳しい生活についてつづった手記を本紙に寄せた。本紙というのは読売新聞のことです。水、電気がない中、1日1食で痩せ細った。「私は明日まで生き延びているのだろうか」と自問する日々とされている。これがリード文です。

次、本文です。本紙の質問に得意の英語で答える手記を書き、携帯電話がつながったときを見計らって数度にわたりメールを送ってくれた。10月13日、家族とともにガザ市から避難し、ディール・アルバラハの2つの部屋のアパートに親戚の3家族と身を寄せた。冷たい食事しか口にしていない。電気やガスはなく、パスタやスープなど温かい食事にはありつけていない。11月6日に口にした1度きりの食事は、家族が5時間ほど並んで買った丸く平べったいパン1つ、トマト、キュウリ、タマネギを挟んだものだった。断水のため、シャワーを浴びることもできない。

少し飛ばしますよ。生きることができるのか死ぬのか考えるのが疲れた。早く戦争が終わってほしいと願っている。

というふうな現地の高校生の手記でございまして、無力ではございますが、こういった子どもたちが笑顔で温かい食事ができるように私は祈っておるところでございまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山健太郎） 以上で、11番、木内議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○議長（遠山健太郎） 本日はこれで散会いたします。どうも皆様、お疲れさまでした。

散会 午後 3時10分

令和5年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和5年12月12日（火）午前10時開議

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第 2 号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議第 3 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 5 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議第 6 号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第 9 号 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第10号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議第11号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第12号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第14号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について
- 第14 議第20号 2トンリサイクルカー購入契約の締結について
- 第15 文教厚生委員長報告について
- 第16 議第 1 号 上牧町手話言語条例の制定について

- 第 17 議第 13 号 上牧町文化センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議第 15 号 令和 5 年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について
- 第 19 議第 16 号 令和 5 年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
- 第 20 議第 17 号 令和 5 年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について
- 第 21 議第 18 号 令和 5 年度上牧町水道事業会計補正予算（第 1 回）について
- 第 22 議第 19 号 令和 5 年度上牧町下水道事業会計補正予算（第 2 回）について
- 第 23 議第 21 号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議第 22 号 令和 5 年度上牧町一般会計補正予算（第 6 回）について
- 第 25 意見書案第 1 号 「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書（案）

本日の会議に付した事件

第 1 から第 25 まで議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	石丸典子	２番	氏原賢一
３番	竹中亮造	４番	安中和
５番	東初子	６番	上村哲也
７番	竹之内剛	８番	牧浦秀俊
９番	服部公英	１０番	康村昌史
１１番	木内利雄	１２番	遠山健太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	住民保険課長	和田暁
福祉課長	俵本大輔	こども未来課長	寺口万佐代

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（遠山健太郎） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（遠山健太郎） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎総務建設委員長報告について

○議長（遠山健太郎） 日程第1、総務建設委員長報告について。

上村委員長、報告願います。

上村委員長。

（総務建設委員長 上村哲也 登壇）

○総務建設委員長（上村哲也） 皆様、おはようございます。総務建設委員長の6番、上村哲也です。総務建設委員会の報告をさせていただきます。

去る12月1日の本会議において総務建設委員会に付託されました町長提出議案は13議案で、次のとおりであります。議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、議第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第5号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第7号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議第9号 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第

10号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、議第11号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、議第12号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について、議第14号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について、議第20号 2トンリサイクルカー購入契約の締結について、以上の13議案については、12月4日、全委員出席の下、総務建設委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。結果、さきの13議案は可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、各委員からの議案に関する主たる質疑は以下のとおりです。

議第10号 上牧町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

問い。今回の改正条例の附則には、この条例は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行日より施行とある。同法の施行日は公布の日、令和5年6月9日から1年3か月以内あるいは一部規定で1年6か月以内の施行とあるが、本条例の施行日はどちらを採用する予定なのか。答え。同法の公布の日である令和5年6月9日から1年3か月以内の施行を予定している。

次に、議第11号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について。

問い。改正の内容について詳しい説明を。答え。令和5年5月19日に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行される。今回の改正は、国が定める基本的な方針及び県が定める基本的計画の記載事項の拡充や情報交換及び支援内容の協議会に関する規定の創設等の措置を講ずるとともに、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令期間の延期等の保護命令制度の拡充等の措置を講ずるもの。

議第12号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について。

問い。今回の法改正は、特定空家等に対する措置が追加されたが、空き地に対しても適用されるか。答え。適用される。問い。この条例の改正に伴い、上牧町で策定されている上牧町空き家等対策計画についての見直しやブラッシュアップの計画はあるか。答え。上牧町空き家等対策計画では、令和4年から令和13年の10か年計画となっているが、社会情勢や諸条

件に変化があった場合は適宜見直しを図ることになっている。国から改正された基本方針及びガイドラインが示された後、計画の変更について検討していきたいと考えている。

次に、議第14号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第5回）について。

歳入から。

公共交通基本計画推進支援事業について。問い。補助金572万5,000円についての説明を。

答え。令和5年度公共交通基本計画推進支援事業追加公募に事業計画書を提出し、事業採択となった。問い。バス停上屋設置工事の予定は。答え。令和6年1月以降である。

次に、歳出であります。

財産管理費の負担金補助及び交付金より。問い。ささゆりルーム移設について説明を。答え。移設事業費負担金は1,155万円で、契約期間は2034年3月31日まで。賃借料は今までどおり無料となる。現在よりも狭くなるが、所管課と調整を取りながら進めていく。移転先工事完了後、現状の備品等を搬入する。

次に、森林環境税の創設に伴うシステム改修委託料について。問い。森林環境税の創設について伺う。答え。森林環境税は、地球温暖化防止等の観点から、市町村や都道府県が実施する森林環境整備等の財源を安定的に確保する趣旨で、国内に移住する住民に対し課されるものである。問い。国税の創設に伴うシステム改修にもかかわらず、一般財源による支出になっているが、財源の補填はあるか。答え。システム改修の財源については一般財源での支出となっているが、当該費用については令和5年度の普通交付税で措置されている。問い。上牧町としての森林環境譲与税を活用した取組について方針を伺う。答え。上牧町としての取組については、国が示している優先事項の1つとして意向調査を計画的に実施していきたいと考えており、その他、森林に関する事業についても、森林環境譲与税を活用して推進できるか、関係各課と十分検討して進めていきたい。問い。片岡城址、奈良セブンの森、陽楽の森等について、積極的な攻めの事業展開をしてほしいがどうか。答え。具体的な取組の検討はしていないが、当課だけでなく、片岡城址を担当している担当課とも協議をし、検討していきたいと考えている。

次に、重度心身障害者（障害児）福祉タクシー助成事業費より。問い。福祉タクシー券の印刷製本費が令和5年度の増刷分の単価と令和6年度分では単価に大きな差があるが、担当課で工夫されるように求める。答え。業者とは価格の折衝をしたが、令和5年度分と令和6年度分では冊数に差があり、補正予算資料に示した単価となったものである。

次に、塵芥処理費の職員人件費の減額について。問い。減額理由について伺う。答え。職

員1名の退職による減額である。問い。人間的な体制は大丈夫か。答え。今のところ、所管の部署から聞いていないが、もし話があれば対応していきたい。

次に、塵芥処理費の塵芥焼却場跡地表層調査業務委託料について。問い。約50センチの表層調査とあるが、昔はアスベスト等有害物質を燃やしていたので、次の段階の深度調査をしたほうが費用の節約になると思うが。答え。深度調査は10メートルのボーリング等経費がかかるので、土壤汚染対策法に基づいた表層調査を行う。

次に、塵芥車両購入費について。問い。契約に伴う議会の議決、予算、入札等の経緯の説明を。答え。令和3年10月、令和4年1月、4月と、いずれも物価高騰などの社会情勢により入札不調に終わり、規定により随意契約とし、入札契約審査会の承認も得た上で令和4年6月の定例会において契約の承認を頂いたもので、このたび、令和6年3月までの納車が見込めることになったことから、今回、補正予算を計上することとなった。

次に、農業用施設管理補修工事について。問い。今回、補修工事となった説明を。答え。池の隣接の方から漏水の連絡があり、補修工事ができる期間が限られているため、早急に工事が必要となり、今回の補正となった。

最後に、議第20号 2トンリサイクルカー購入契約の締結について。

問い。今回の2トンリサイクルカーの購入で、今まで使用してきた既存車の処分はどのように考えているか。答え。売却する方向で考えている。問い。財産売却収入を積極的に推進するという観点から、とても評価のできる策の1つだが、売却する予定の車の状態は。答え。エンジンの不調もあり、修繕するには多額の費用がかかる状態である。

以上が、総務建設委員会に付託された13議案についての審議経過要旨であります。

以上をもちまして総務建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（遠山健太郎） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第2、議第2号 上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第3、議第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第４号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第４、議第４号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第５号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第５、議第５号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第6、議第6号 上牧町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第 7 号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第 7、議第 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第 8 号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第 8、議第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第９号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第９、議第９号 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第１０号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第10、議第10号 上牧町行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第11、議第11号 上牧町営住宅条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第12、議第12号 上牧町空き家等及び空き地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第14号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第13、議第14号 令和5年度上牧町一般会計補正予算(第5回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第20号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第14、議第20号 2トンリサイクルカー購入契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（遠山健太郎） 日程第15、文教厚生委員長報告について。

牧浦委員長、報告願います。

牧浦委員長。

（文教厚生委員長 牧浦秀俊 登壇）

○文教厚生委員長（牧浦秀俊） 改めまして、皆様、おはようございます。文教厚生委員長の牧浦秀俊です。文教厚生委員会の報告を行います。

当委員会に付託されましたのは、議第1号 上牧町手話言語条例の制定について、議第13号 上牧町文化センター設置条例の一部を改正する条例について、議第15号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第16号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、議第17号 令和5年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議第18号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、議第19号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）について、以上7議案については、12月5日午前10時から、全委員の出席の下、全議案を慎重審議し、採決の結果、全議案について異議なく可決するべきものと決定いたしました。

次に、各委員からの議案の主たる質疑を報告いたします。

議第1号 上牧町手話言語条例の制定について。

問い。条例制定の経緯について。答え。上牧町聴覚障害者協会より条例についての勉強会開催の要望があり、令和4年1月に奈良県障害福祉から講師を招き、県条例や条例制定後の他市町村の取組などについて講演があった。その翌月に、上牧町聴覚障害者協会より正式に、上牧町において手話言語条例を制定してほしいとの要望の提出があった。この条例については、上牧町聴覚障害者協会の皆様と共同でつくり上げていくことが大切と考えていたので、当事者の皆様や関係機関の皆様に参画いただき、ワークショップを令和4年11月から令和5年11月まで計5回開催し、条文や制定後に想定される取組など議論を重ね、令和5年7月からパブリックコメントを実施し、貴重な意見を頂きました。このような経緯を経て、今回の上程となりました。問い。条例制定後の住民への周知、学校教育についてはどのように考え

ているのか。答え。町民への周知については、内容を分かりやすくしたパンフレットの配布を予定している。学校の児童、生徒については、手話が言語であることを知る、手話に接する機会を持つことは大変重要であると認識しているので、学校や各関係機関と協議、協力を仰ぎながら、聴覚障害者支援機関に支援いただきながら啓発活動に努めていきたい。問い。手話に関わり、ろうの方々の様子も理解できる中、いろいろな文章やチラシ等を理解することが難しい方がおられます。条例ができたことにより、今からがスタートなので、そういった方々への気配り、対応をお願いします。答え。そのことについては、いつも感じていることで、分からないこと、手紙等々で、いつでも窓口に来ていただければ丁寧に対応する。問い。広く周知するために、パンフレットを各家庭に入れるのであれば、そのパンフレットにスマートフォンの手話アプリのQRコードの紹介をしていただきたい。そのアプリは、有料と無料があるが、今後は有料アプリの補助も考えていただきたいが、いかがなものか。答え。パンフレットの内容、手話の啓発に関わる施策等についても、第6条の3項で聴覚障害者、手話サークルの方々と協議しながら、よりよい施策をと考えている。この提案についても、協議の場で検討したい。

続きまして、議第13号 上牧町文化センター設置条例の一部を改正する条例について。

従来、町の主催事業を関係各課がペガサスホールを利用して行った場合の使用料支払いについては、受け取りと支払いがあるものとする会計処理がなされてきました。しかし、実際はここに現金の移動はなく、会計処理上だけの表記になっていました。条例改正により、使用料支払いを免除対応することで会計処理の簡素化が進むことや、ペガサスフェスタなどのイベントに実際にかかった費用がより見えやすくなりました。上牧町文化センター以外の施設、2000年会館等も同様の改正をするのか。答え。上牧町文化センター以外の施設に関しては、既に免除規定が設けられています。

議第15号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について。

職員人件費について。職員人件費が減額されている要因は。答え。人事院勧告に伴う増額分と一般職の職員1名の退職による減額である。

印刷製本費について。問い。印刷製本費が当初予算6万1,000円に対して5万円の増額の要因は。答え。国民健康保険税納付書の印刷代である。特別徴収から普通徴収に変わる人が増加している。対象者は200人であるが、納付者は来年度も使えるので、1万枚印刷する。問い。一定の年金がある人は介護保険料や国保税は年金から天引きされるのか特別徴収である。年金額に対して保険料の負担が大きくなっていると理解するがどうか。答え。そのとおりであ

る。

続きまして、出産育児一時金について。問い。出産育児一時金が350万円増額となりましたが、どのような傾向か。答え。ここ数年は年間で10件であったが、令和5年度は7件増える見込みである。

議第17号 令和5年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について。

電子計算費について。問い。電子計算費429万円の増額対応は。答え。介護報酬改定などが令和6年3月に実施予定のため、電算機のシステム改修を行う。

通所訪問サービス事業について。委託料7万円の増額内容は。答え。郁慈会へ委託しているほほえみデイサービスの増加である。

議第19号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第2回）について。

収益的支出に関して。問い。公用車修繕費40万と損害賠償金17万8,000円が計上されていたが、説明を。答え。12月議会の初日に専決処分を報告した公用車の接触事故に対する支出である。問い。消費税及び地方税の増額補正の要因は。答え。打切り決算後の令和5年2月と3月分の計上をしていなかったためである。

以上、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（遠山健太郎） 委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時38分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

皆さん、おはようございます。今日はありがとうございます。

————— ◇ —————

◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第16、議第1号 上牧町手話言語条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

○議長（遠山健太郎） それでは再開します。

————— ◇ —————

◎議第13号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第17、議第13号 上牧町文化センター設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第15号の質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第18、議第15号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第１６号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第19、議第16号 令和５年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第１７号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第20、議第17号 令和５年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第２回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第18号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第21、議第18号 令和5年度上牧町水道事業会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第19号の質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第22、議第19号 令和5年度上牧町下水道事業会計補正予算（第

2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(遠山健太郎) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

————— ◇ —————

◎議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(遠山健太郎) 日程第23、議第21号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(森本朋人) 議第21号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については別紙のとおりである。

令和5年12月12日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(遠山健太郎) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長(山下純司) 議第21号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の上牧町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、全世代対応型の持続可能な

社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び法改正に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、令和6年1月から、国民健康保険の出産被保険者に係る産前産後期間の所得税保険税及び被保険者均等割保険税の軽減措置が講じられることとなりました。これに伴い、地方税法の一部が改正されるため、上牧町国民健康保険税条例の必要の改正を行うものでございます。

それでは、今回の改正内容についてご説明いたします。

第23条第3項につきましては、各号の区分に応じ、産前産後期間に係る所得税所得割額及び被保険者均等割額の減額について規定を追加するものでございます。

第24条の3につきましては、産前産後期間の減額に係る届出について規定を追加するものでございます。

附則では、第1項で施行期日を令和6年1月1日から施行するものとしております。第2項では、適用区分を規定しております。

以上が上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第24、議第22号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第6回）

について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（森本朋人）** 議第22号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について。

令和5年度上牧町一般会計補正予算（第6回）については、別紙のとおりである。

令和5年12月12日提出 上牧町長 今中富夫。

○**議長（遠山健太郎）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○**総務部長（中川恵友）** 議第22号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について説明いたします。

補正予算（第6回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,442万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億7,956万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、国において、デフレ完全脱却のための総合経済対策に低所得者世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、重点支援地方交付金が計上され、令和5年11月29日に令和5年度補正予算が成立したこと、また重点支援地方交付金を活用した支援については、国より、年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていただきたいとの通知があったことを踏まえ、令和5年度上牧町一般会計補正予算（第6回）を計上するものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細で、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

説明書4、5ページ、款国庫支出金、目総務費国庫補助金、説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億6,430万1,000円のうち、4,809万8,000円につきましては、説明書6、7ページ、款総務費、目地方創生臨時交付金事業の財源として、残りの2億1,620万3,000円につきましては、同じく6、7ページ、款民生費、目電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金給付事業費の財源として補正計上しております。

4、5ページに戻りまして、款繰入金、目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正の調整額として12万8,000円取り崩すものでございます。補正後の基金残高は9億2,353万1,000円となっております。

次に、歳出、6、7ページ、款総務費、目地方創生臨時交付金事業費、説明欄、物価高騰対応子育て世帯支援事業費4,251万3,000円につきましては、物価高騰に直面する子育て世帯の負担軽減を目的として、中学生以下の児童1人につき2万円を、児童を養育する保護者に給付金を給付する事業費を。同じく、説明欄、私立保育所物価高騰対策支援事業費571万3,000円につきましては、光熱水費、食材原料費等の高騰による利用者の負担の増加を抑制し、私立保育所の継続的、安定的な運営を図るため、私立保育所3園に物価高騰対策支援事業費補助金を交付するための事業費を計上しております。

款民生費、目電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金給付事業費2億1,620万3,000円につきましては、物価高騰対策のため、重点支援地方交付金の低所得者世帯支援枠を追加的に拡大されたことにより、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯への経済的支援として、対象世帯に対して、一世帯当たり7万円を支給するための事業費を計上しております。

以上、補正予算の概要を説明させていただきました。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠山健太郎） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○1番（石丸典子） 1番、石丸典子です。

今回、追加議案で一般会計の補正予算（第6回）が行われましたけれども、これは、今説明がありましたけれども、国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで、この額が全額で約2億6,000万円確定したというものです。歳出のほうで説明いただいておりますけれども、歳出の6、7ページについては、まず物価高騰の子育て支援云々とありますが、この交付金の中には、1世帯7万円の低所得者支援と、そのほかには推奨事業というのがあります。その事業が4,800万円ということで、主に総務費のところで書かれていますし、低所得者世帯支援については、1世帯7万円というのは全国どこでもということで、上牧町でもこの額が約2億1,600万円ということで、町で検討された推奨事業が中学生以下の子どもさん1人2万円ということで、これは生活者支援という中のメニューから選ばれていると思います。この支援の推奨事業の中には事業者支援というのもありますね。それが、私立の保育所に対する賄い費とか、そういうところで一定の支援をするということですが、こういうふうな割合にされた、検討された内容ですね。私はかねてから、学校給食費、幼稚園の給食費等の支援等に充てているところもあるんですけども、これ、中学生以下と

ということになりますと、給食費補助に値するような年代層を含みますけれども、このような割合に検討された説明をお願いいたします。

○議長（遠山健太郎） こども未来課長。

○こども未来課長（寺口万佐代） まず、物価高騰対応子育て世帯支援事業費につきましては、物価高騰の影響は、高校生や大学生のほか、ほかの方も受けておりますが、町独自の事業として、義務教育である中学生以下までを対象といたしました。

それから、その下の部分、私立保育所物価高騰対策支援事業費につきましては、光熱費、食材料費の高騰により利用者負担の増加を抑制し、私立保育所の継続的、安定的な運営を図るためというところで、物価高騰対策支援事業費の補助をするものです。こちらのほう、私立の保育所3園を対象といたしております。ほかにも、保育所3園、幼稚園1園、それから認可外保育施設2園がありますけれども、こちらのほうは奈良県が物価高騰対策支援を実施しておりますので、私立の保育所にはこれまで補助金というのが支給されておりましたので、今回、こちらの私立保育所3園に対して、光熱費、定員1人当たり7,000円、それから、食材料費は平均在籍児童1人当たり9,000円ということで補助をいたすことといたしております。

○議長（遠山健太郎） 石丸議員。

○1番（石丸典子） ありがとうございます。物価高騰の対応ということで、一定の対応なんですけど、なかなかこれだけでは日々の生活が本当に大変になってきておりますので、今後、来年度においては介護保険の改定もありますし、また国民健康保険税も改定が行われますので、この対象者以外のところでも、生活に影響があつて大変になると思います。この件はお伺いしておきます。

以上です。

○議長（遠山健太郎） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠山健太郎） 日程第25、意見書案第1号 「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（森本朋人） 意見書案第1号。

令和5年12月12日 上牧町議会議長 遠山健太郎殿。

提出者 上牧町議会議員 木内利雄。

賛成者 石丸典子、氏原賢一、竹中亮造、安中 和、東 初子、上村哲也、竹之内剛、牧浦秀俊、服部公英、康村昌史、遠山健太郎。

「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（遠山健太郎） 朗読が終わりましたので、趣旨弁明を求めます。

木内議員。

○11番（木内利雄） 11番、木内利雄でございます。「新西和医療センター」の機能充実等に関する意見書（案）を提出させていただきます。

なお、同意見書につきましては、意見書案の朗読をもって趣旨説明と代えさせていただきますので、ご了解のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、意見書の朗読をさせていただきます。

令和5年12月1日、西和医療センターの移転・再整備に関する西和7町の説明会が開かれ、その候補地としてJR法隆寺駅南側地区（斑鳩町）が示されました。西和医療センターは、昭和54年4月の開院以来、40年以上の長きにわたり、西和地域の中核病院、また地域住民が最も頼りとする身近な総合病院として、救急医療を含めた地域医療を担い、安心できる医療体制を提供していただきました。

さて、国ではこども家庭庁が令和5年4月に発足し、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、子ども施策の基本的な方針や重要事項等を定めるこども大綱が示される予定です。国

の施策の充実等により、子育て世帯の増加が期待されますが、この西和地域には分娩が可能な施設は1診療所と1助産院のみであり、慣れ親しんだ場所や住まいの近くで子どもを産むことができない状況であることから、安全に安心して妊娠、出産と子育てができる医療体制が望まれます。

また、医療のデジタルトランスフォーメーション推進に当たり、オンライン資格認定システムのネットワークを拡充することで、医療機関や薬局、介護事業所、自治体、保険者等の間で保健、医療、介護の情報を共有する全国医療情報プラットフォームを国において構築中であり、令和8年度から全国的に運用開始を予定されています。

そこで、地域医療を担う新病院の設置に当たり、広く快適な環境の下、治療を受けることができる環境整備を図ることはもちろんのこと、特に下記の機能充実等を図るべく、新西和医療センター整備基本計画へ反映されることを強く要望します。

記。

- 1、分娩を含む周産期医療体制の一体的整備。
- 2、小児二次救急体制の充実。
- 3、医療・介護のオンラインによる情報連携をはじめとした地域包括ケアシステムの整備。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月12日、上牧町議会。

なお、意見書の提出先は、山下まこと奈良県知事宛てでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、慎重審議の上、採択を賜りますようお願いを申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（遠山健太郎） 趣旨弁明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎閉会の宣告

○議長（遠山健太郎） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（遠山健太郎） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎町長の挨拶

○議長（遠山健太郎） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案議決を頂きまして、ありがとうございます。

この議会中でも、一般質問等、またほかの時点でも議題となっております新中学校、それと認定こども園、こういう問題が、それ以外にも上牧町には多数の問題がございます。これからそういうものをしっかりと条件を整えていくということが、これから我々に課された大きな課題であるというふうに考えております。それぞれ説明不足のところもございますが、しっかりとこれから皆さん方にも説明を、また住民の方々にも説明をさせていただきながら、山積がございます上牧町を、住民の方々の住みやすい、安全で安心して暮らせるまちづくりをなお一層進めてまいりたいというふうに考えておりますので、引き続き、皆さん方のご理解、ご協力を、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

それと、ここ最近の気候が、もう12月でございますが、温かくなったり寒くなったり、またインフルエンザも流行しておりますし、コロナも決して油断ができない状況下でございま

す。これから年末にかけて、皆さん方それぞれお忙しいだろうと思いますが、体に十分気をつけていただいて、すがすがしいお正月を迎えていただきますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(遠山健太郎) これをもちまして令和5年第4回上牧町議会定例会を閉会いたします。
どうも皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 遠 山 健 太 郎

署 名 議 員 竹 之 内 剛

署 名 議 員 牧 浦 秀 俊